

真狩村こども計画



令和7年3月策定

真狩村

目次

I	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	3
3.	計画期間	4
4.	計画の策定体制	4
II	こどもと家庭を取り巻く状況	
1.	本村の現状	5
2.	就学前のこどもについての状況	9
3.	小学生のこどもについての状況	28
4.	中学生のこどもについての状況	45
5.	こどもの生活に関する状況	50
6.	こども若者についての状況	54
7.	こども・若者をめぐる課題	59
III	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	62
2.	基本理念を実現するための施策展開	63
3.	施策体系	66
IV	施策の展開	
	基本方針 1	67
	基本方針 2	68
	基本方針 3	74
	基本方針 4	87
	基本方針 5	92
	基本方針 6	96
IV	計画の目標値等	
1.	第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況	97
2.	教育・保育に関する提供区域の設定	104
3.	量の見込みと確保方策	106
4.	教育・保育事業の推進	125
VI	計画の推進	
1.	推進体制の充実	126
2.	計画の進捗管理・評価に向けて	126

※ 資料編（別紙）

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景と趣旨

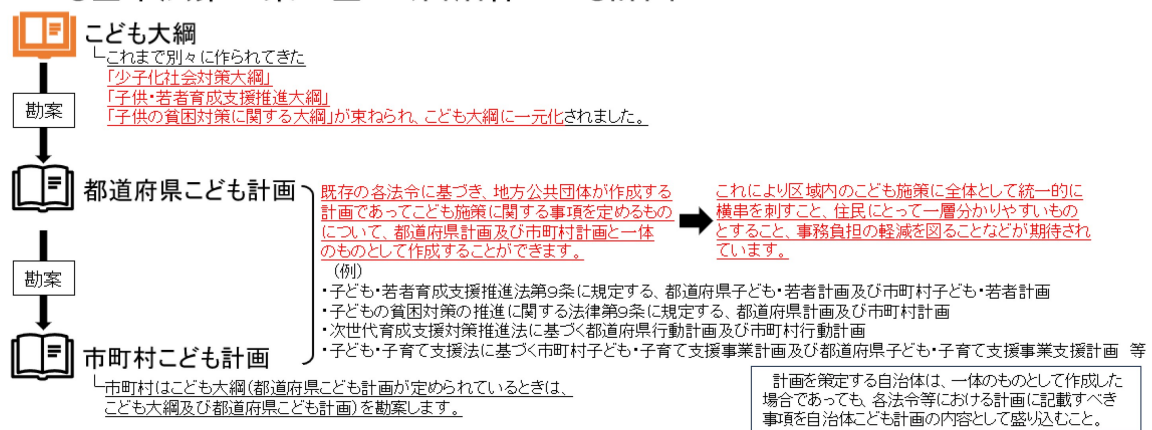
本村では、平成17年度より次世代育成支援対策推進法に基づく「真狩村次世代育成支援地域行動計画（前期：17～21年度、後期：22～26年度）」を策定しました。平成27年には「真狩村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。国の動向、社会環境の変化、本村のこどもや子育ての現状、第1期計画の進捗状況等を勘案し、こども・子育て支援に向けた取組をさらに推進するため、「第2期真狩村子ども・子育て支援事業計画」を令和2年に策定したところです。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に、同法に基づいた「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和6年4月に、児童福祉法が改正されるなど、こども施策に関する基本的な方針等が定められました。

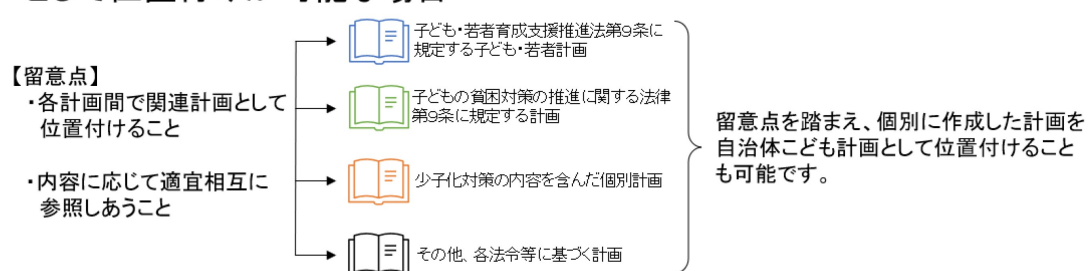
このような状況のなか、令和6年度をもって「第2期真狩村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することから、子どもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案した「真狩村こども計画」を策定します。

■参考：こども家庭庁「こども計画の体系」

●こども基本法第10条に基づく自治体こども計画



●既存の各法令に基づく計画を個別に作成する場合で、自治体こども計画として位置付けが可能な場合



（２）こどもまんなか社会の実現に向けた計画

こども計画は、こども大綱を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映し作成します。

こども大綱では「こどもまんなか社会」の実現を目指しており、それぞれの自治体が、こども大綱を勘案した自治体こども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながります。

このような、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、こども計画の目的となります。

■こどもまんなか社会

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

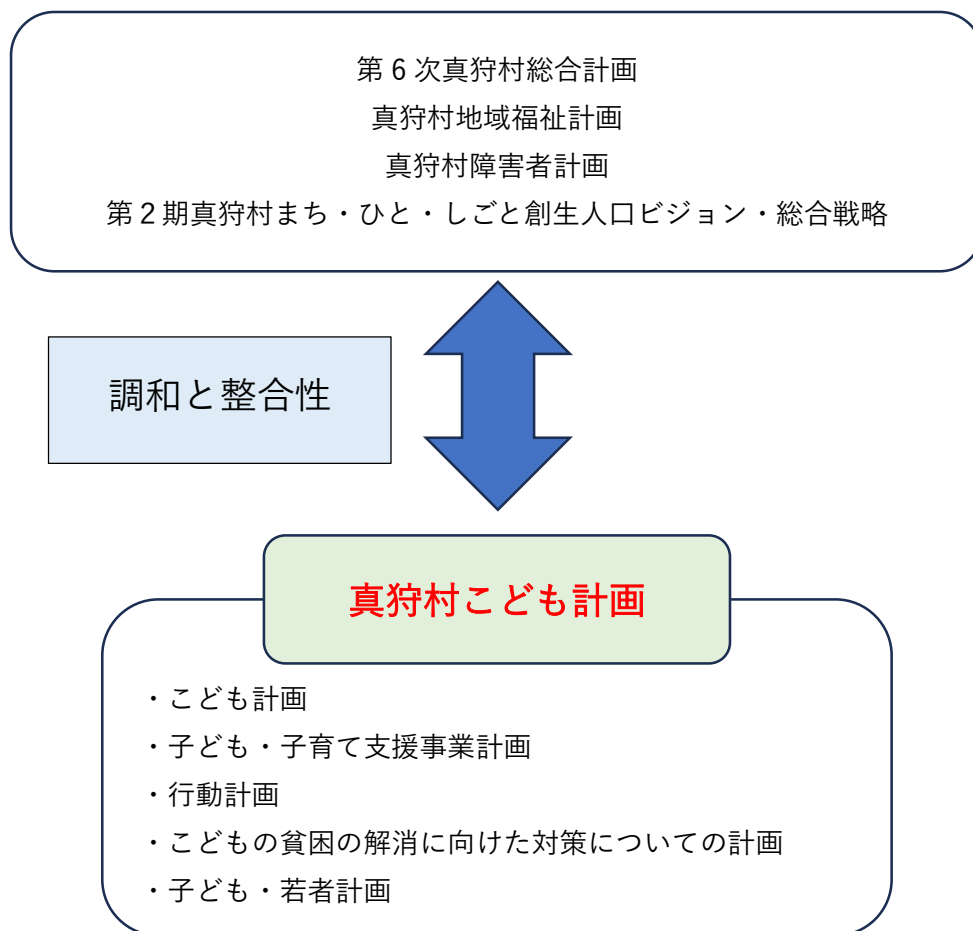
2. 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、本村のまちづくりの総合的な指針である「真狩村総合計画」や「真狩村地域福祉計画」、「真狩村障害者計画」、「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」などの計画との調和と整合性を図りながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定します。

- ・市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）
- ・市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条第1項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
- ・市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）

■計画の位置づけ



（２）計画の対象

本計画は、こども基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法等を踏まえ、対象を０歳から３０歳未満の子ども・若者とします。

■計画の対象

こども（０～18歳）			
		若者（概ね13～30歳未満）	
青少年（乳幼児期から青年期）			
乳幼児期 0～5歳	学童期 6～12歳	思春期 概ね13～18歳	青年期 概ね18～30歳未満

３．計画期間

本計画の期間は、令和７年度から令和１１年度までの５年間とします。

また、子ども・若者の支援施策の進捗状況等に乖離がある場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

４．計画の策定体制

（１）「こども・子育て」「こども・若者」支援に関するニーズの把握

本計画を策定するにあたっては、村内在住の未就学児童の保護者、小学生の保護者・中学生の保護者、小学５・６年生と中学生、１５～２９歳の若者を対象とした子育て世帯や子ども・若者の生活実態・事業に関するアンケート調査から、現在の状況やニーズの把握を行いました。

（２）計画の策定方法

施策推進に係る課等に対し施策目標に関わる事業や取組について聞き取り調査を行い、関係各課の意見を集約しました。

Ⅱ

こどもと家庭を取り巻く状況

1. 本村の現状

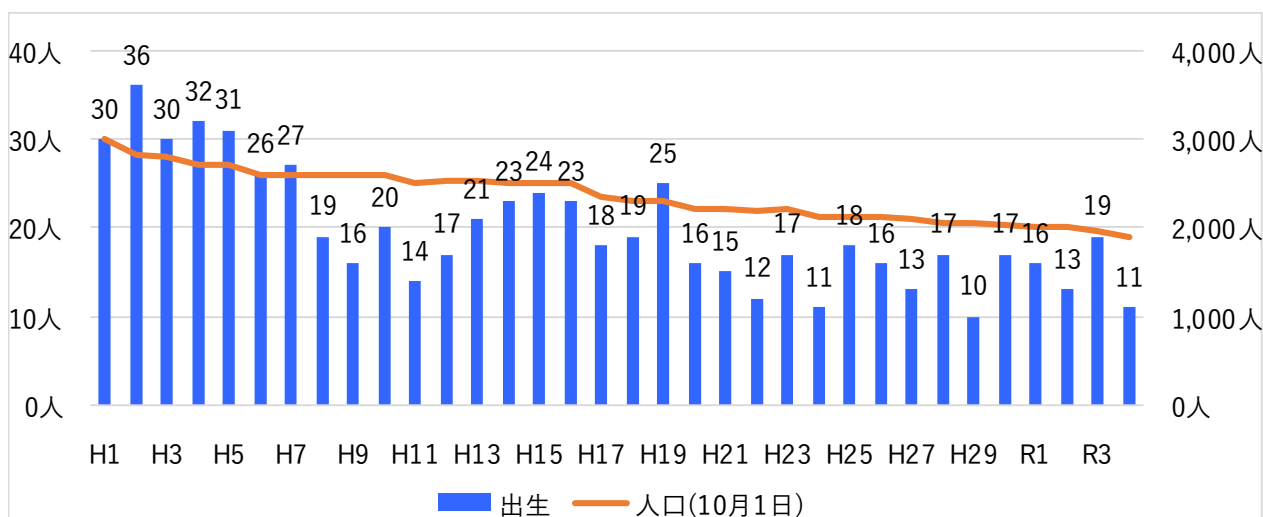
(1) 少子化の現状と背景

わが国は第2次ベビーブーム（昭和46年～49年頃）以降、少子化が進行しています。

要因としては、従来から晩婚化・未婚化及び晩産化が指摘されています。

本村での出生数は、昭和47年の61人を最高に低下し、令和2年から令和4年までの3年平均では14人となっており、ピーク時に比べ70%以上減少しています。

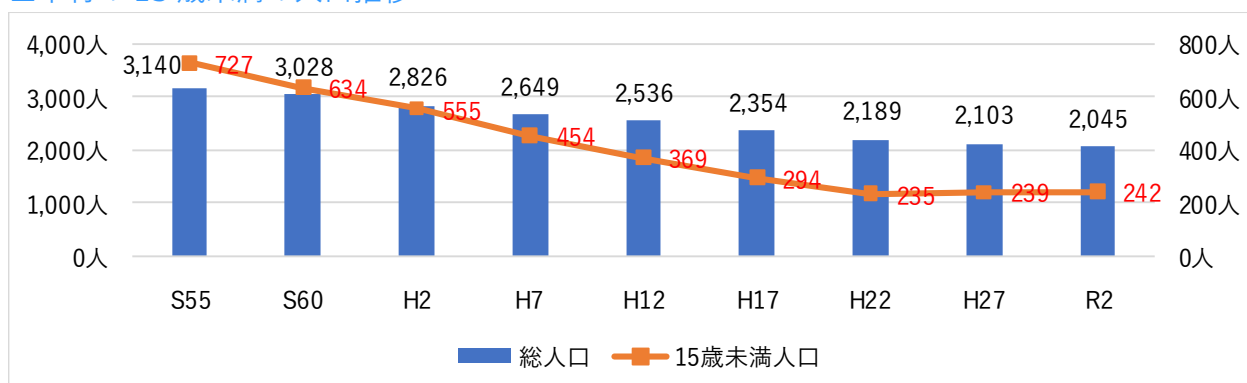
■本村の人口と出生数



資料:人口動態総覧（「北海道保健統計年報」）

本村の15歳未満の人口は年々減少しており、令和2年現在では242人、総人口の11.8%となっています。出生数が減少傾向であることから、今後もこどもの人口は減少が続くと考えられます。

■本村の15歳未満の人口推移



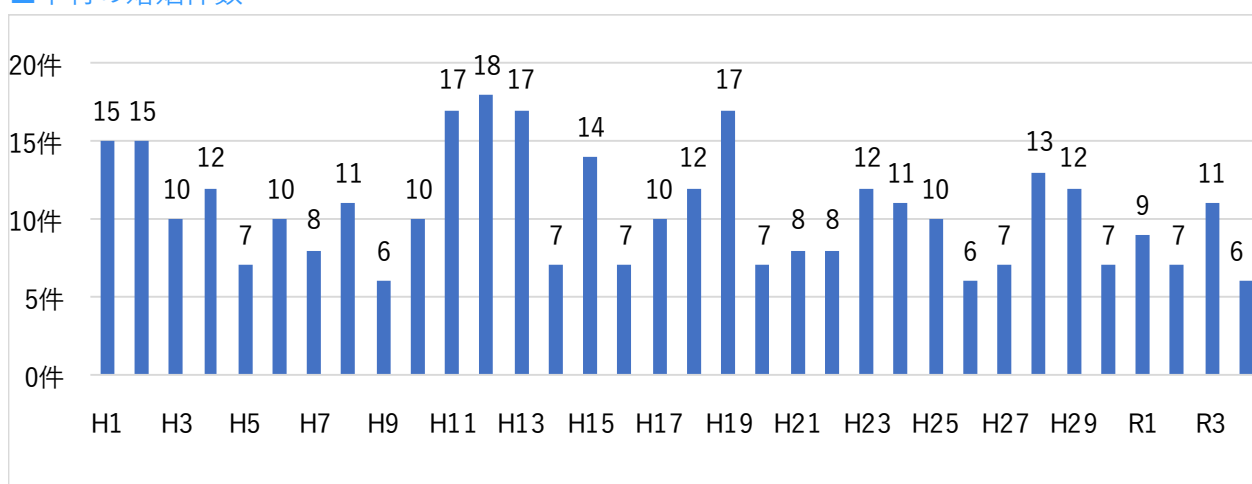
資料:国勢調査

(2) 婚姻に関すること

若年層の多くは結婚を望んでおり、2人以上のこどもを希望しているといわれていますが、未婚・晩婚が増えている理由として「独身の自由さ気楽さを失いたくない」、「経済的に余裕がない」、「結婚の必要性を感じない」などが理由で、結婚や夫婦の価値観には家族の連帯感より個人主義・自由意識が表れているといわれています。

本村の婚姻数は、平成以降では平成12年の18件を最高として全体的に減少しています。婚姻率（人口千人当）は昭和51年には9.4%（婚姻数30件）ありましたが、令和2年から令和4年までの3年平均では、婚姻率（人口千人当）は4.1%（婚姻数8件）に低下しています。

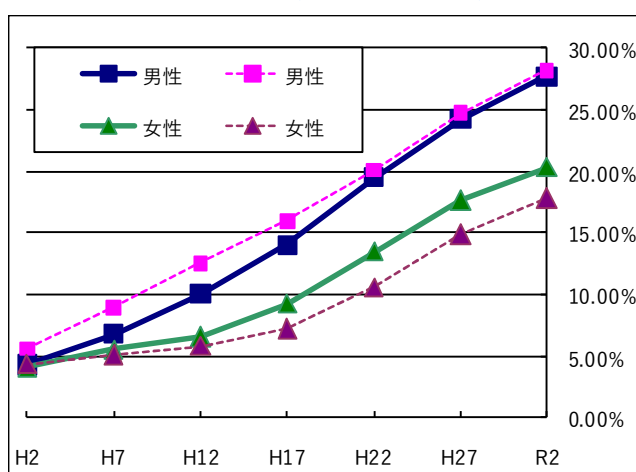
■本村の婚姻件数



資料:人口動態総覧（「北海道保健統計年報」）

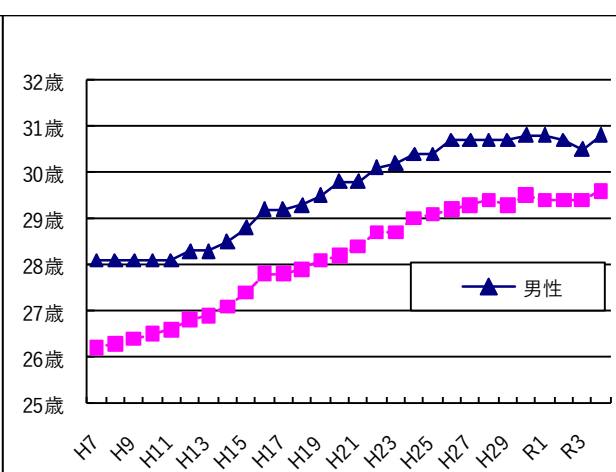
また、全国・北海道の生涯未婚率※は上昇を続けており、これにより平均初婚年齢も年々上昇を続け、未婚・晩婚化が深刻な社会問題となっていることがわかります。

■生涯未婚率の推移（全国・北海道）



資料: 国立社会保障・人口問題研究所

■平均初婚年齢の推移（北海道：男性・女性）



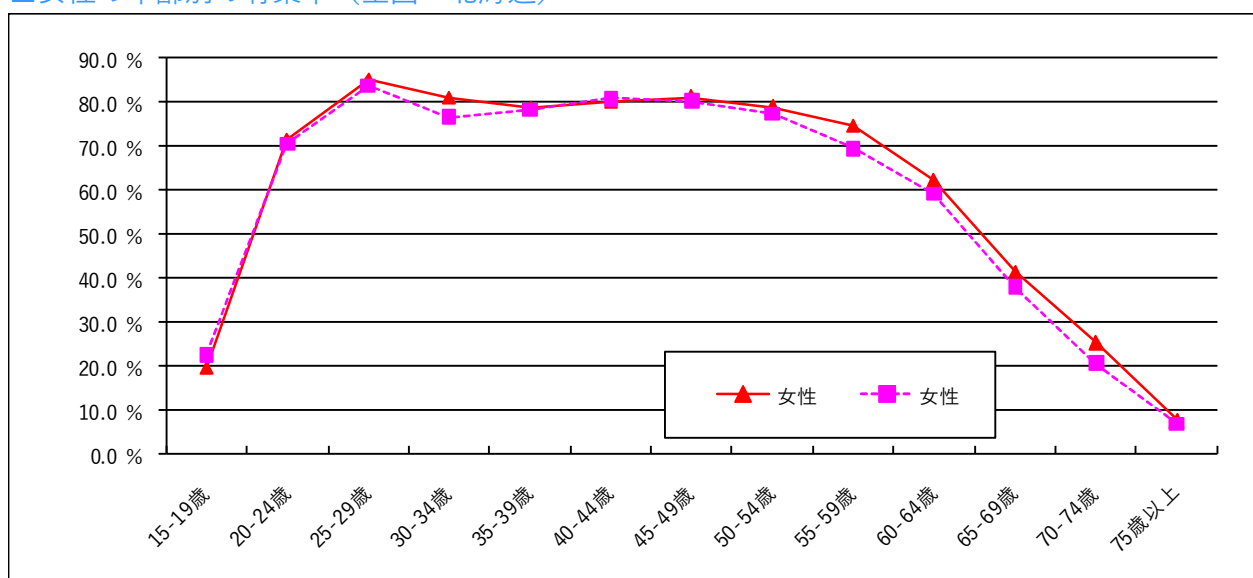
資料: 厚生労働省「人口動態統計」

※生涯未婚率は、50歳の時点で一度も結婚をしたことのない人の割合

（３）女性及びこどものいる世帯の就業状況について

全国・北海道の女性の有業率は、20歳代後半でピークを迎え、30歳代で低下し、その後再び上昇するというゆるやかなM字曲線を描いており、結婚、出産、子育て期に就業している女性の割合が低下していることがわかります。

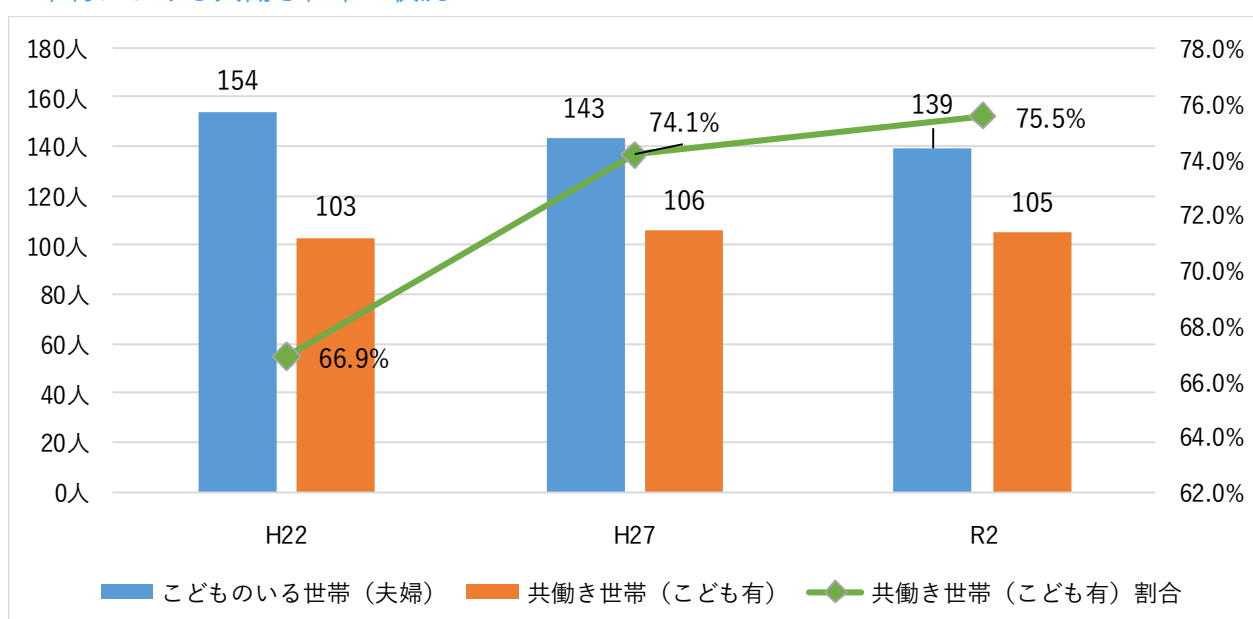
■女性の年齢別の有業率（全国・北海道）



資料:総務省「令和4年就業構造基本調査」

本村における、20歳未満のこどもがいる夫婦世帯のうち、共働きしている世帯割合は増加しており、令和2年では105世帯、割合では75.5%で、平成22年と比べて8.6%増加しています。

■本村における共働き世帯の状況



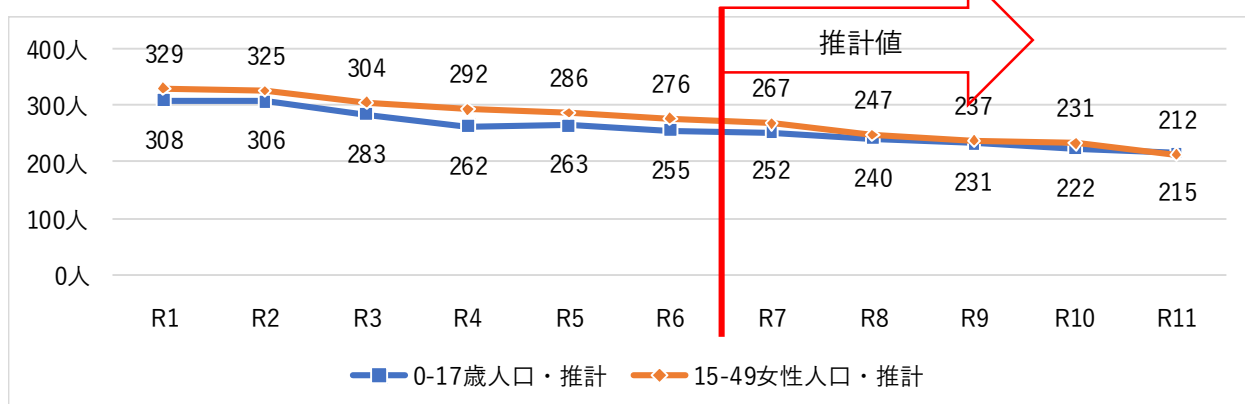
資料:国勢調査

(4) 0～17 歳のこども人口と 15～49 歳の女性人口の推移と推計

本村の 0～17 歳のこども人口は、令和元年の 308 人から令和 6 年の 255 人まで減少傾向が続いてきました。同じ期間の 15～49 歳女性人口は令和元年の 329 人から令和 6 年の 276 人まで減少傾向が続いています。こども女性比※の直近 5 年間をみると、令和 2 年の 0.055 から令和 4 年の 0.041 へ減少した後、令和 5 年に 0.052 へ微増し、令和 6 年は 0.051 です。令和 2 年から令和 6 年の 5 年間の平均こども女性比は、0.048 となります。

また、コーホート変化率法を用いて算出した、令和 11 年の 0～17 歳のこども人口は 215 人、15～49 歳女性人口は 212 と推計されます。

■本村における 0～17 歳のこどもと 15～49 歳女性人口の推移と推計



資料:住民基本台帳人口実績を基に推計

※こども女性比は、各年の 0 歳の人口（男女計）を、同じ年の 15～49 歳女性人口で割って算出。

※コーホート変化率法は、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去 5 年間の人口動勢から変化率を求め、将来の人口を推計。

(5) 児童虐待相談対応件数の推移

本村の令和元年度から令和5年度の5年間における児童虐待相談対応件数は下記のとおりです。相談対応件数の種別では、ネグレクトの件数が年間平均で 1 件程度となります。

■児童虐待相談対応件数の推移

	R1	R2	R3	R4	R5
身体的虐待		1			
性的虐待					
心理的虐待					
ネグレクト	1	1			2
その他		1			

2. 就学前のこどもについての状況

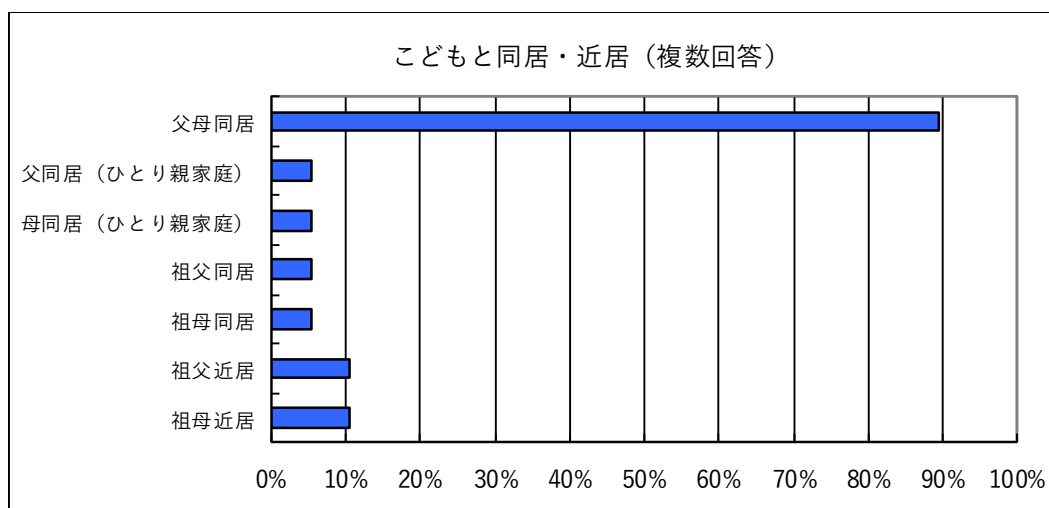
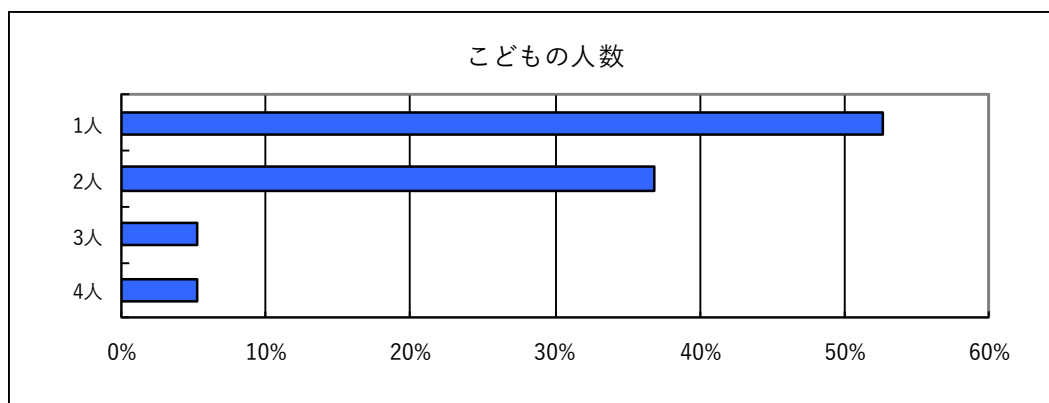
(1) アンケート調査について

こどもまんなか社会の実現に向けた村づくりを進めるため策定する「こども計画」について、皆様の子育て・教育の状況やご意見をお聞かせいただき、村のこども施策に反映させることを目的に本アンケート調査を実施しました。

調査地域	全村
調査対象	村内在住の就学前児童がいる保護者（61 世帯）
調査方法	配達等により対象保護者に送付 Google フォームにて回答
調査期間	令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 8 日
回 答	19 世帯
回収率	31.1%

(2) 世帯に関すること

本村のこどもを持つ世帯では1人が一番多く、複数のこどもをもつ世帯は全体の約50%となっています。父母とともに生活しているこどもが多く、また、祖父又は祖母が同居もしくは近居しているこどもが約30%となっています。



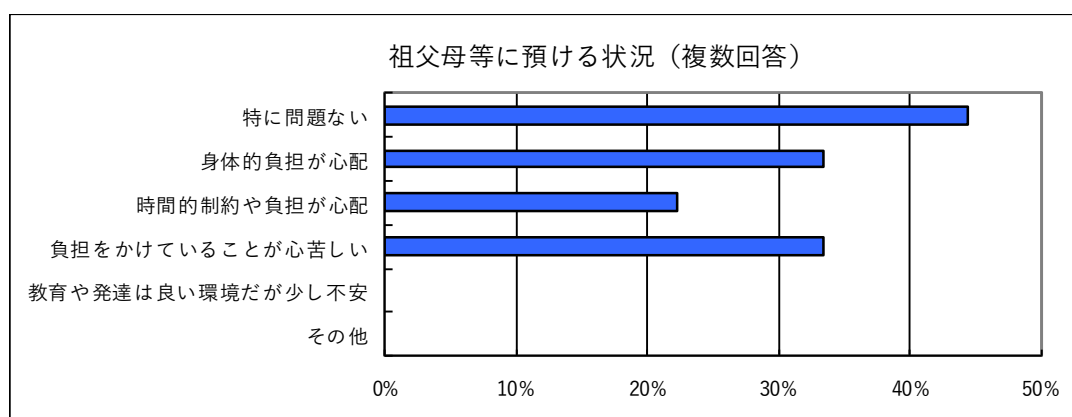
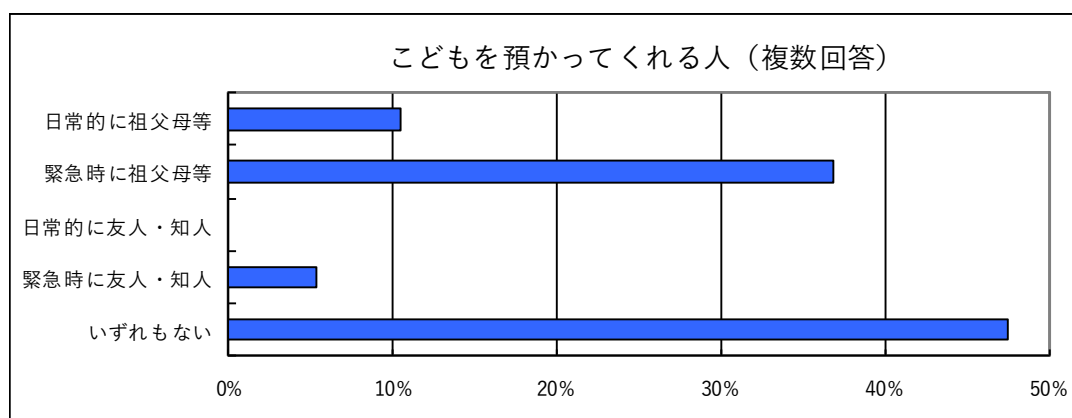
（続柄はこどもから見た場合）

(3) こどもの預け先に関すること

同居もしくは近居が多い祖父母や親族にこどもの預けることができる世帯は緊急時、日常的に預ける場合ともに約 35%と低くなっています。

また、友人・知人となると緊急時では約 5%、日常的では約 15%となる一方、半数近くが預かってもらえる人がいないとなっています。

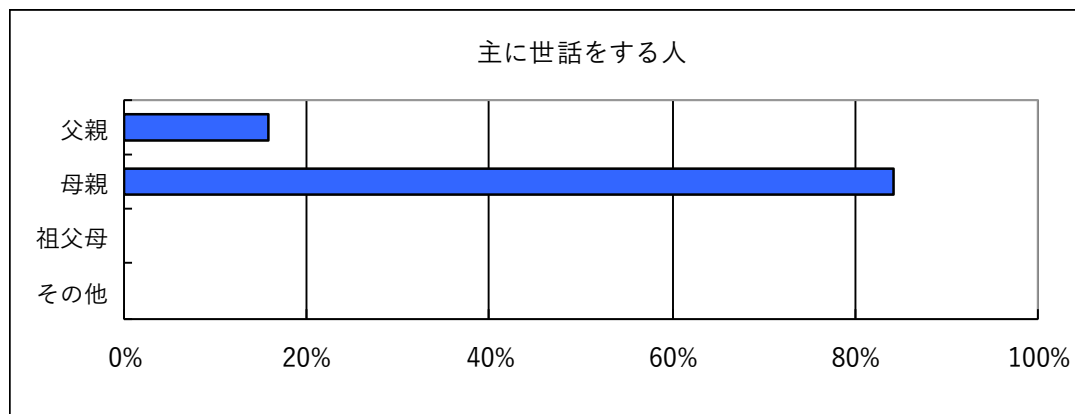
こどもを預けることが出来た場合でも、祖父母等では 3 人に 1 人が相手に対して負担をかけていることを心配しています。



（４）育児相談に関すること

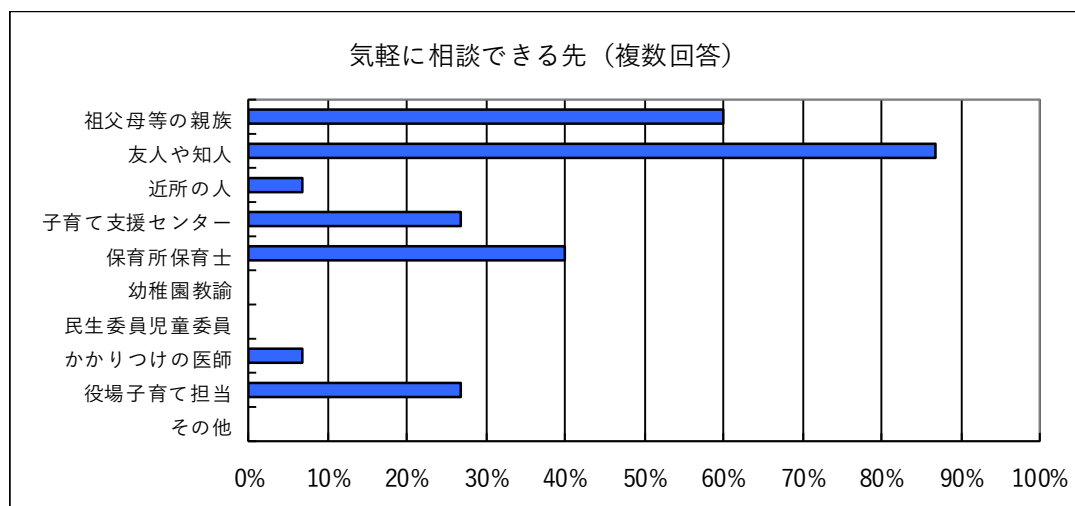
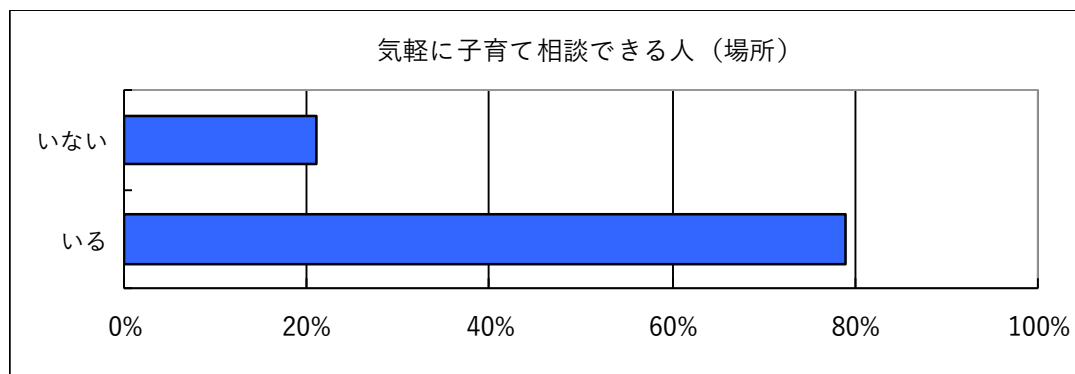
①こどもの世話をする人

家庭内で主にこどもの世話をする人は、大多数が母親となっています。



②子育ての相談相手

子育ての相談については、約80%の人が気軽にできる人（場所）がいると答えています。その相談先は、友人や知人が一番多く、次に祖父母等の親族など身近な方に相談していることが多いといえます。一方、相談する親近者が少ない保護者がこどもの発育・成長に関することを相談する場合は、保育士や子育て支援センター、役場子育て担当職員等を相手にすることがあり、内容に応じて関係機関に相談しているように思われます。

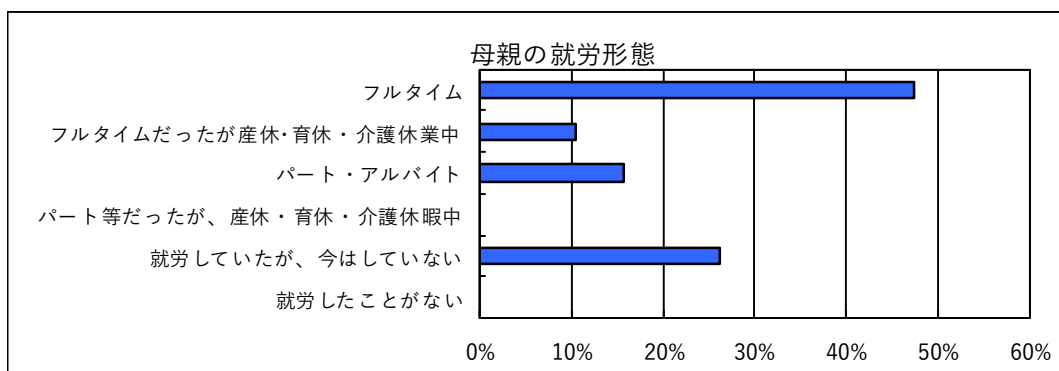
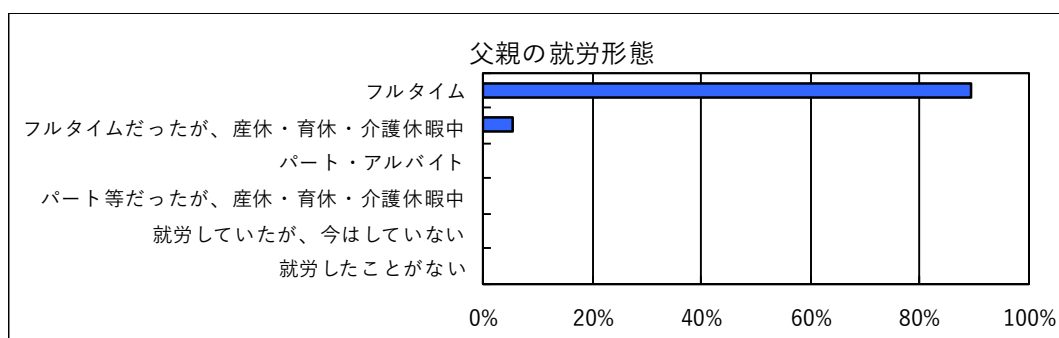


(5) 就労についての状況

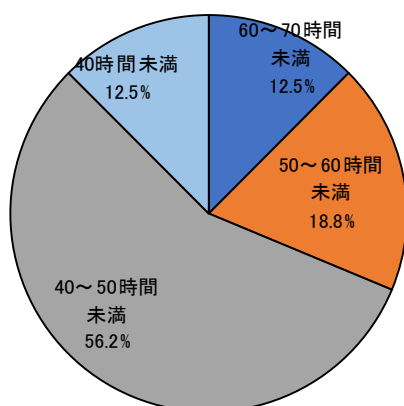
①就労の形態

父親の就労形態は圧倒的にフルタイムが多く、母親はフルタイムと育児等の休業中を合わせると半数以上の方がフルタイムで働いています。このほかパート・アルバイトでも2割近くを占めており、前述のとおりこどもの世話をする母親が圧倒的に多い中、約65%の方が就労していることになります。

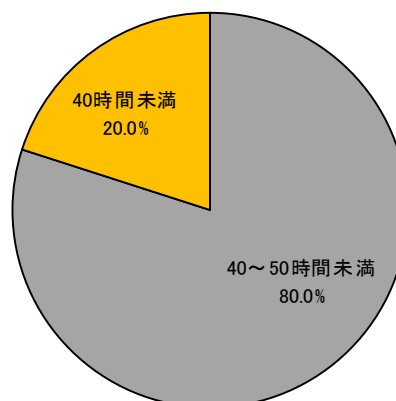
また、フルタイムで働く父母の労働時間の多くは週40時間以上であり、土曜日、日曜日の出勤なども含め、勤務時間も不規則な形態になっていることも予想されます。



フルタイム：父親
(一週あたりの労働時間)



フルタイム：母親
(一週あたりの労働時間)

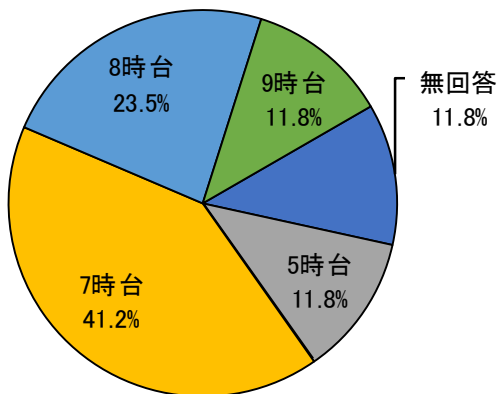


②就労の時間

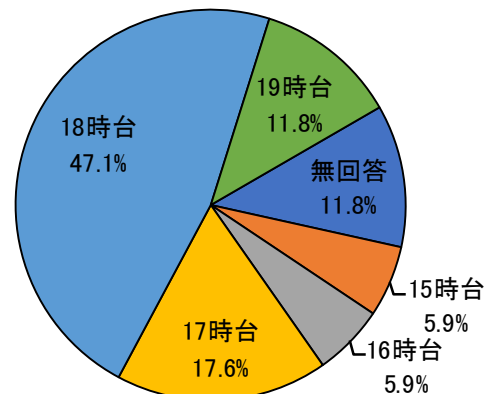
【フルタイム】

約 9 割がフルタイムで働く父親の出勤時間は、農業就労が多いこともあり 7 時前からほぼ就労を開始します。帰宅時間は 18 時以降が多くなり、日中はほぼ就労しているといえます。母親は 7 時以降の就労が多く、帰宅時間は 18 時台までが全体の 80%以上を占め、一般的な 8 時間就労が多いと思われます。しかし、母親でも業種などにより 19 時以降に帰宅する場合もあり、多様化する就労時間についての子育て支援も必要であると思われます。

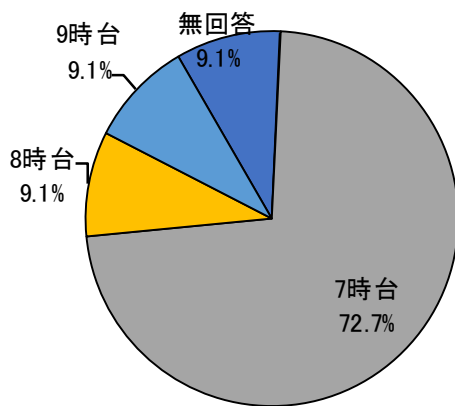
フルタイム出勤時間：父親



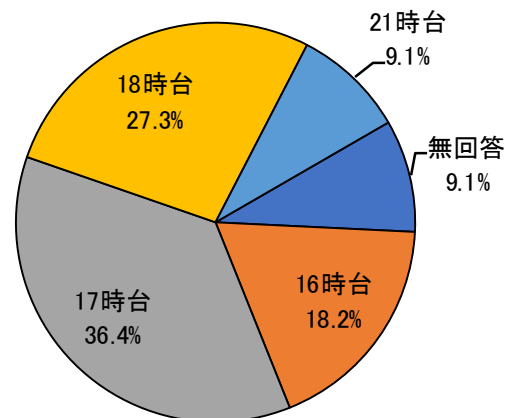
フルタイム帰宅時間：父親



フルタイム出勤時間：母親



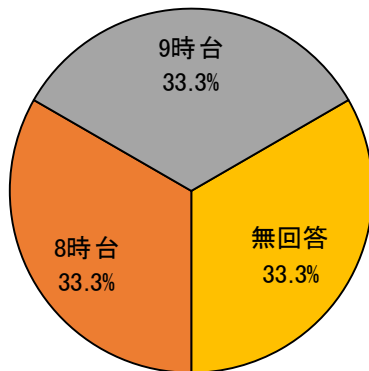
フルタイム帰宅時間：母親



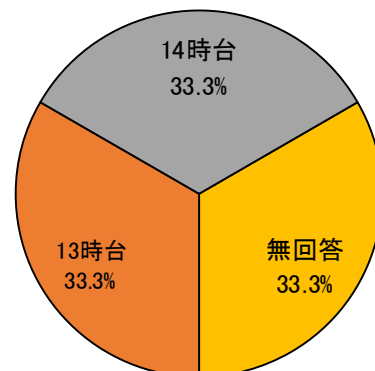
【パート・アルバイト】

パート・アルバイトには多様な勤務形態があると思われますが、出勤時間は 8 時台から 9 時台に集中しています。また、帰宅時間では 14 時以前の短時間と思われる就労は約 70%です。本村の場合は、常態的な短時間パートより期間雇用、季節雇用などの就労形態が考えられます。

パート・アルバイト出勤時間：母親

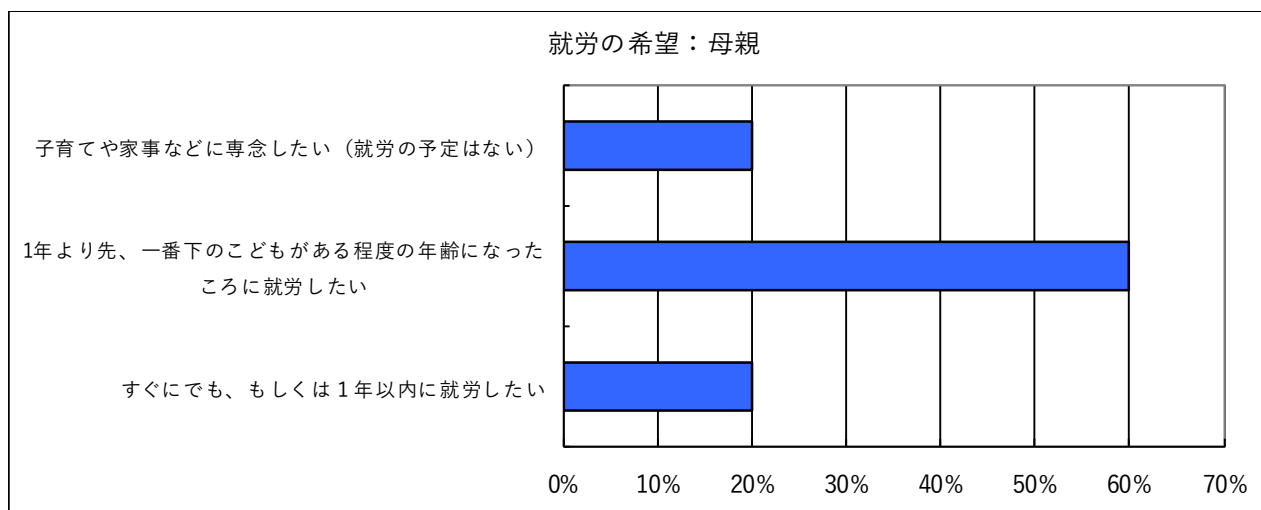


パート・アルバイト帰宅時間：母親



③就労の希望

現在就労していない母親では 80%が就労を希望しています。



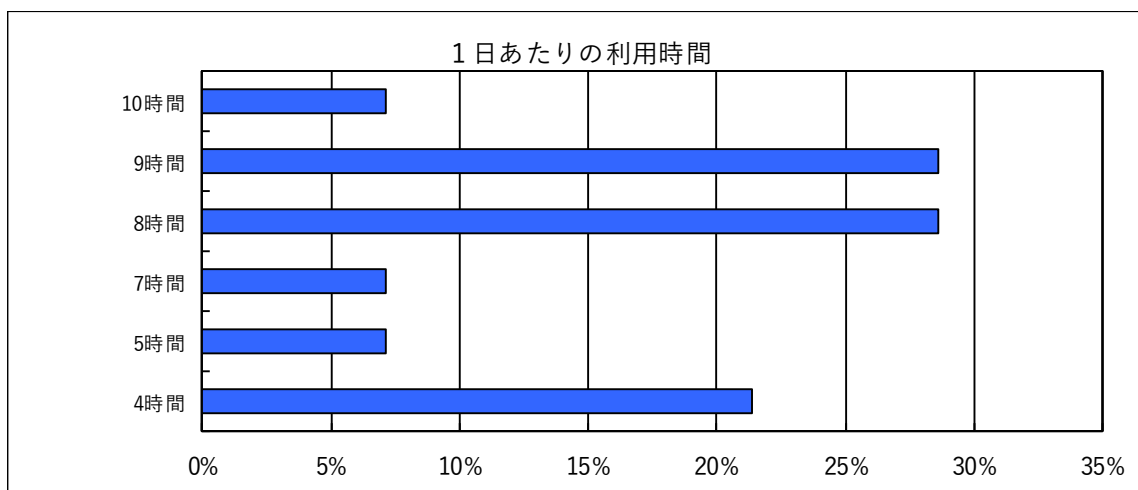
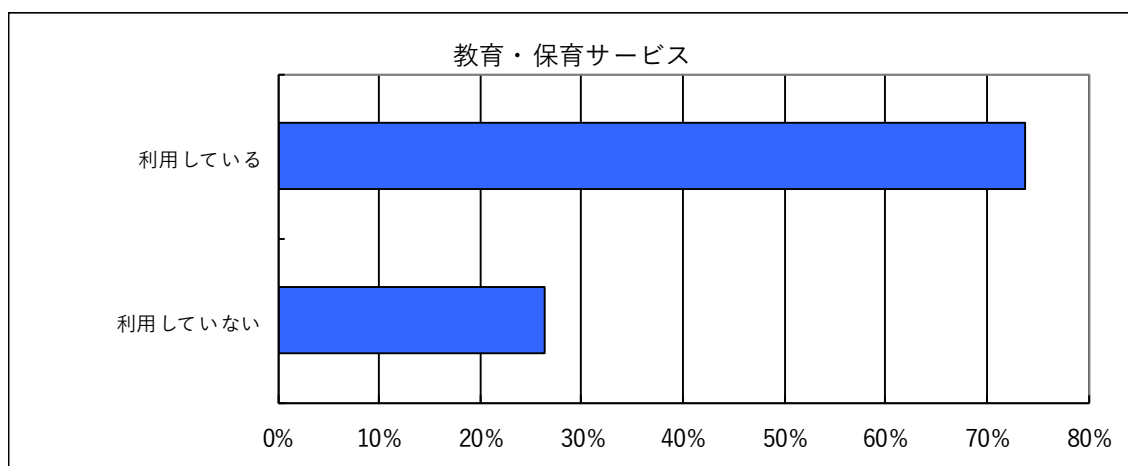
（６）就学前のこどもがいる世帯についての状況

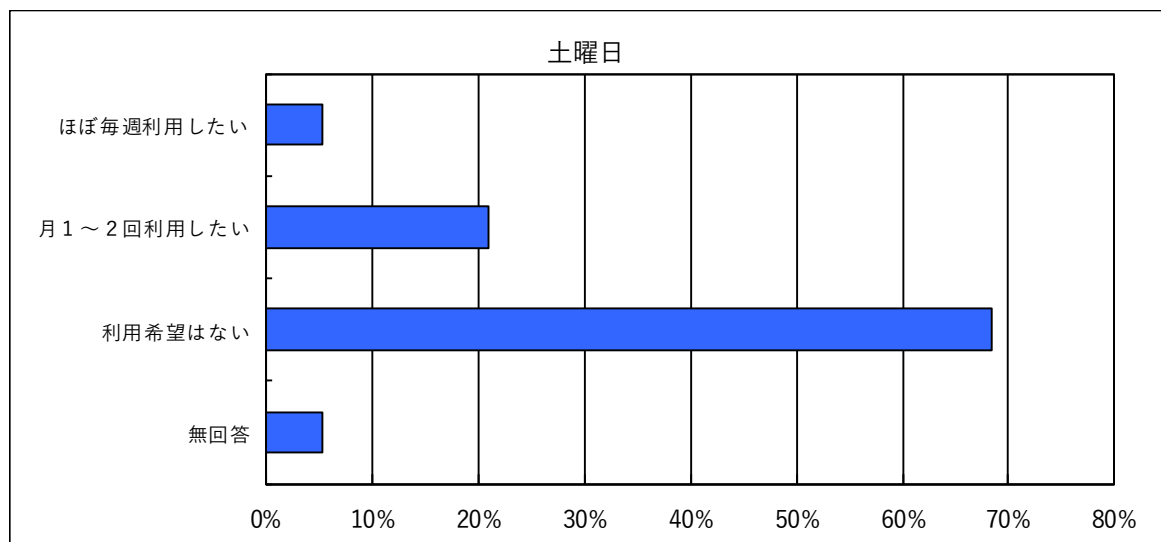
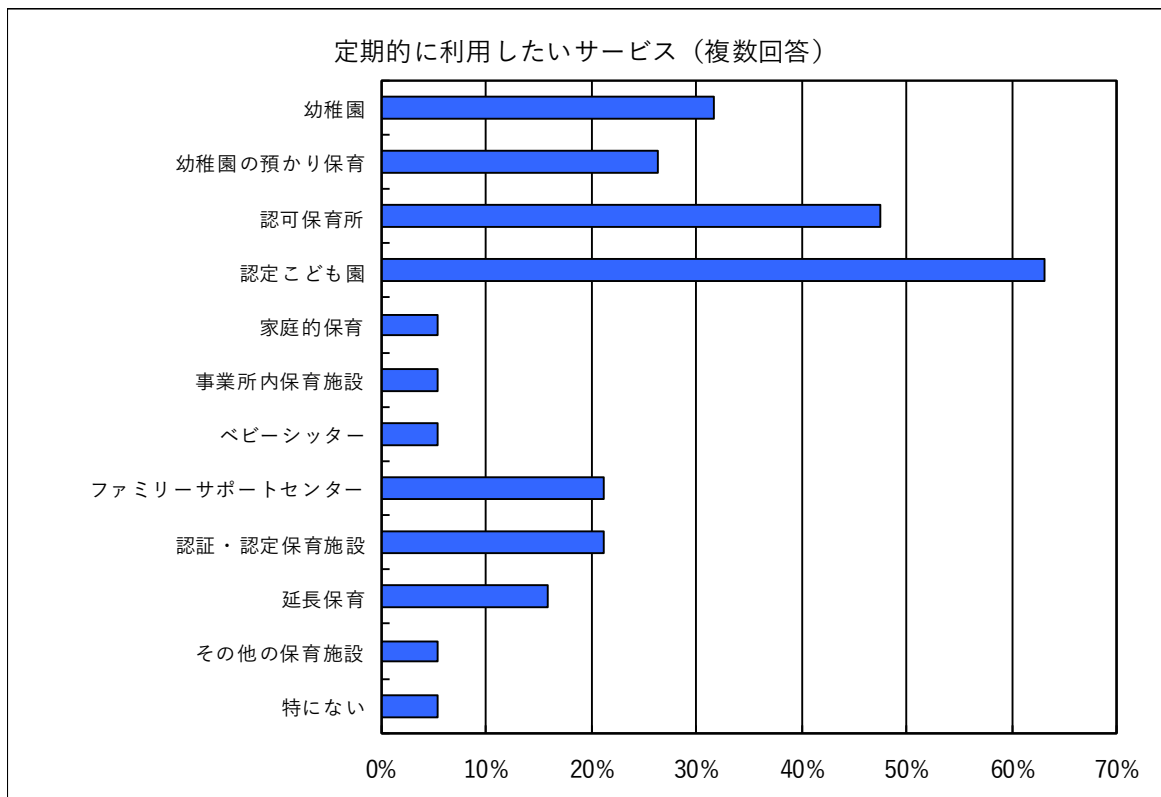
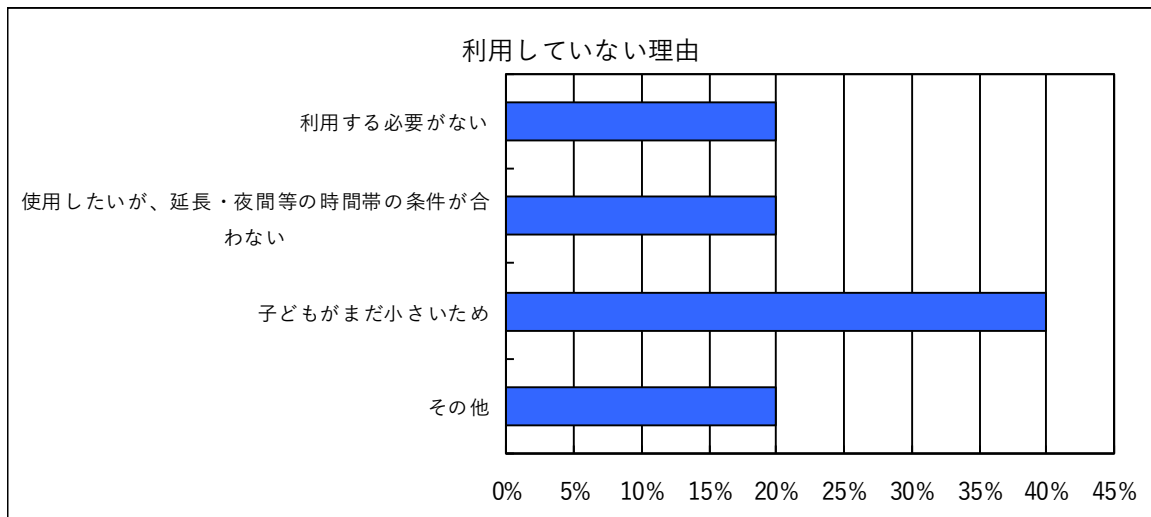
①教育・保育サービスの利用

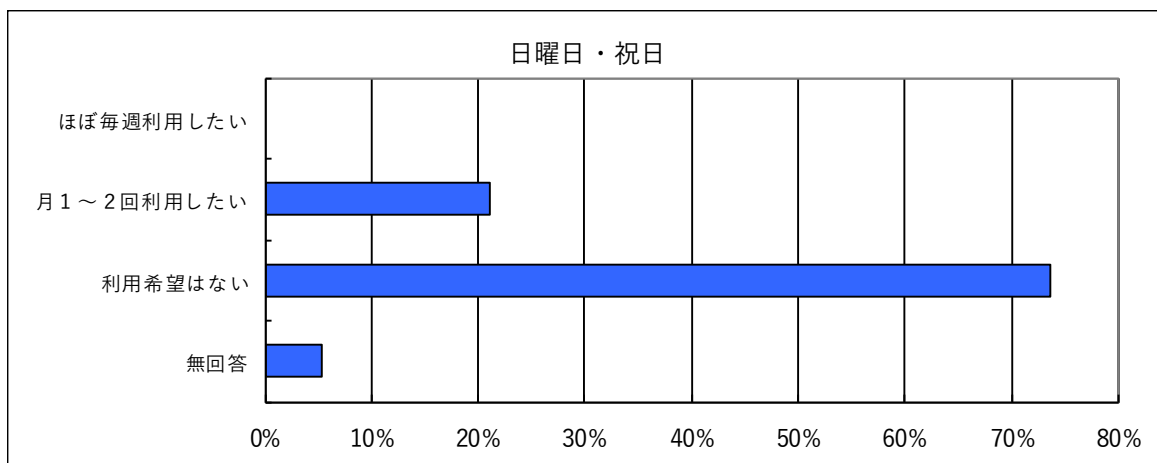
約 80% の人が教育・保育サービスを利用し、ほとんどの人が村内の認定こども園まったり保育所を利用しています。教育・保育サービスの利用日数は回答者全員が週 5 日で、1 日あたり 8 時間及び 9 時間の利用が一番多くなっています。利用している理由は、教育及び就労としています。利用していない理由はこどもがまだ小さいためが一番多くなっています。

また、定期的に利用したいと思う教育・保育サービスは、認定こども園が一番多く、次に認可保育所となっています。

土曜日、日曜日・祝日の利用希望は、約 70% の人は希望がないものの約 20% の人は月 1 回以上の利用を希望しています。

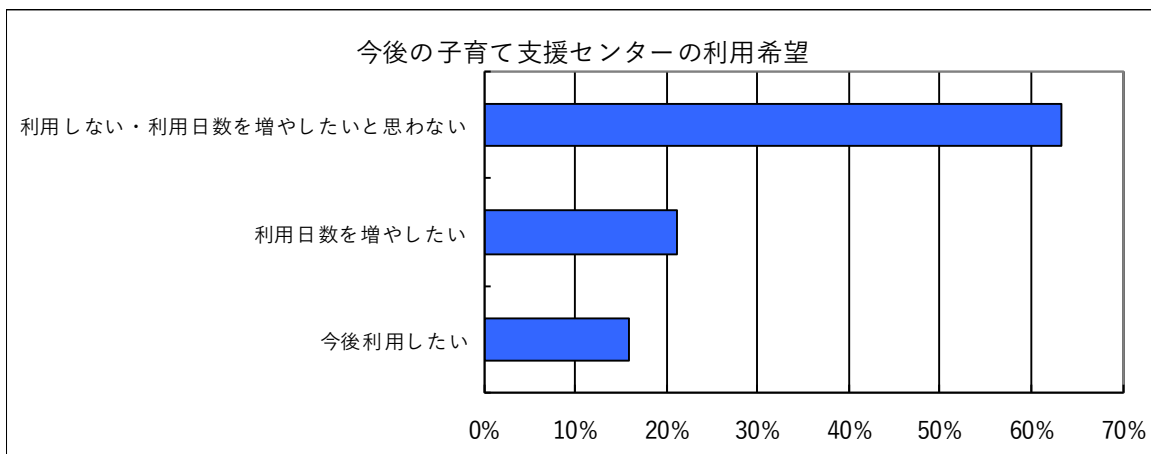
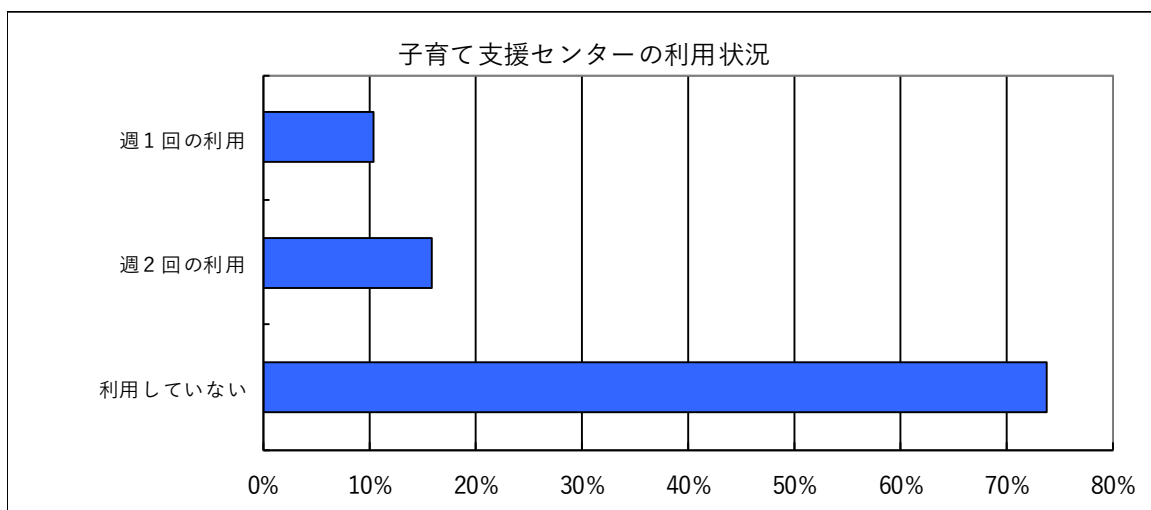






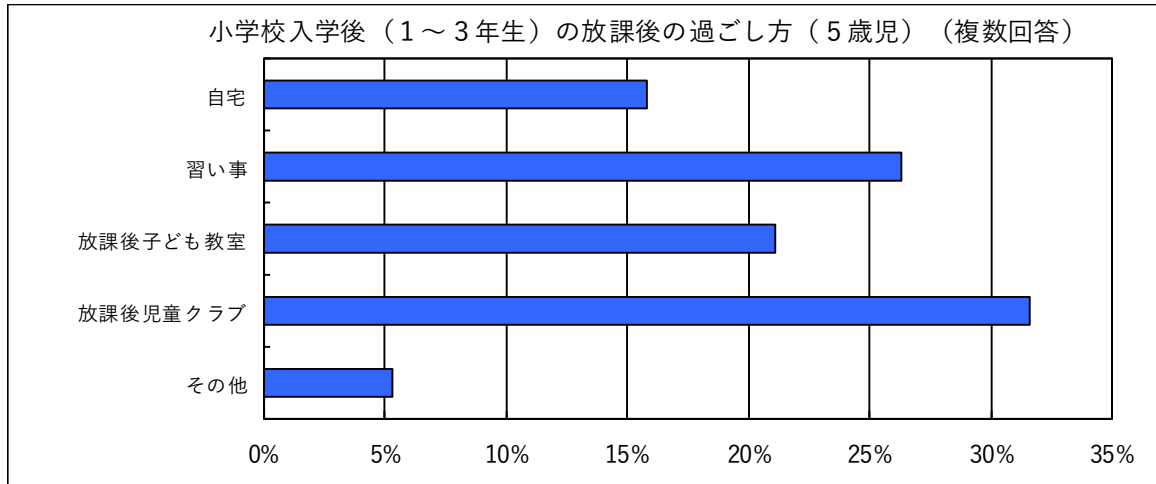
②子育て支援センターの利用

現在 25%の人が子育て支援センターを利用し、利用回数は週1回、または週2回の利用となっています。また、今後の利用については 35%の人が利用する、または利用日数を増やしたいと回答しています。



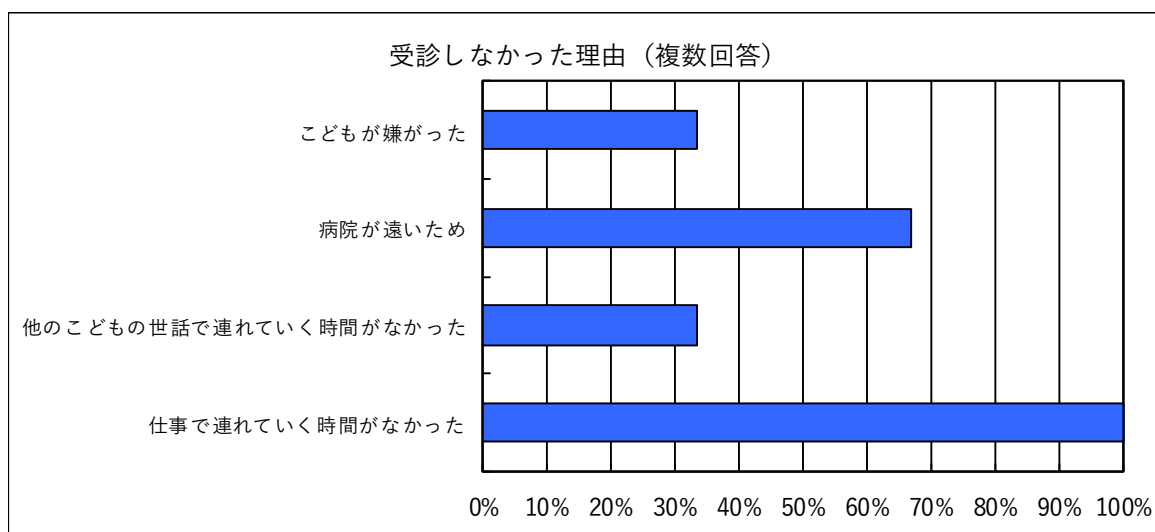
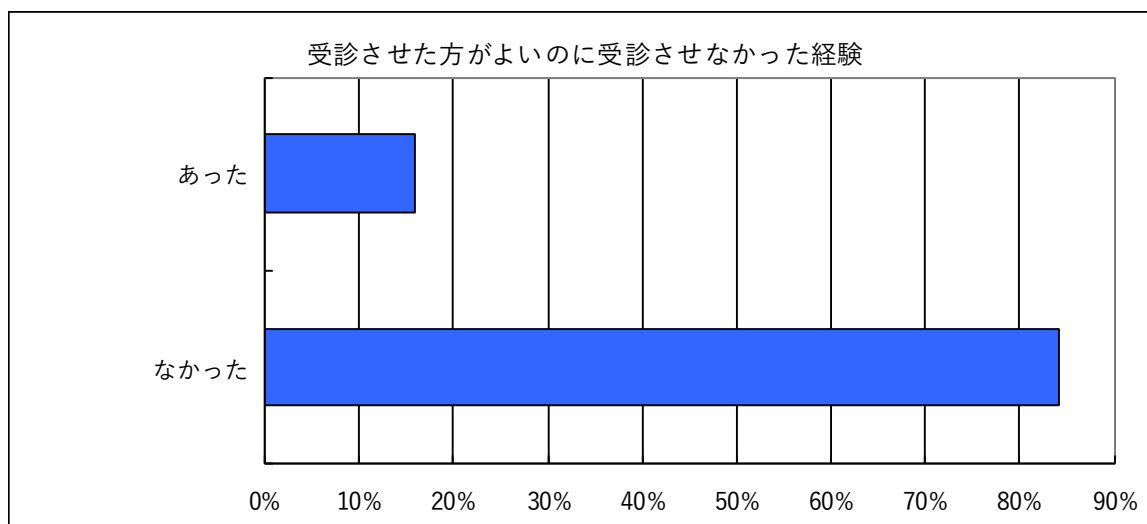
③小学校入学後の放課後の過ごし方

小学校入学後（1～3年生）のこどもの放課後の過ごし方は、放課後児童クラブを利用すると習い事をして過ごすが多くなっています。



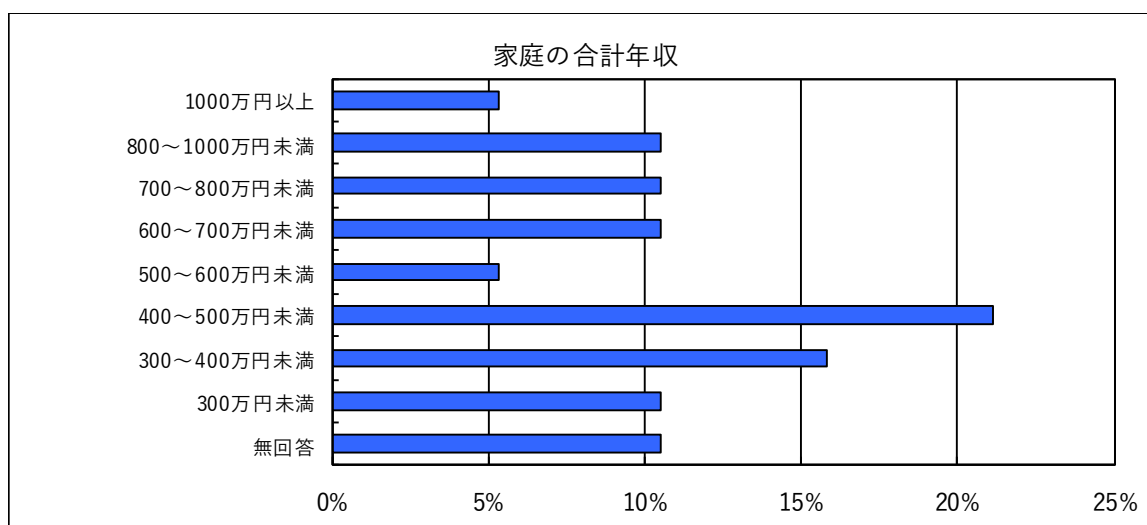
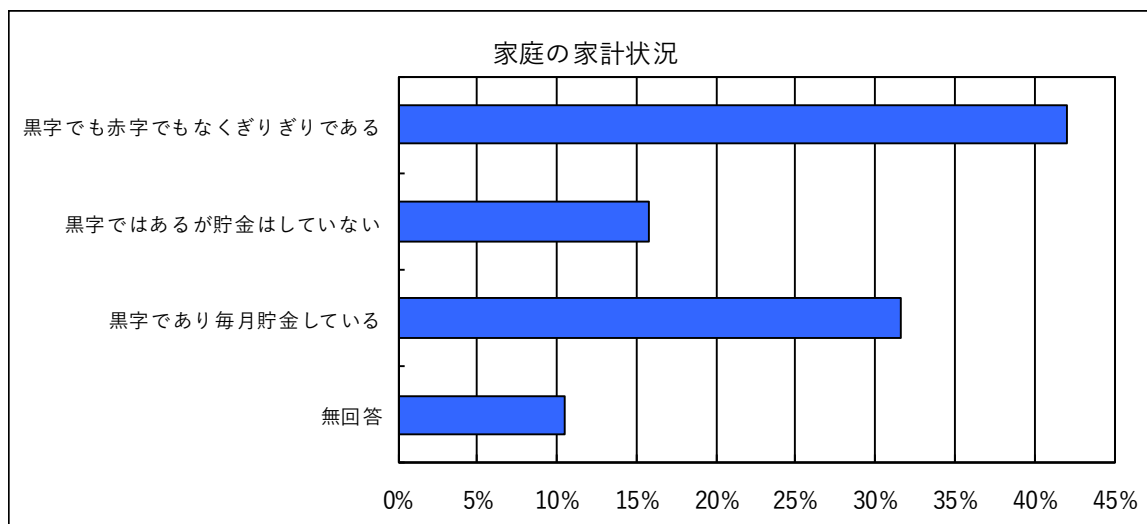
(7) こどもの健康・発達の状況

過去1年間でこどもを病院・歯医者に受診させた方がよいと思ったが、受診しなかった経験がある割合は約15%で、その理由としては、仕事で連れていく時間がなかったことが大きな要因となっています。



(8) 家計の状況

家庭の家計状況をみると、貯金に回せるお金がある世帯は約 30%で、家庭の合計年収では、500 万円未満が全体の約半分程度となっています。

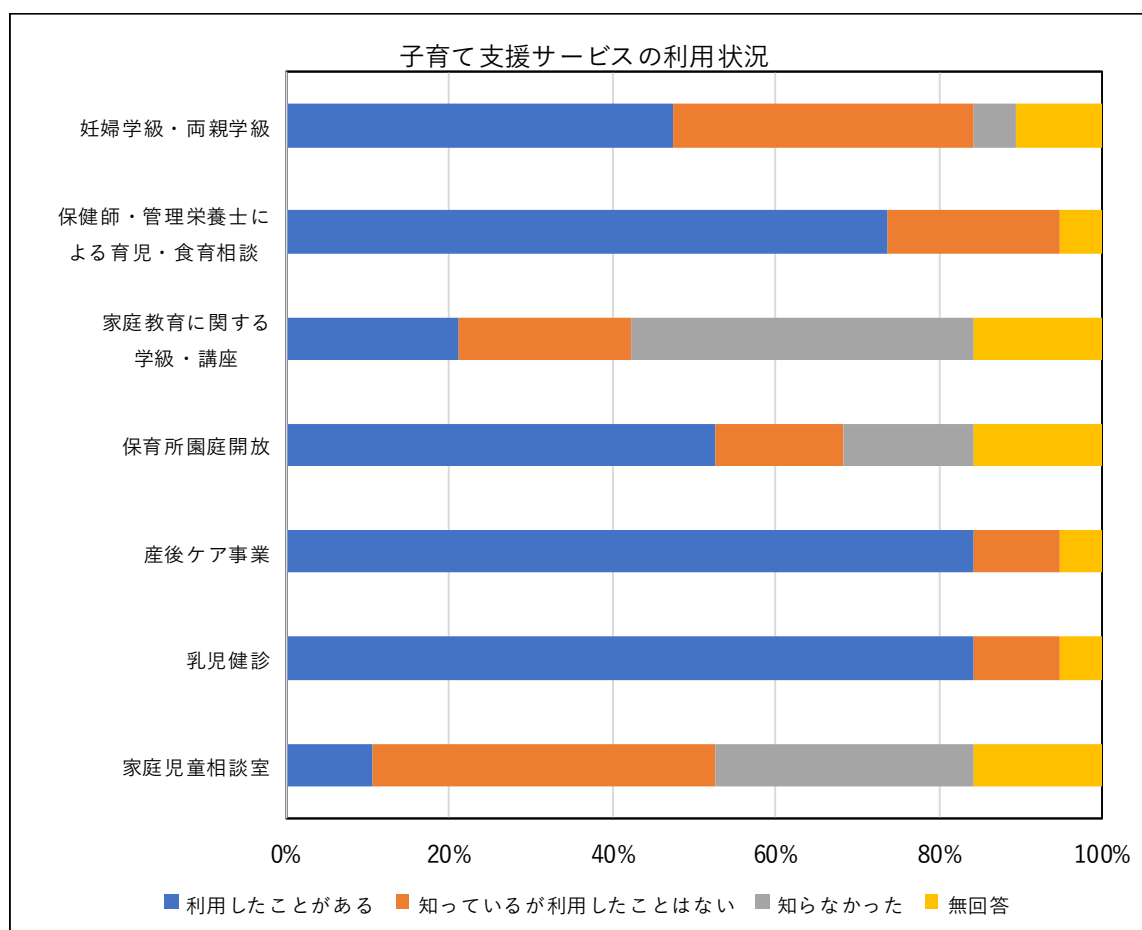


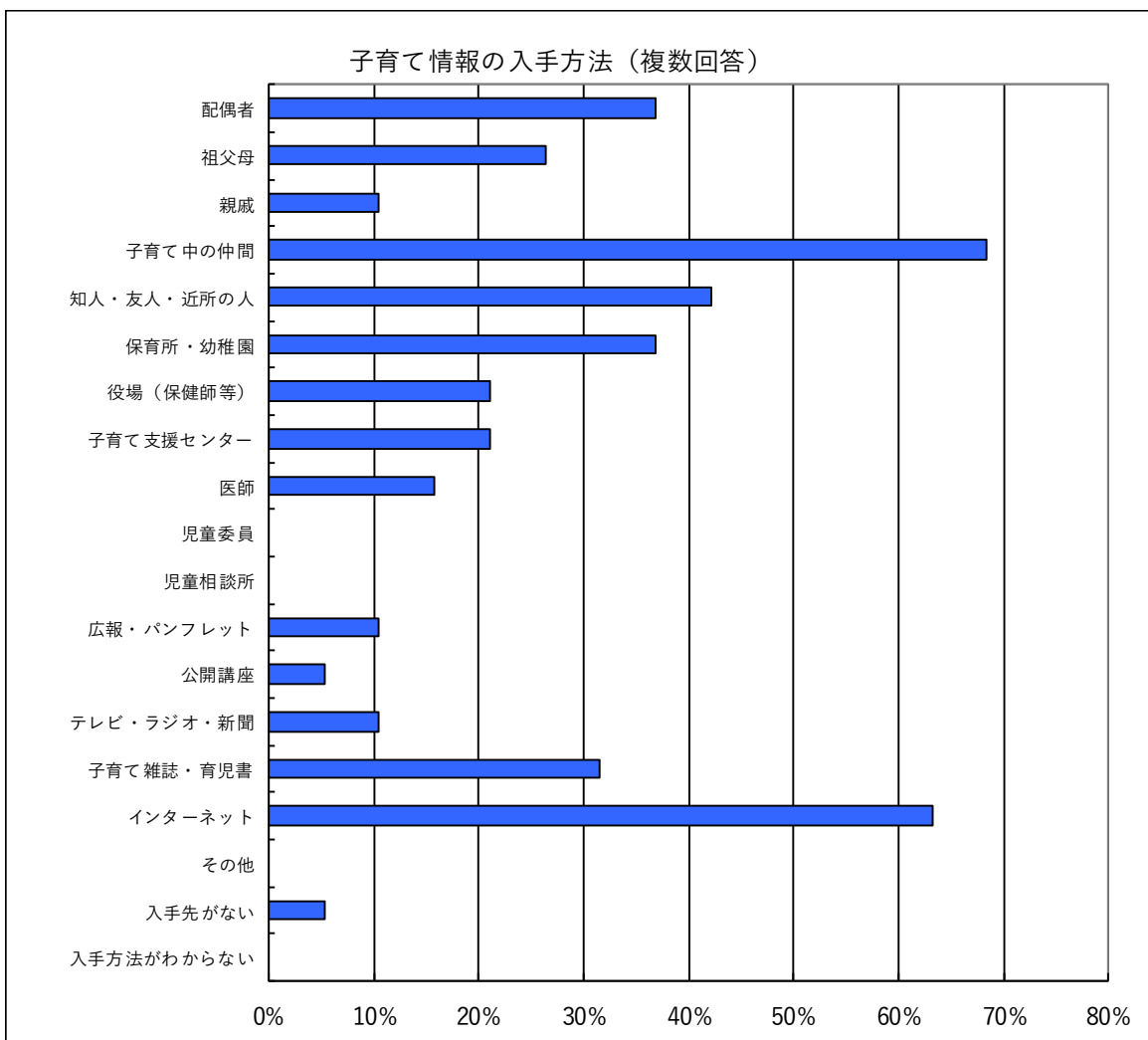
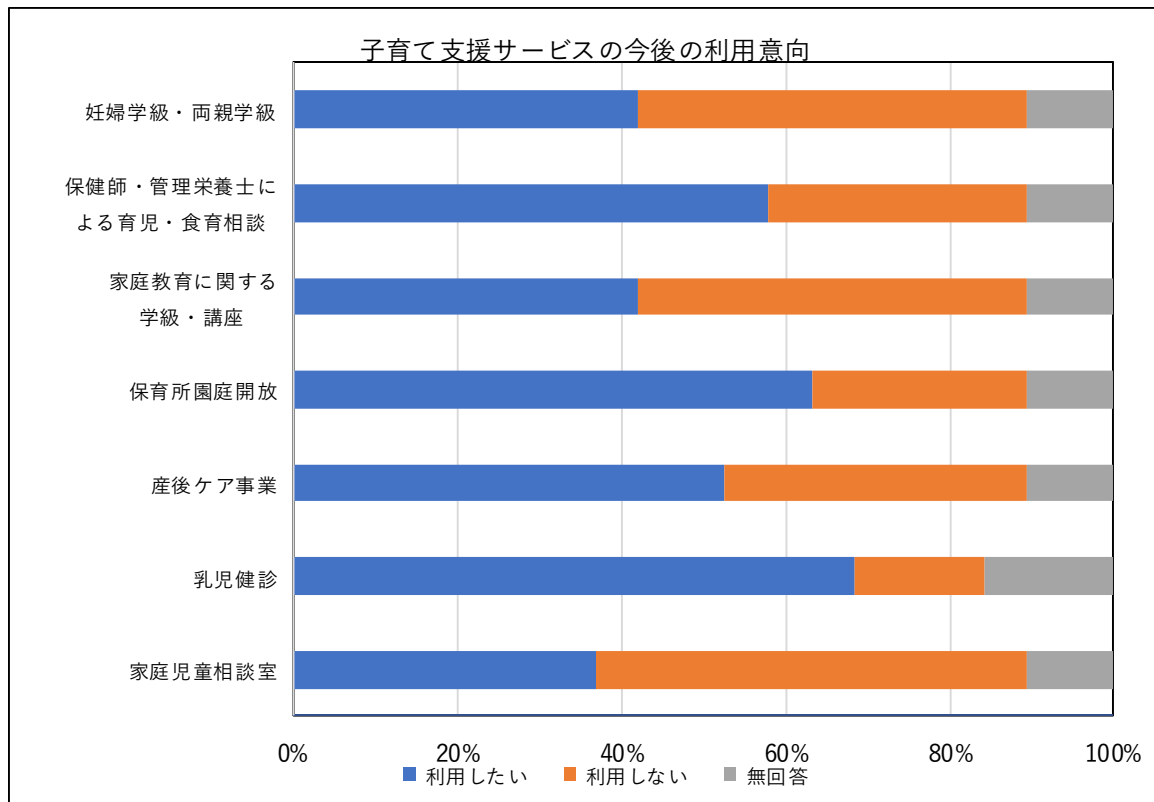
(9) 子育て全般についての状況

①子育て支援サービスの利用状況

今まで利用したことがある子育て支援サービスは多岐にわたり、中でも産後ケア事業、乳児健診、が多く利用されています。また、今後についてはサービスを利用したいという回答が約半数ほどとなっています。

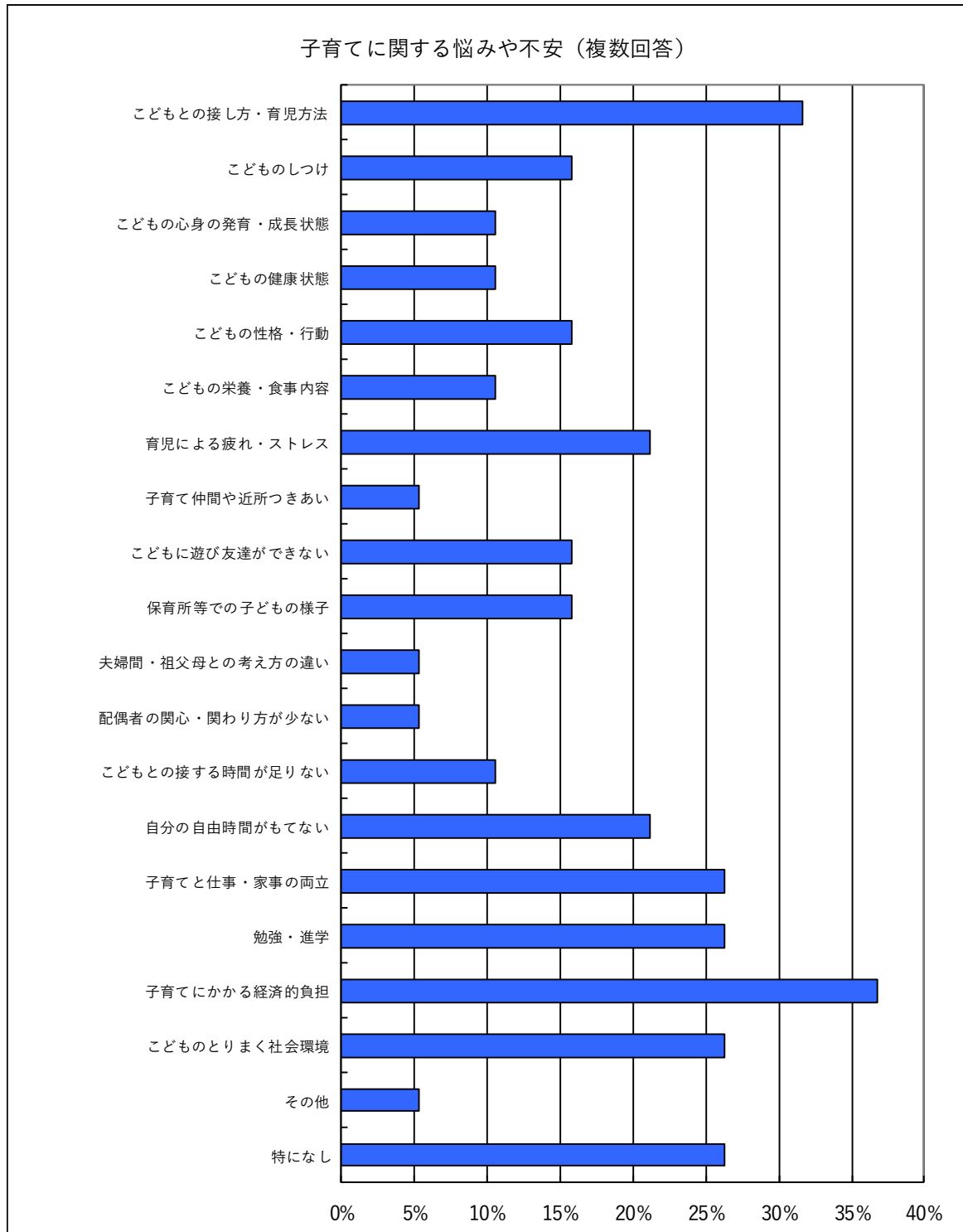
子育てに役立つ情報は、子育て中の仲間、インターネット、知人・友人・近所の人など多くの方法により情報を得ています。





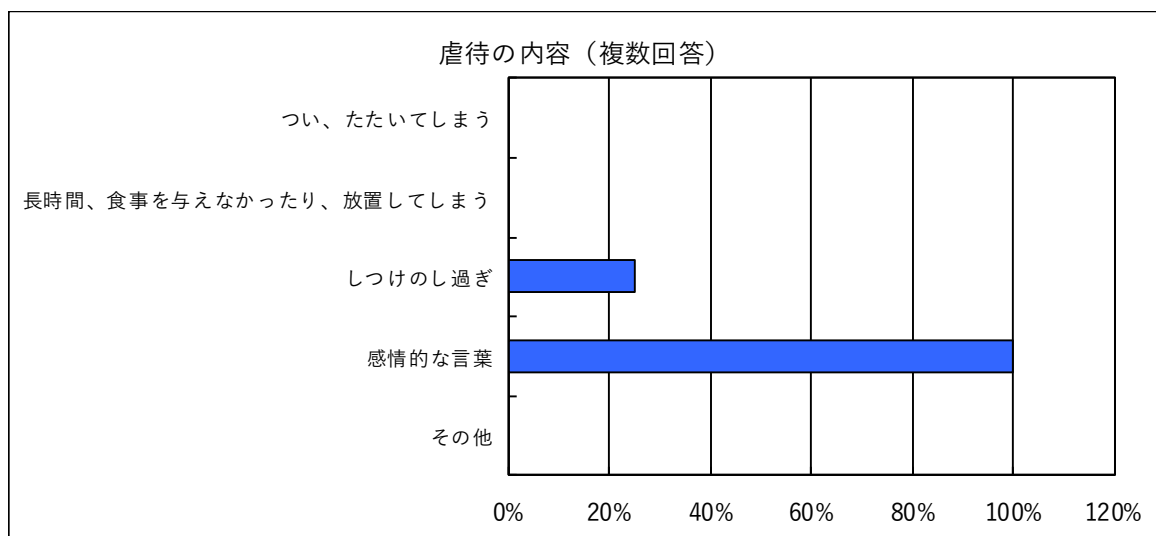
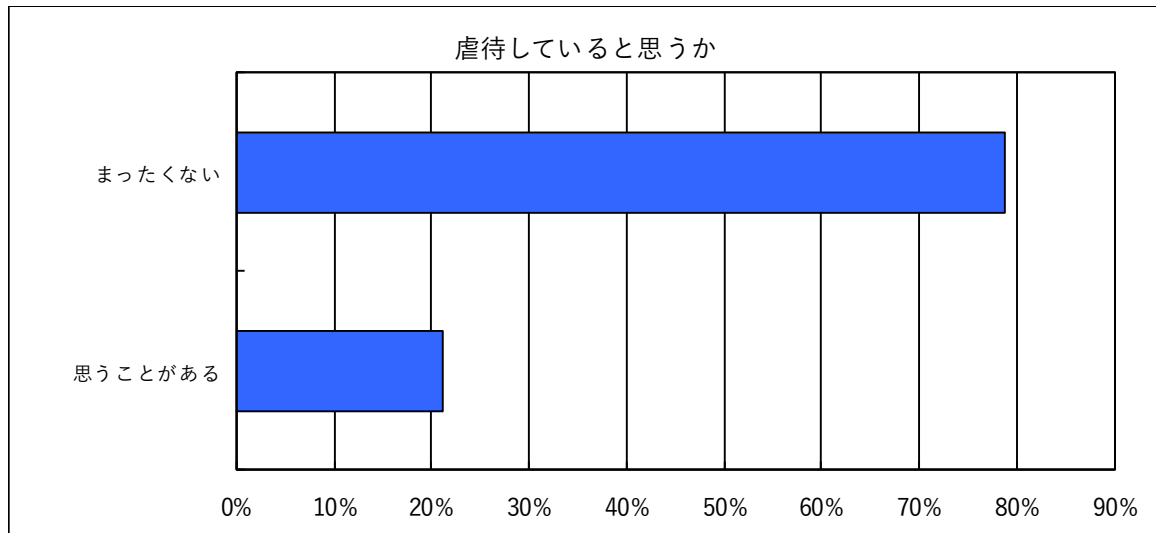
②子育てに関する悩み

子育てに関する悩みや不安は経済的な負担、こどもとの接し方・育児方法などが上位ですが多様になっています。



③こどもの虐待について

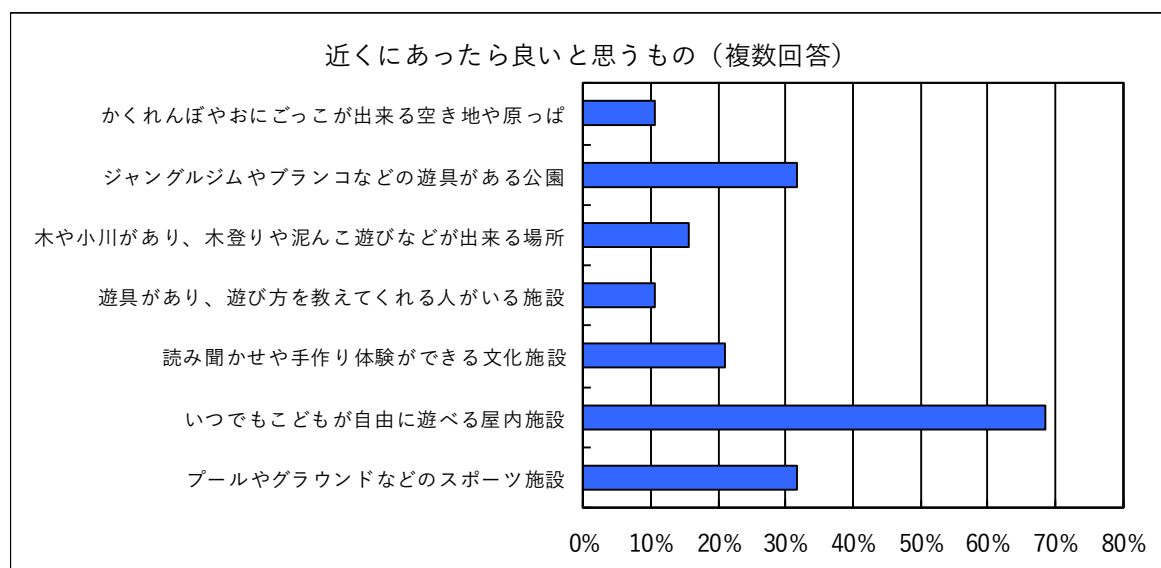
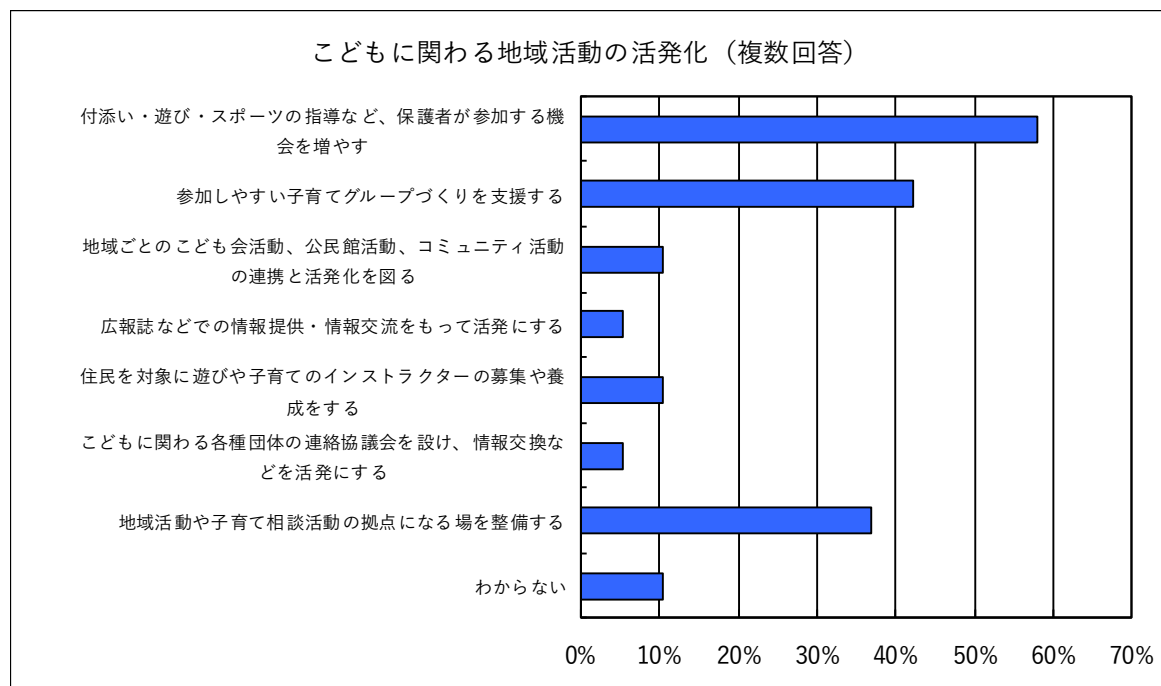
こどもを虐待していると思うことがあると回答した人も一定数おり、中でも感情的な言葉をかけてしまっているケースがみられるようです。



(10) 地域の子育て環境や少子化対策に関すること

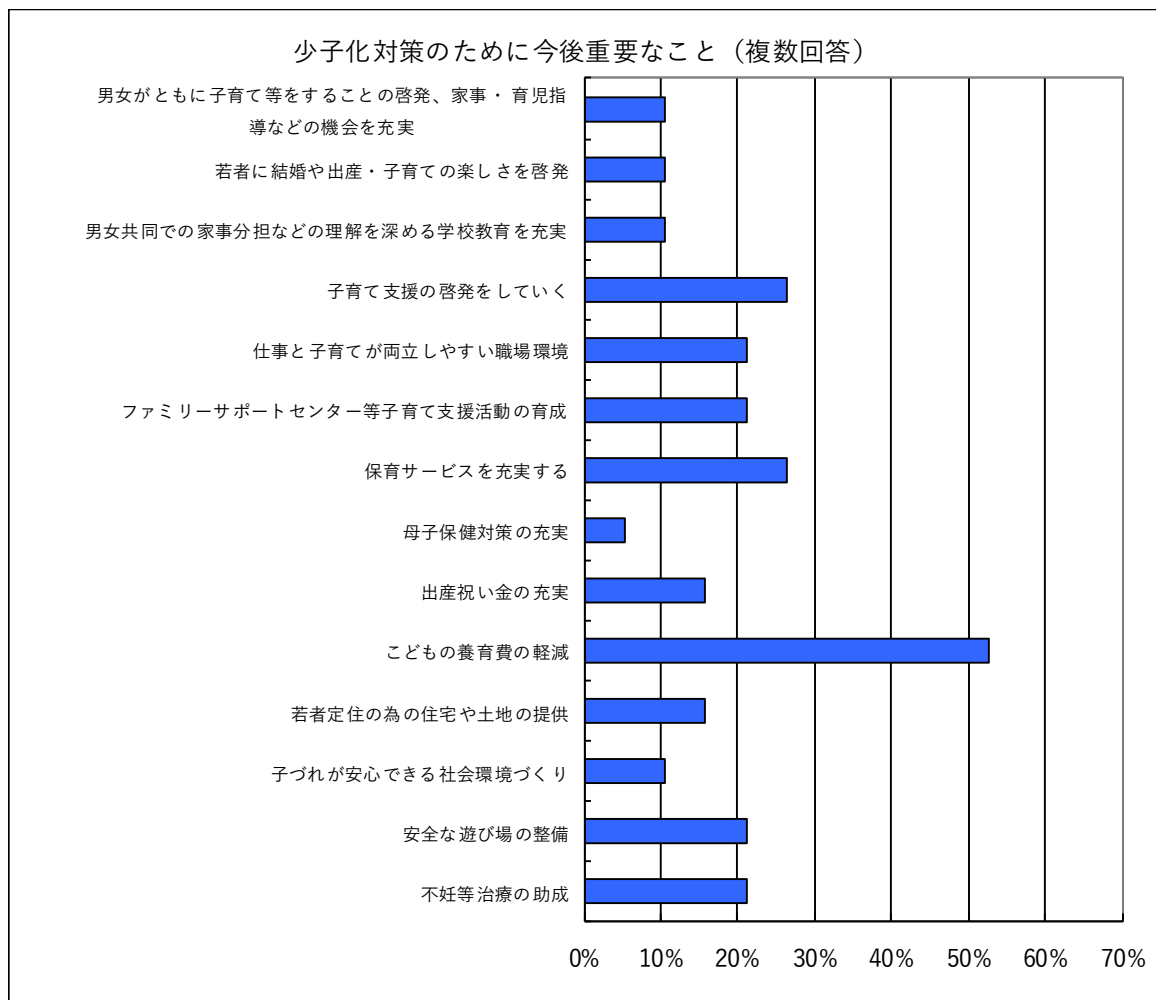
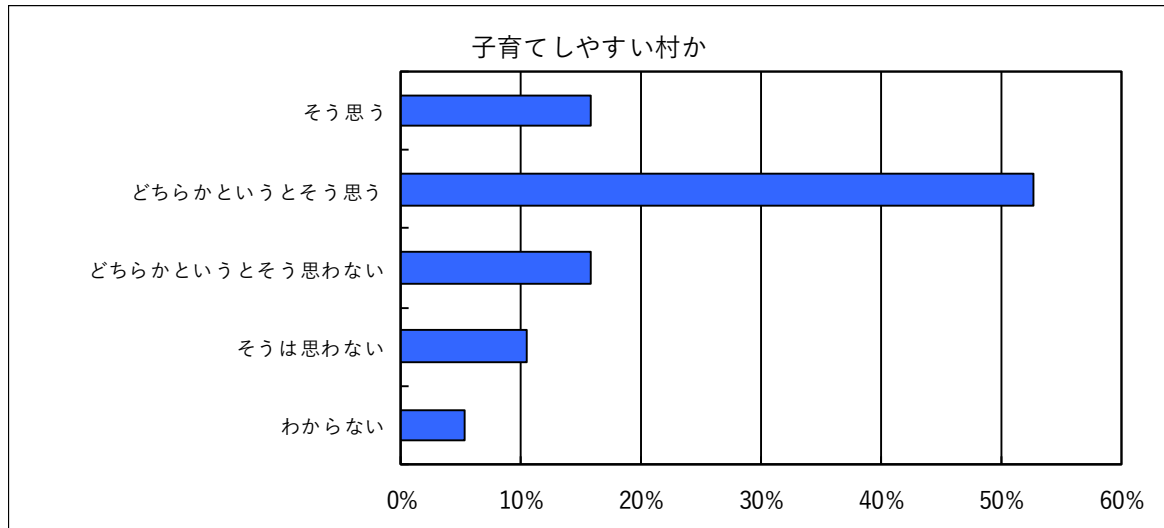
こどもにかかわる地域活動をさらに活発にするために必要なことに対する回答は多岐にわたりますが、特に多かったのが、付添い・遊び・スポーツの指導など、保護者が参加する機会を増やすことで50%以上となっています。

また、こどもの近くにあったらよいと思う施設等については、いつでもこどもが自由に遊べる屋内施設と回答した人が約70%という結果でした。



総合的にみて、子育てをしやすい村だと思う人の割合は、どちらかというと思う人を含めると約70%という結果です。

また、少子化対策については、最も重要だと思うことについては、こどもの養育費の軽減が50%以上という回答結果であり、経済的な支援が必要と考える世帯が多いことがわかります。



3. 小学生のこどもについての状況

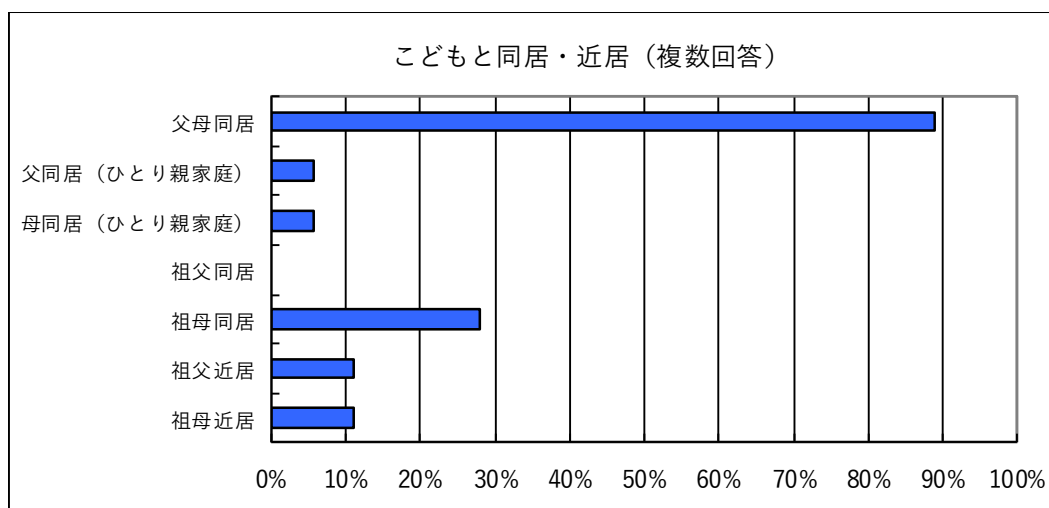
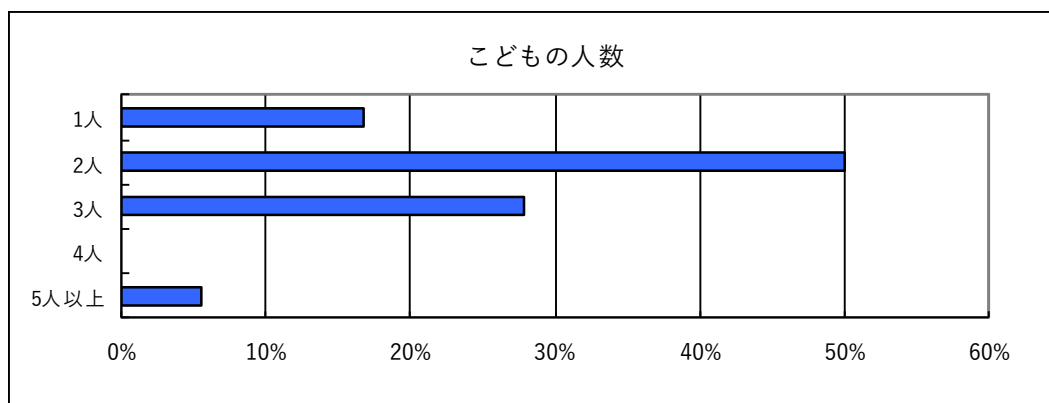
(1) アンケート調査について

こどもまんなか社会の実現に向けた村づくりを進めるため策定する「こども計画」について、皆様の子育て・教育の状況やご意見をお聞かせいただき、村のこども施策に反映させることを目的に本アンケート調査を実施しました。

調査地域	全村
調査対象	村内在住の小学生がいる保護者（59 世帯）
調査方法	配達等により対象保護者に送付 Google フォームにて回答
調査期間	令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 8 日
回 答	18 世帯
回収率	30.5%

(2) 世帯に関すること

本村のこどもを持つ世帯では2人が一番多く、複数のこどもをもつ世帯は全体の約80%となっています。父母とともに生活しているこどもが多く、また、祖父又は祖母が同居もしくは近居しているこどもが約50%となっています。



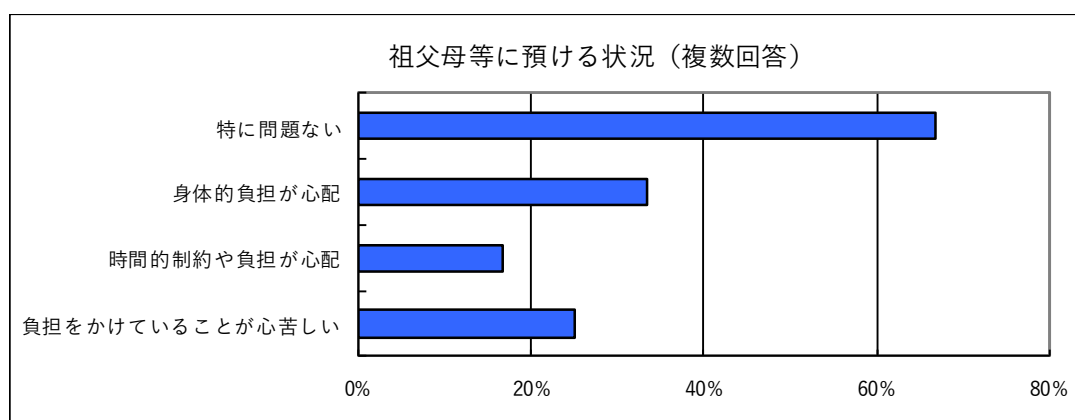
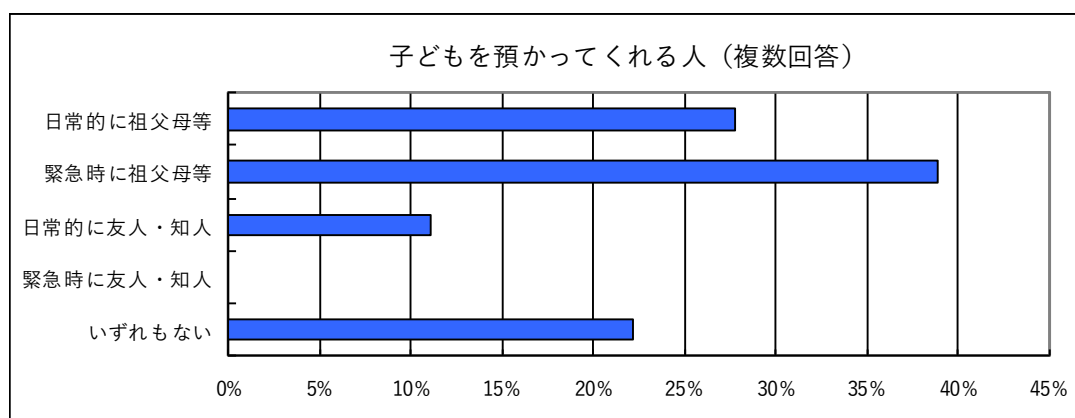
（続柄はこどもから見た場合）

(3) こどもの預け先に関すること

同居もしくは近居が多い祖父母や親族にこどもの預けることができる世帯は緊急時、日常的に預ける場合ともに 30%前後と低くなっています。

また、友人・知人となると日常的では約 20%となる一方、約 20%は預かってもらえない人がいない状況となっています。

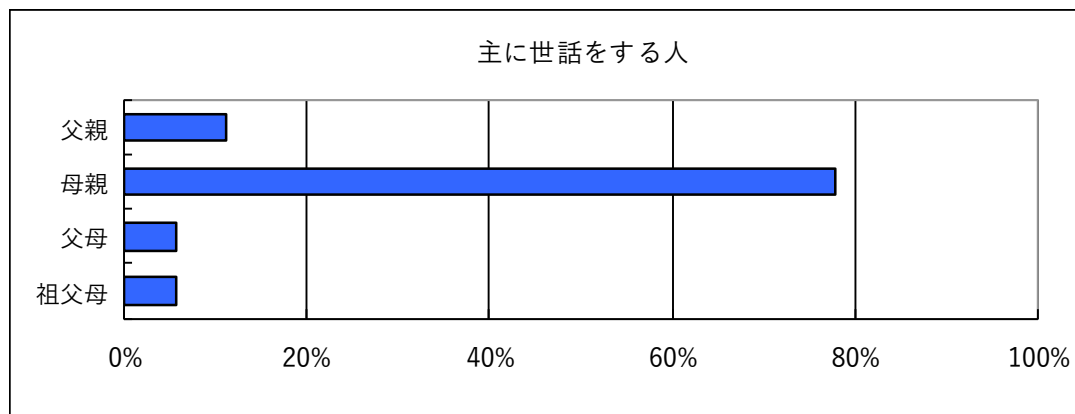
こどもを預けることが出来た場合でも、祖父母等では 3 人に 1 人が相手に対して負担をかけていることを心配しています。



（４）育児相談に関すること

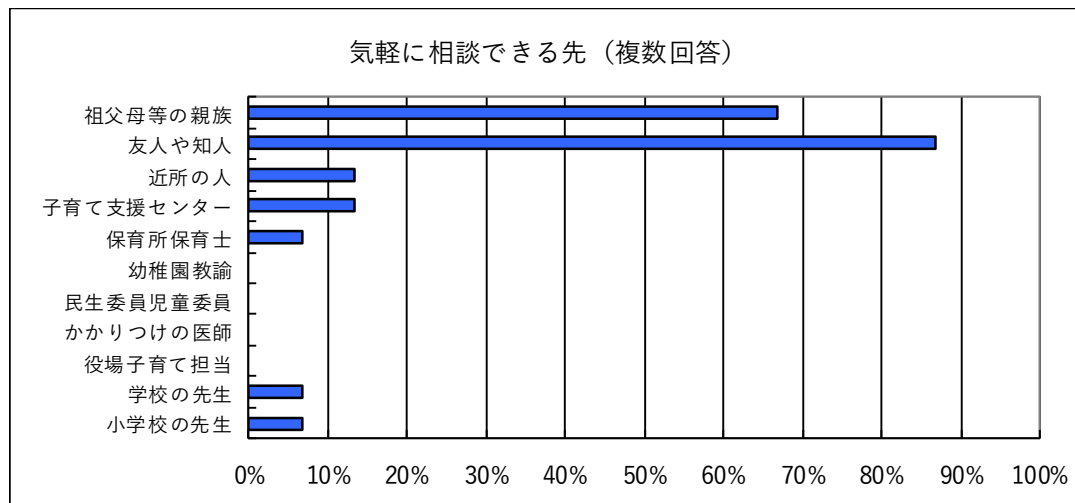
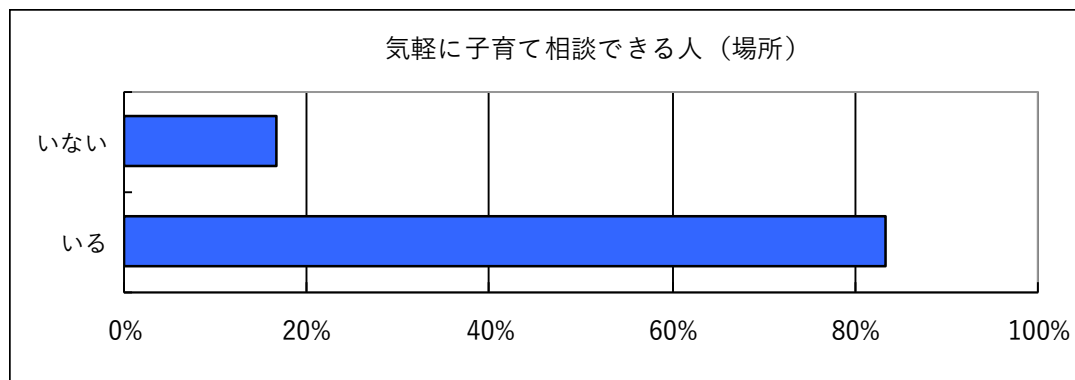
①こどもの世話をする人

家庭内で主にこどもの世話をする人は、大多数が母親となっています。



②子育ての相談相手

子育ての相談については、約80%の人が気軽にできる人（場所）がいると答えています。その相談先は、友人や知人が一番多く、次に祖父母等の親族など身近な方に相談していることが多いといえます。一方、相談する親近者が少ない保護者がこどもの発育・成長に関することを相談する場合は、保育士や子育て支援センター、役場子育て担当職員等を相手にすることがあり、内容に応じて関係機関に相談しているように思われます。

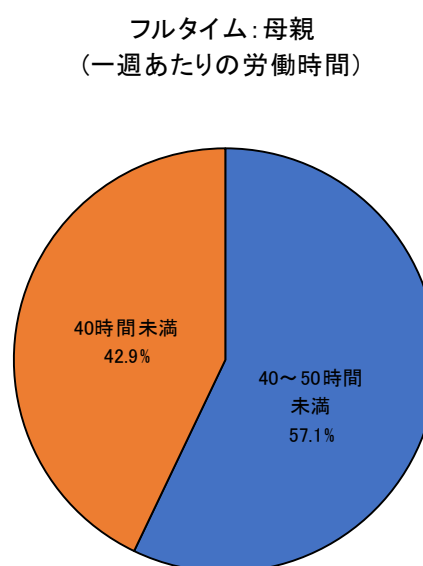
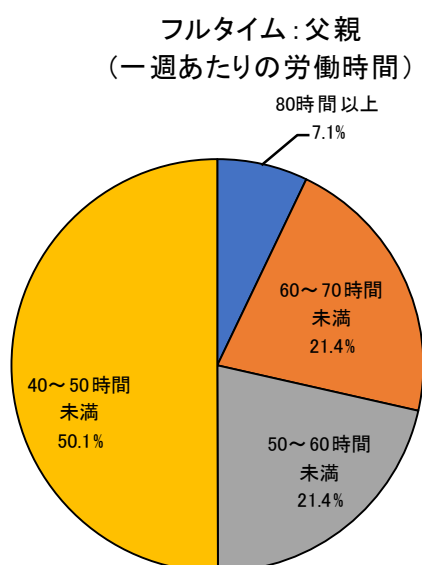
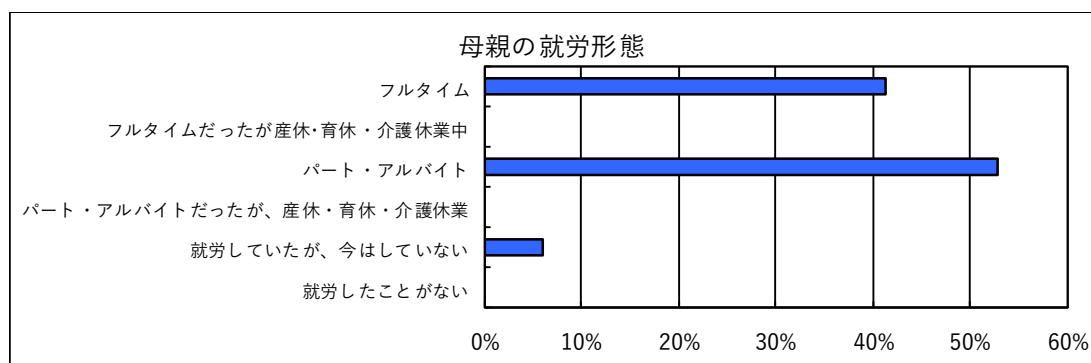
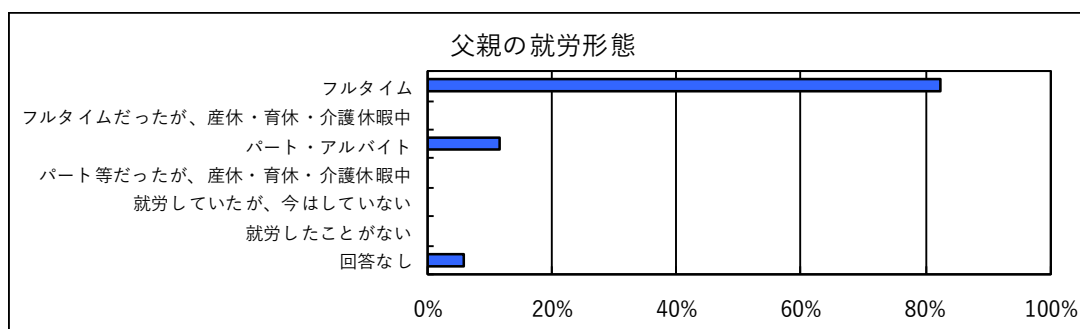


(5) 就労についての状況

①就労の形態

父親の就労形態は圧倒的にフルタイムが多く、母親はパート・アルバイトがやや多いくらいの割合で働いています。前述のとおりこどもの世話をする母親が圧倒的に多い中、約90%の方が就労していることになります。

また、フルタイムで働く父母の労働時間の多くは週40時間以上であり、土曜日、日曜日の出勤なども含め、勤務時間も不規則な形態になっていることも予想されます。

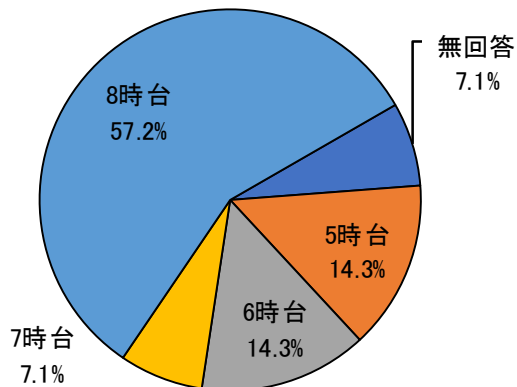


②就労の時間

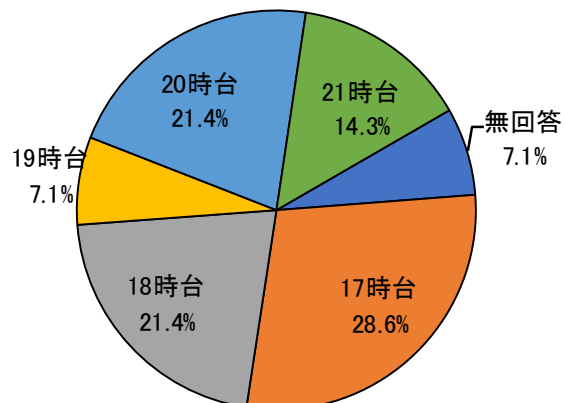
【フルタイム】

約 9 割がフルタイムで働く父親の出勤時間は、8 時台が最も多く、帰宅時間は 18 時以降が多くなり、日中はほぼ就労しているといえます。母親も 8 時台の就労が多く、帰宅時間は 17 時台までが全体の 70%以上を占めています。

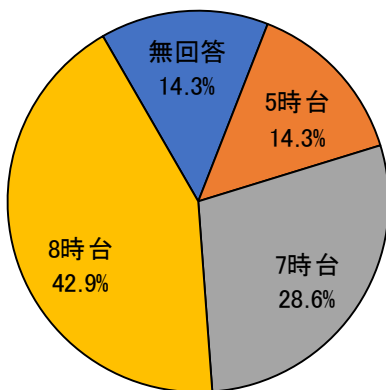
フルタイム出勤時間：父親



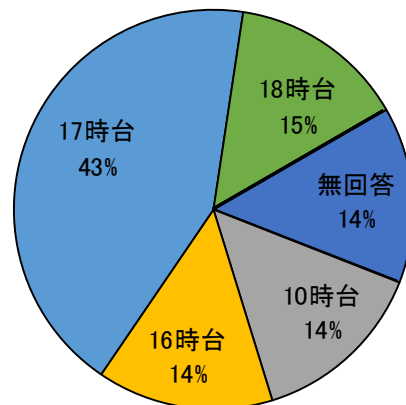
フルタイム帰宅時間：父親



フルタイム出勤時間：母親



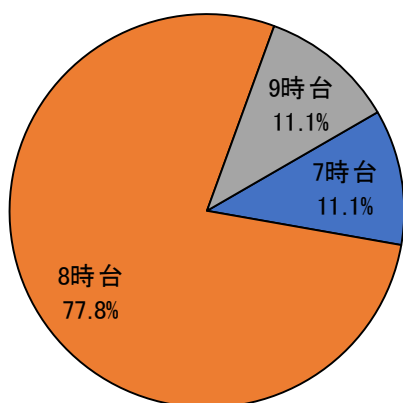
フルタイム帰宅時間：母親



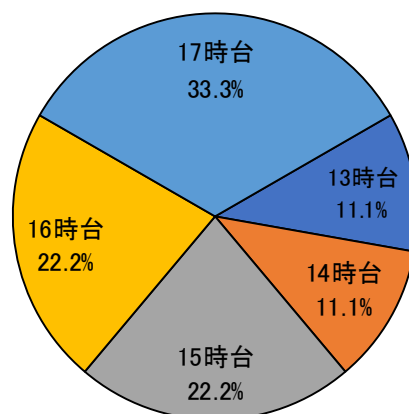
【パート・アルバイト】

パート・アルバイトには多様な勤務形態があると思われますが、出勤時間は 8 時台に集中しています。また、帰宅時間はまちまちとなっています。本村の場合は、常態的な短時間パートより期間雇用、季節雇用などの就労形態が考えられます。

パート・アルバイト出勤時間:母親



パート・アルバイト帰宅時間:母親

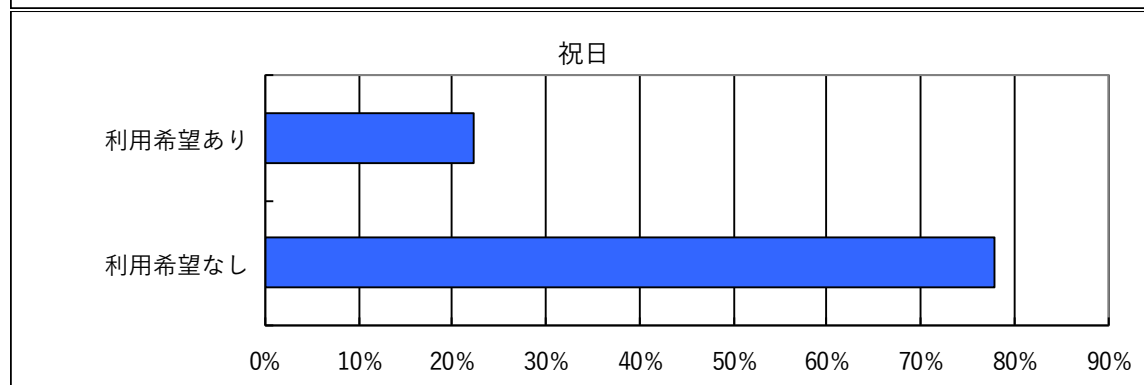
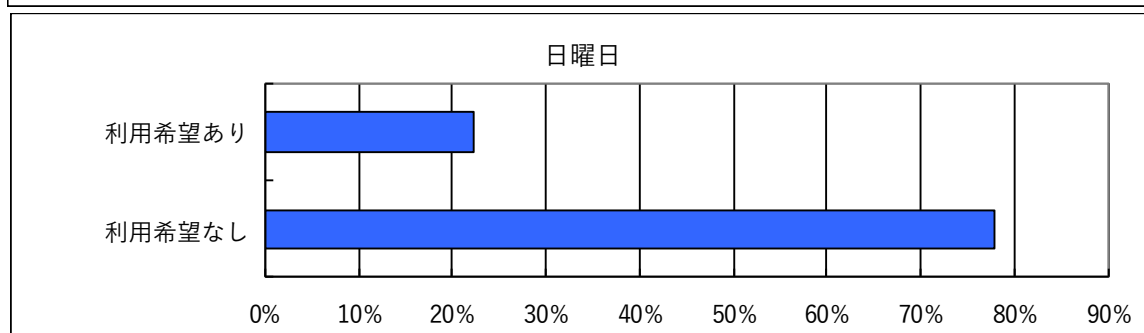
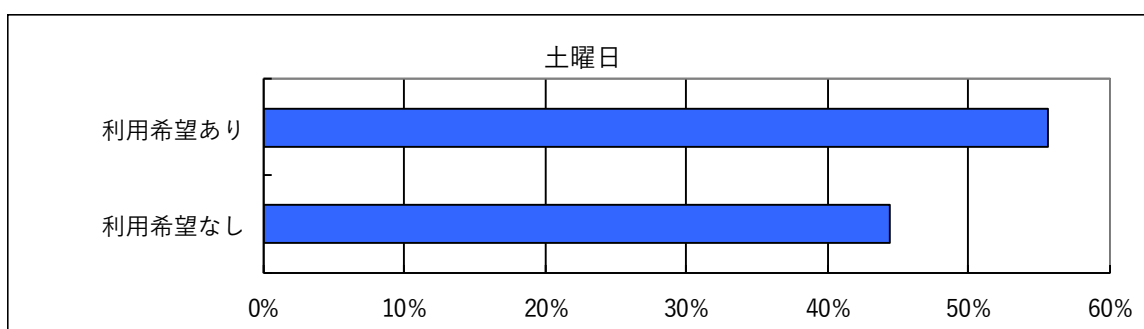
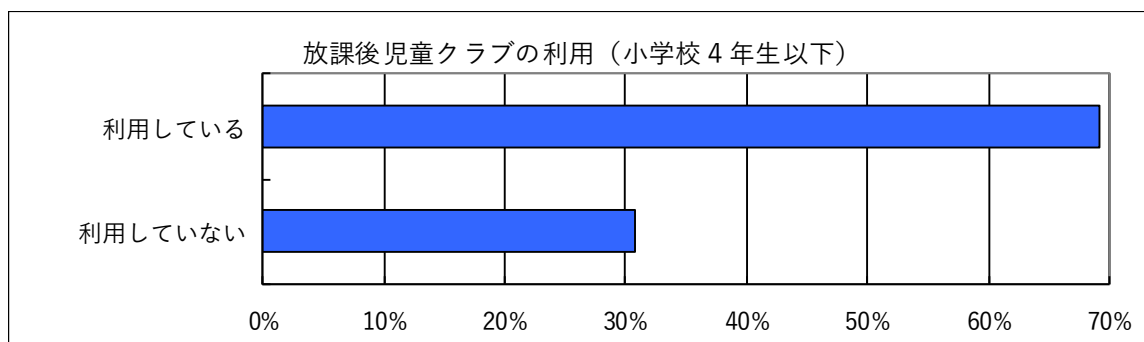


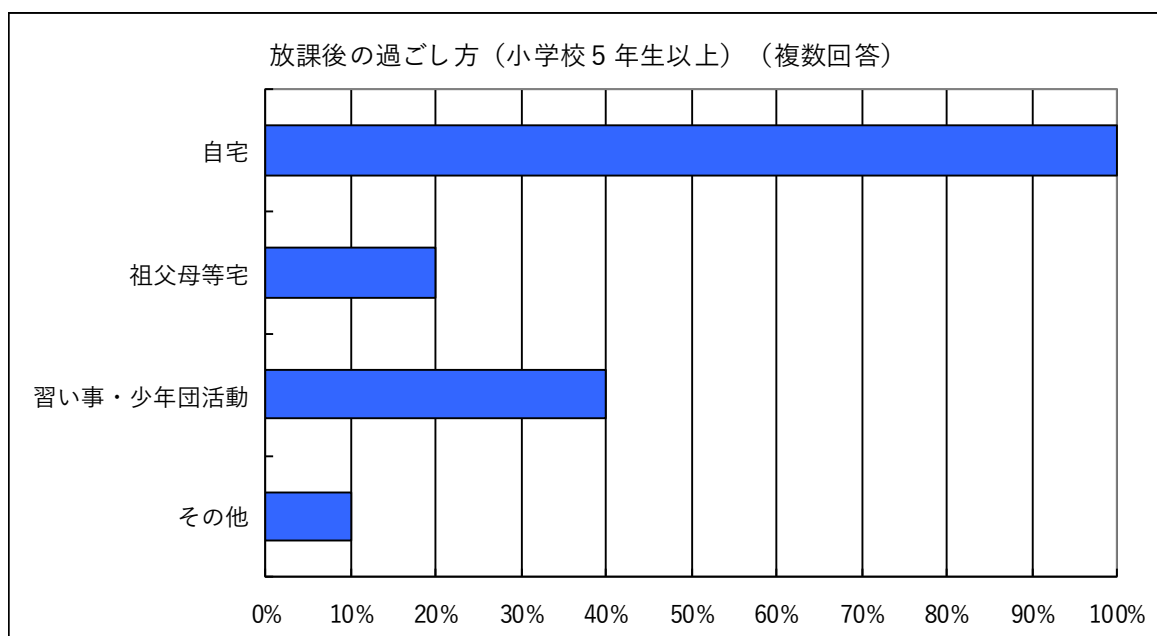
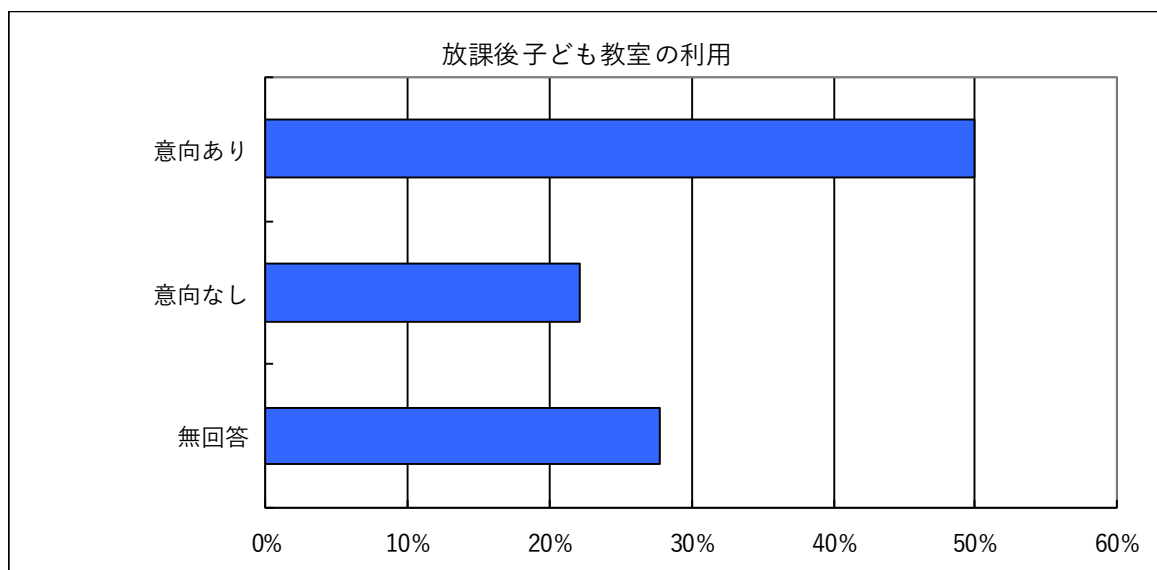
(6) 放課後児童クラブの利用状況

小学校4年生以下では約70%の人が放課後児童クラブを利用しています。また、土曜日はおよそ半数の人、日曜日・祝日は20%の人が利用を希望しています。

放課後こども教室については、半数の人が利用の意向があります。

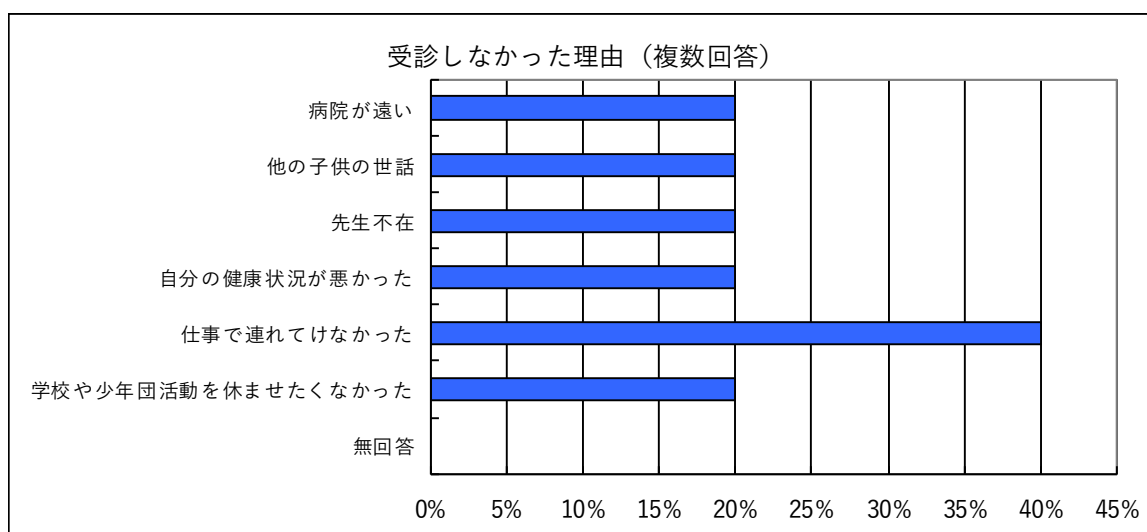
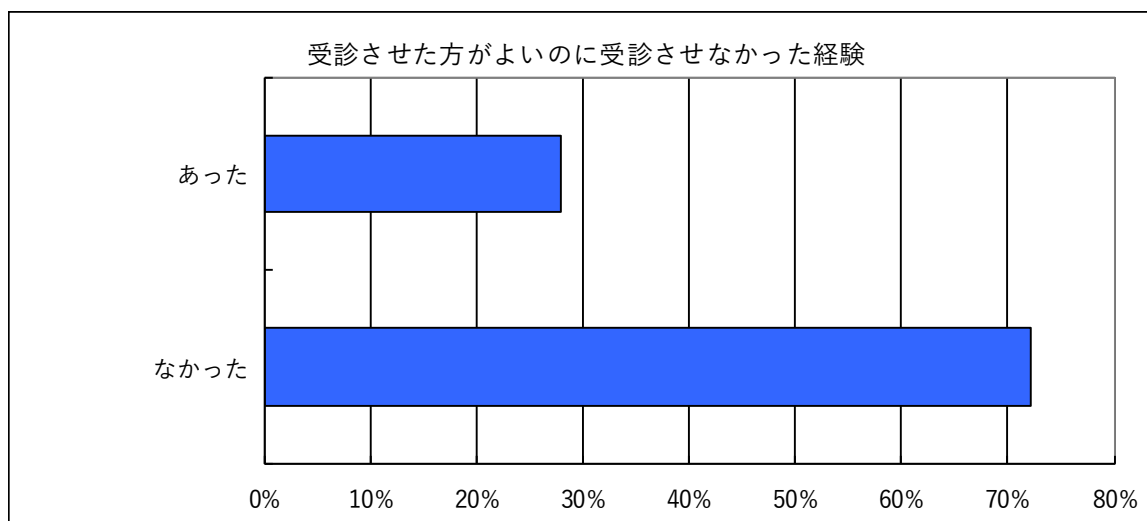
小学校5年生以上の放課後の過ごし方は自宅が最も多く、習い事・少年団活動が約40%となっています。





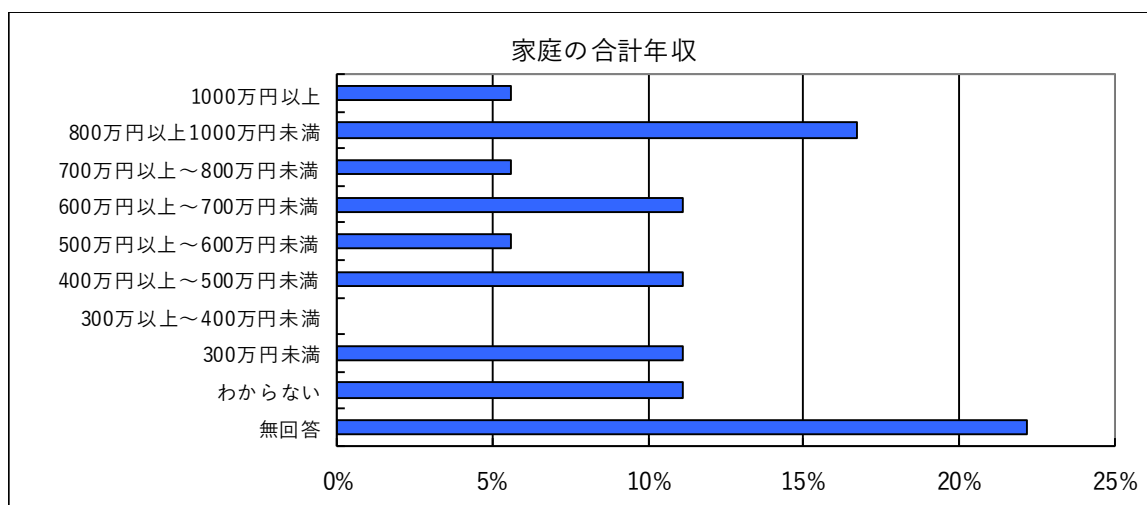
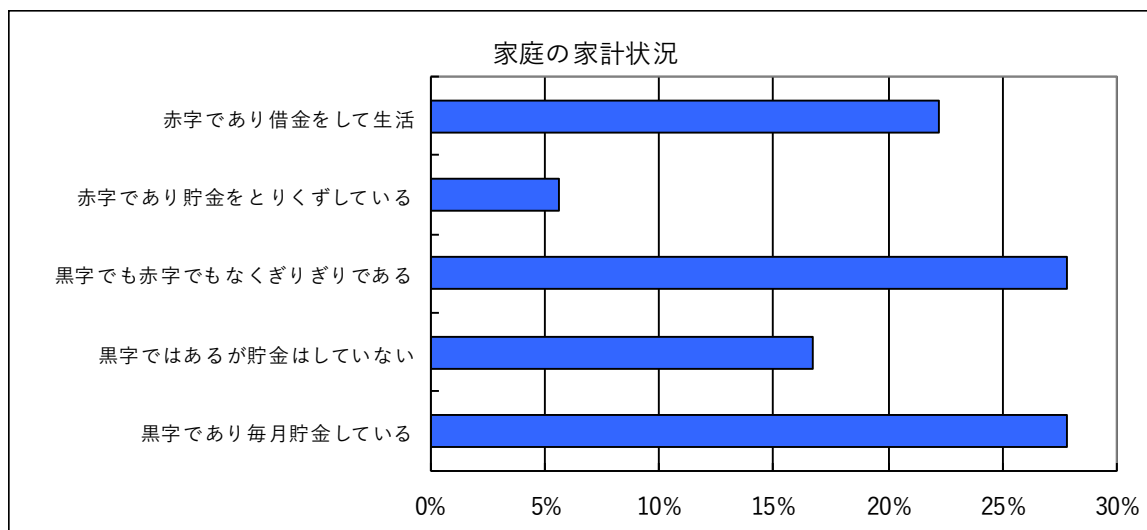
(7) こどもの健康・発達の状況

過去1年間でこどもを病院・歯医者に受診させた方がよいと思ったが、受診しなかった経験がある割合は約25%で、その理由としては、仕事で連れていく時間がなかったことが大きな要因となっています。



(8) 家計の状況

家庭の家計状況をみると、貯金に回せるお金がある世帯は約 30%で、家庭の合計年収では、700 万円未満が全体の約 40%となっています。

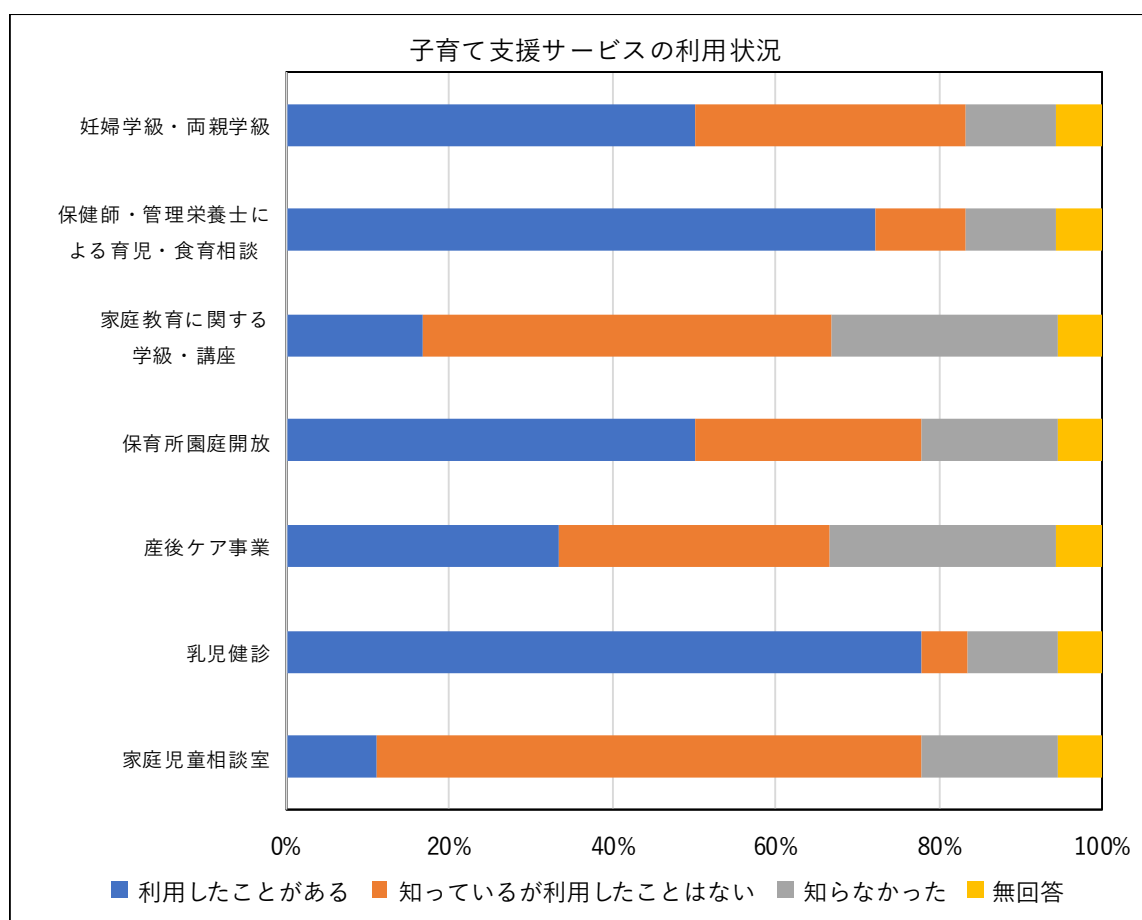


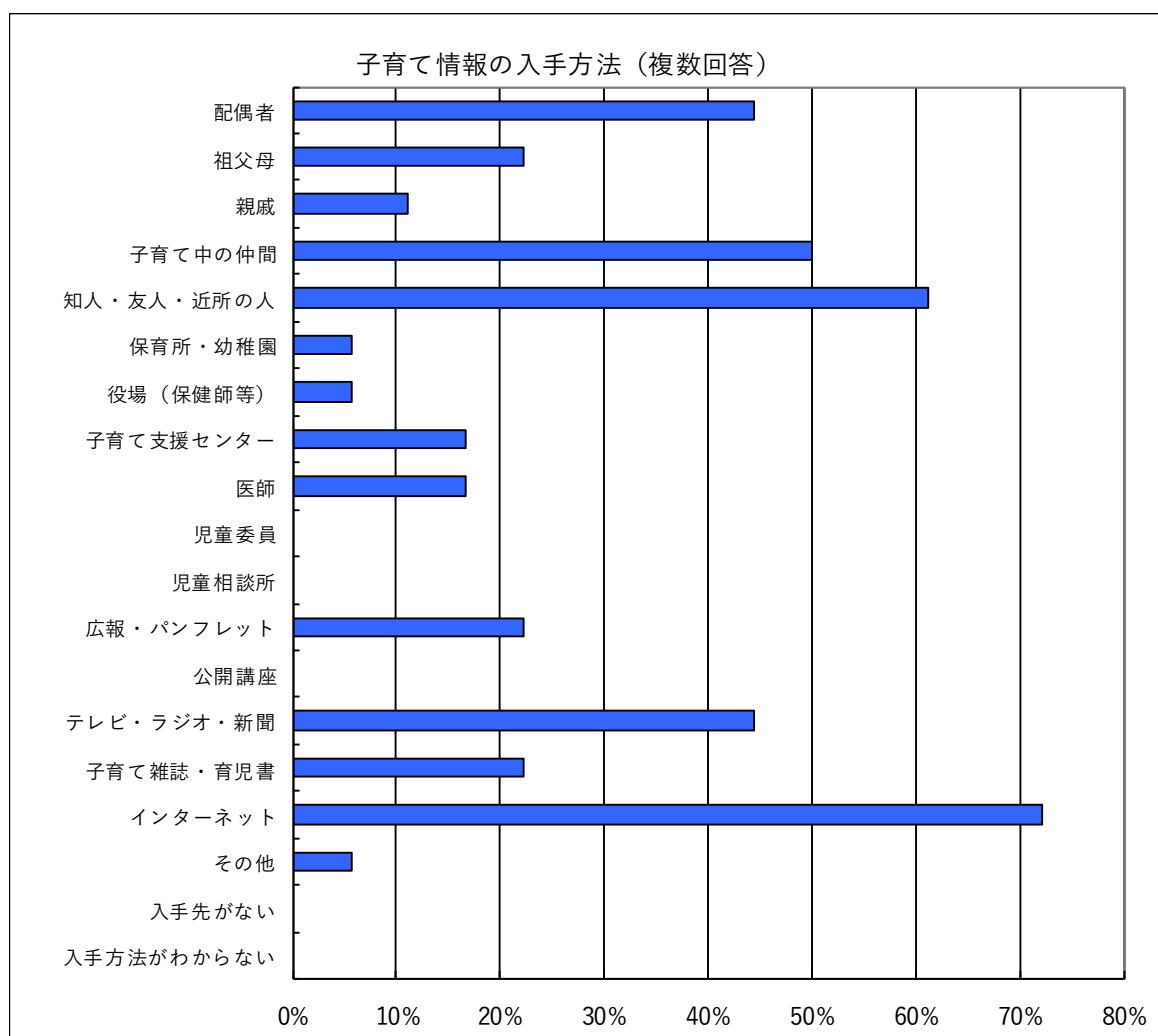
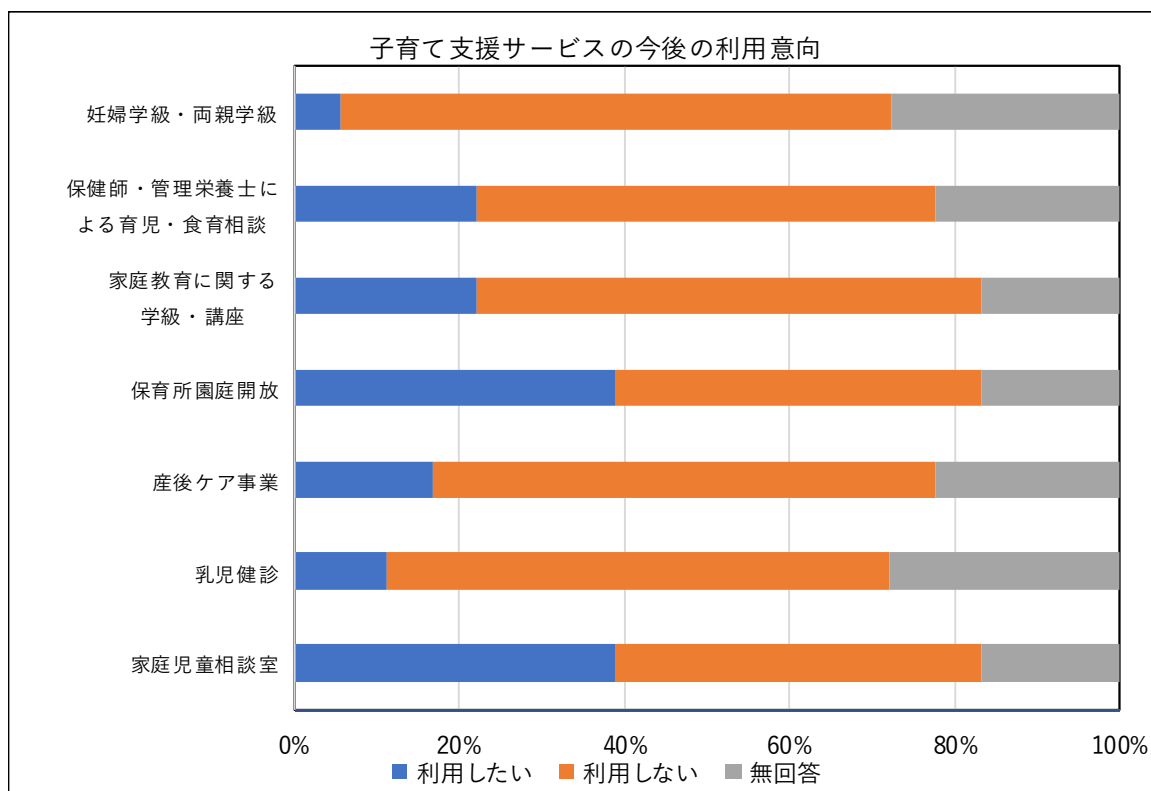
(9) 子育て全般についての状況

①子育て支援サービスの利用状況

今まで利用したことがある子育て支援サービスは多岐にわたり、中でも乳児健診、保健師・管理栄養士による育児・食育相談が多く利用されています。また、今後についてはサービスを利用したいという回答が約20%ほどとなっています。

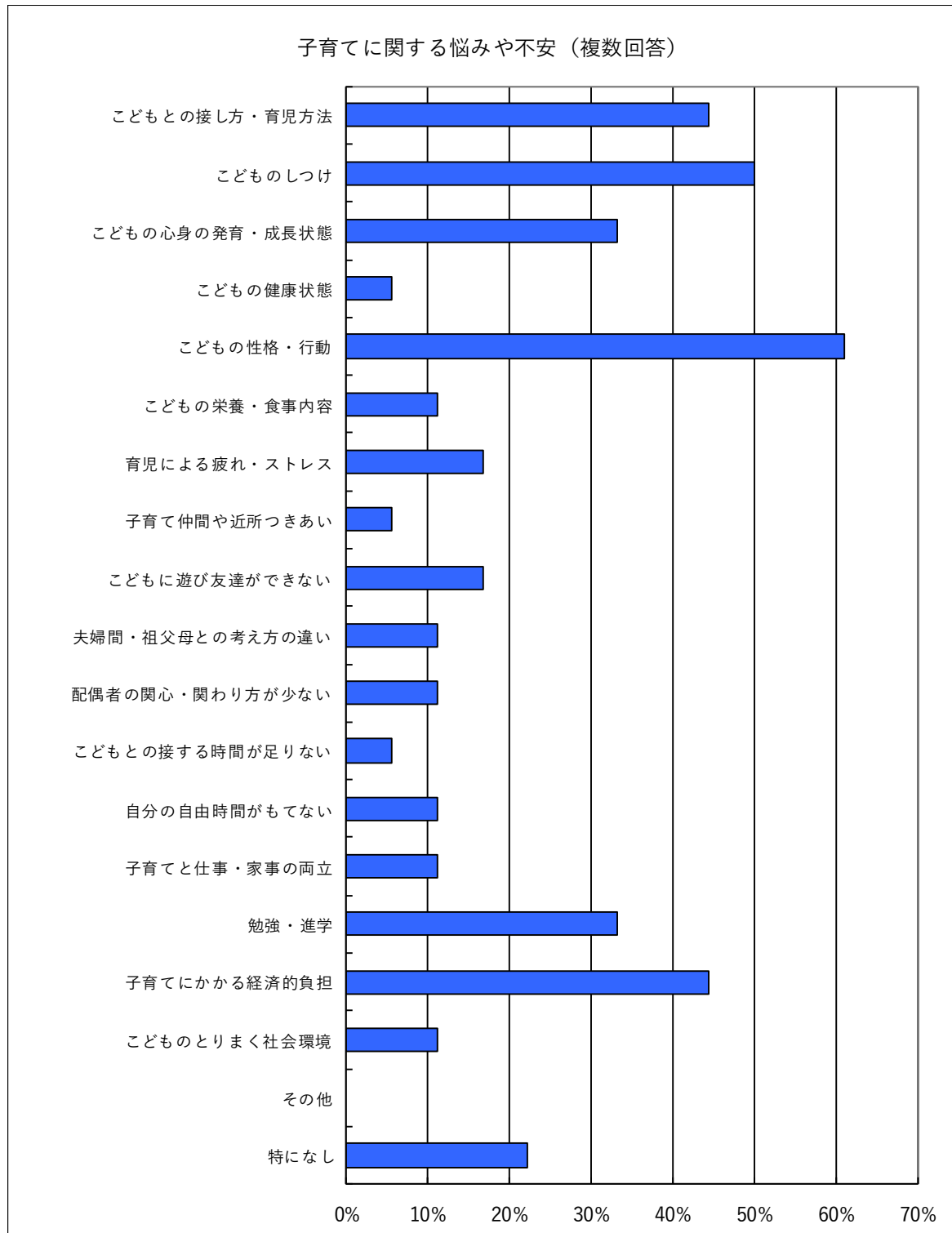
子育てに役立つ情報は、子育て中の仲間、インターネット、知人・友人・近所の人、子育て中の仲間、など多くの方法により情報を得ています。





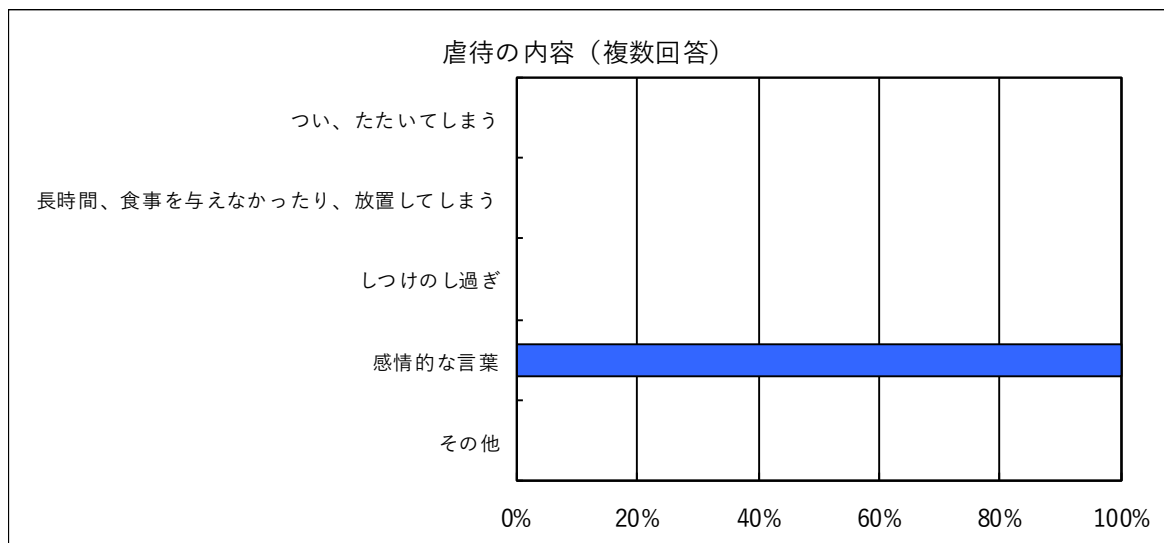
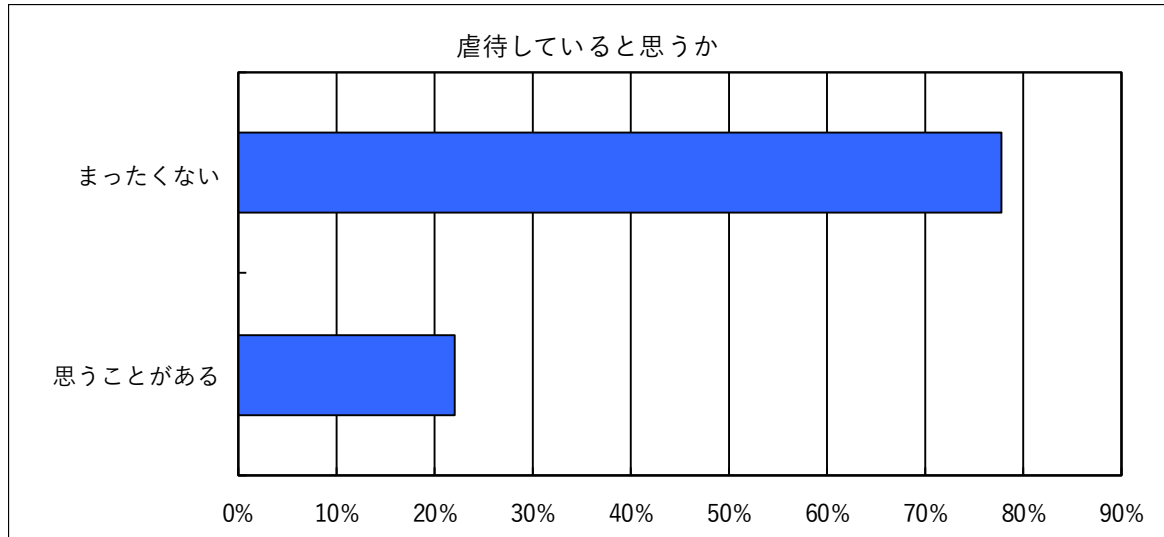
②子育てに関する悩み

子育てに関する悩みや不安は経済的な負担、こどもとの接し方・育児方法などが上位ですが多様になっています。



③こどもの虐待について

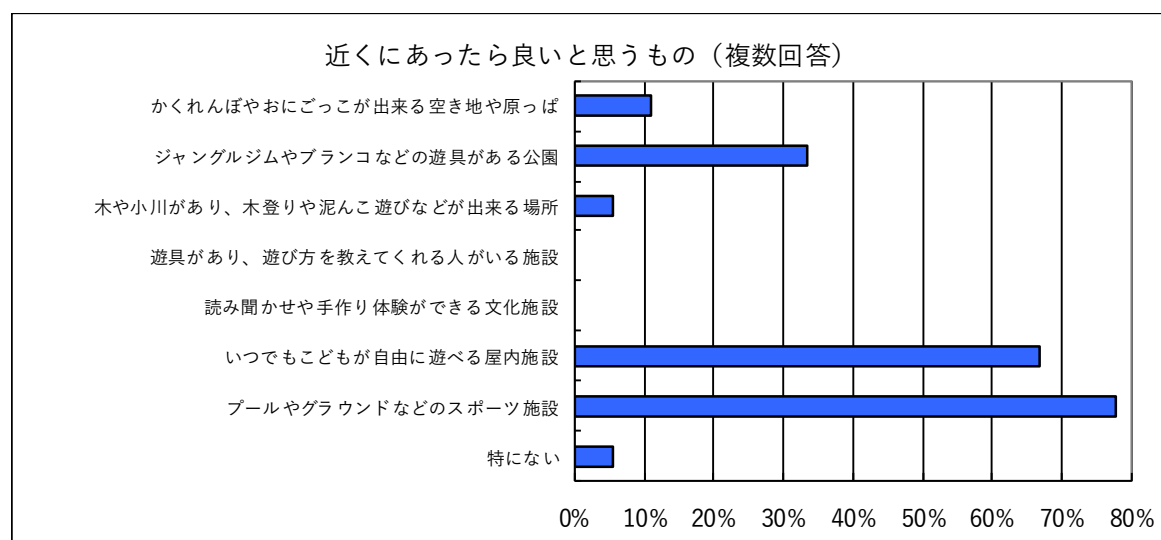
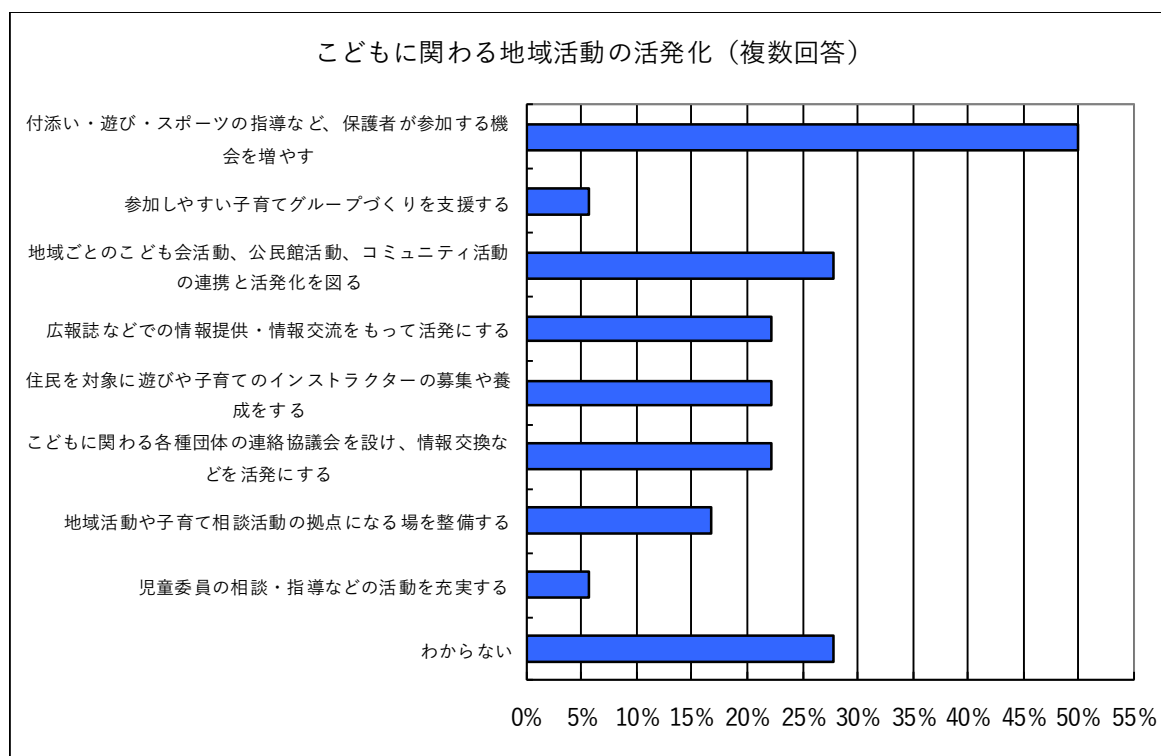
こどもを虐待していると思うことがあると回答した人も一定数おり、中でも感情的な言葉をかけてしまっているケースがみられるようです。



(10) 地域の子育て環境や少子化対策に関すること

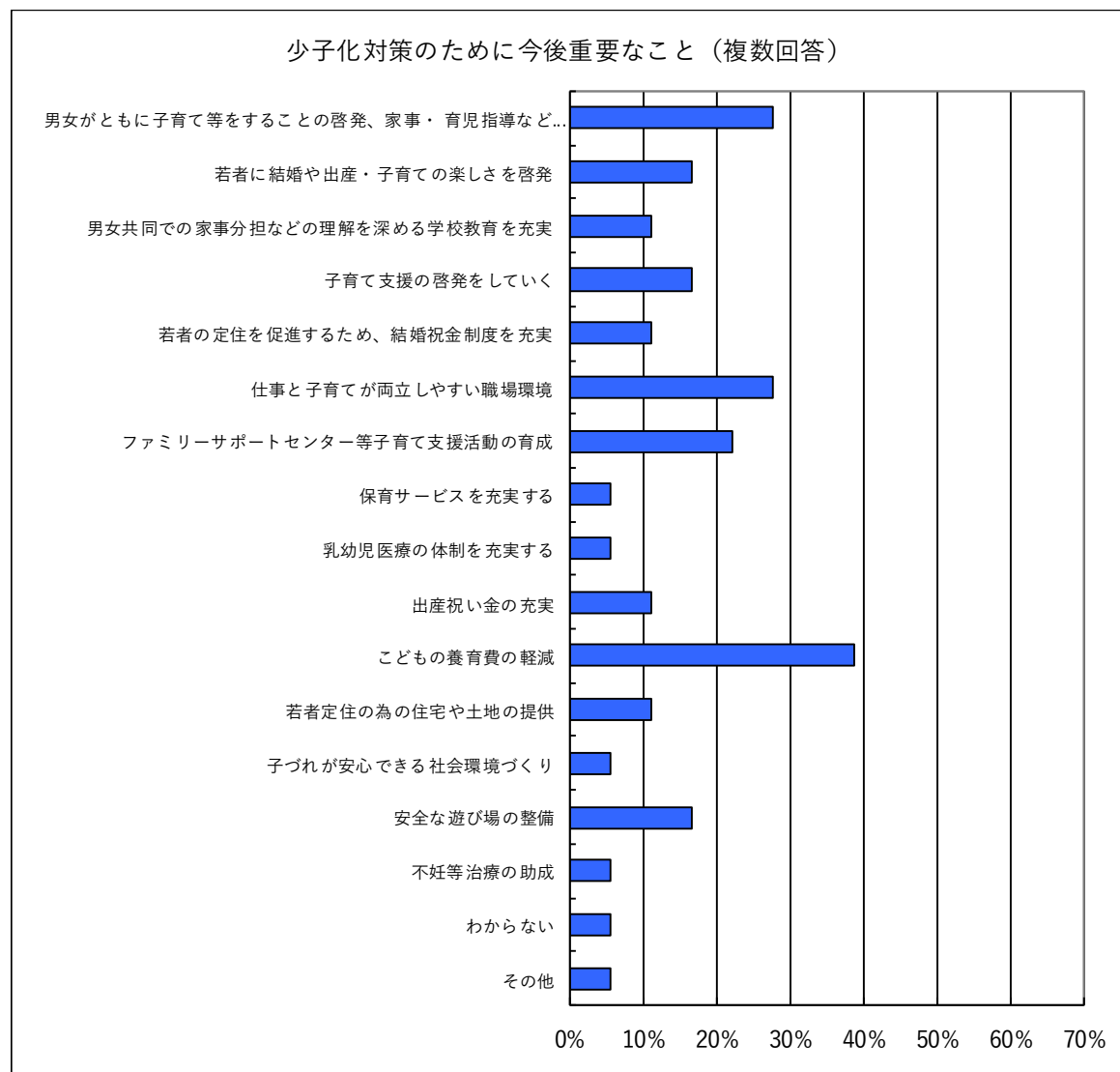
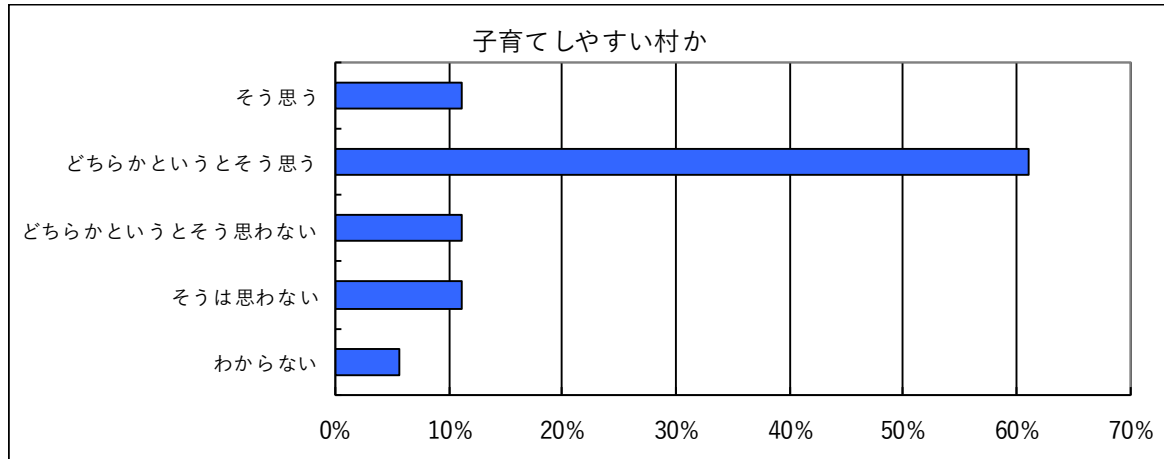
こどもにかかわる地域活動をさらに活発にするために必要なことに対する回答は多岐にわたりますが、特に多かったのが、付添い・遊び・スポーツの指導など、保護者が参加する機会を増やすことで50%となっています。

また、こどもの近くにあったらよいと思う施設等については、プールやグラウンドなどのスポーツ施設、いつでもこどもが自由に遊べる屋内施設と回答した人がそれぞれ約70%前後という結果でした。



総合的にみて、子育てをしやすい村だと思う人の割合は、どちらかというと思う人を含めると約70%という結果です。

また、少子化対策については、最も重要だと思うことについては、こどもの養育費の軽減が約40%という回答結果であり、経済的な支援が必要と考える世帯が多いことがわかります。



4. 中学生のこどもについての状況

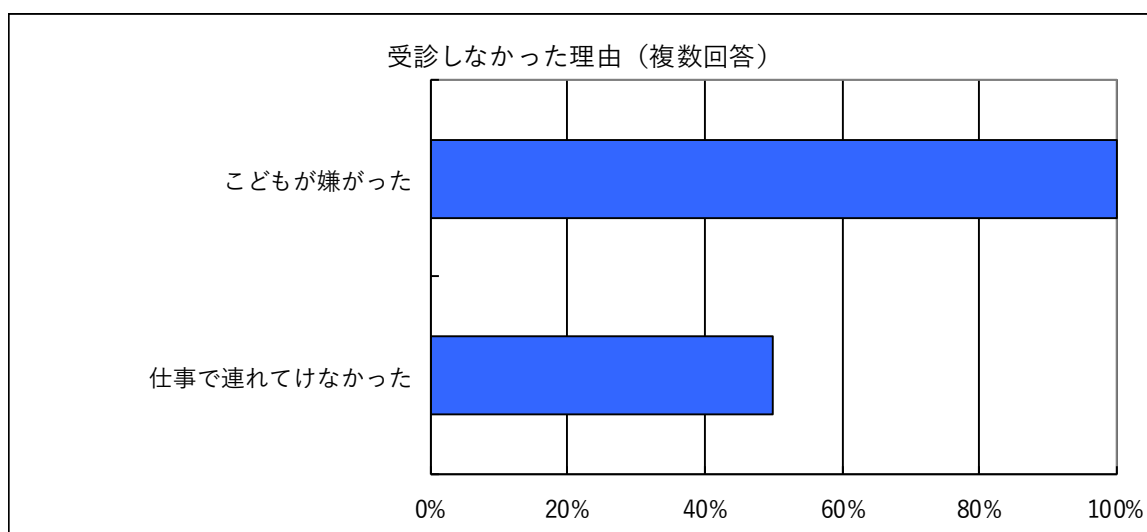
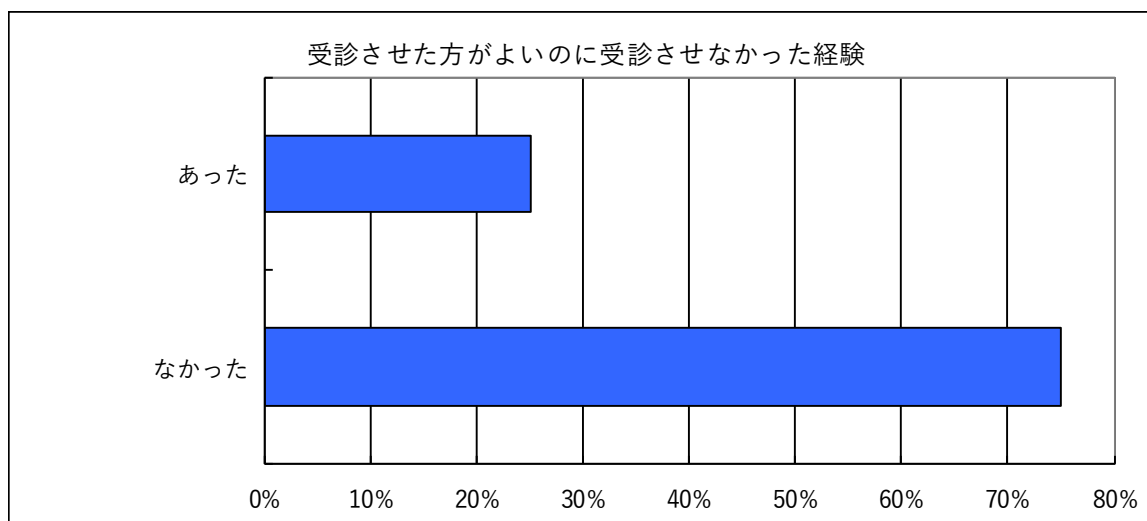
(1) アンケート調査について

こどもまんなか社会の実現に向けた村づくりを進めるため策定する「こども計画」について、皆様の子育て・教育の状況やご意見をお聞かせいただき、村のこども施策に反映させることを目的に本アンケート調査を実施しました。

調査地域	全村
調査対象	村内在住の中学生がいる保護者（40 世帯）
調査方法	配達等により対象保護者に送付 Google フォームにて回答
調査期間	令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 8 日
回 答	8 世帯
回収率	20.0%

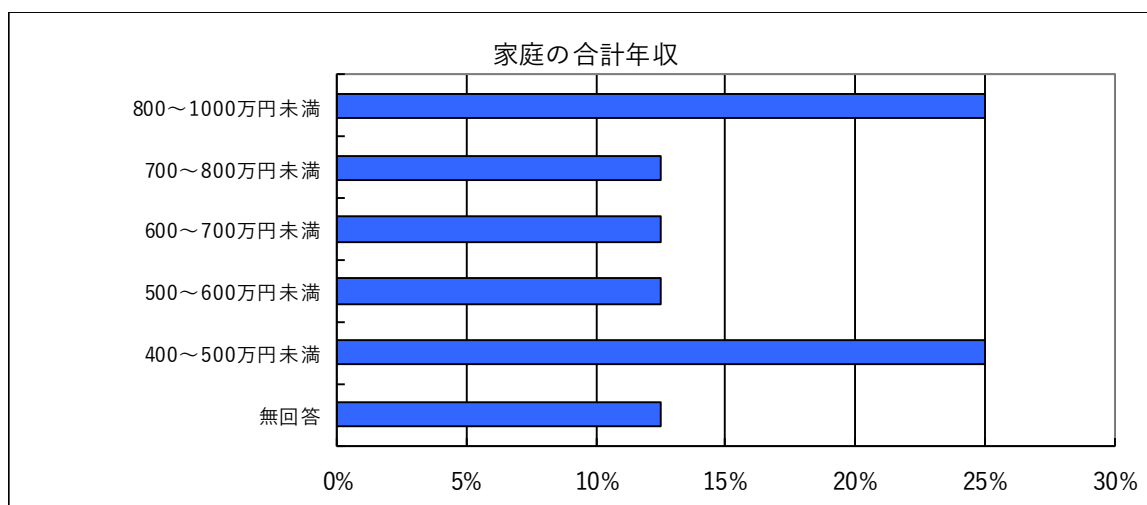
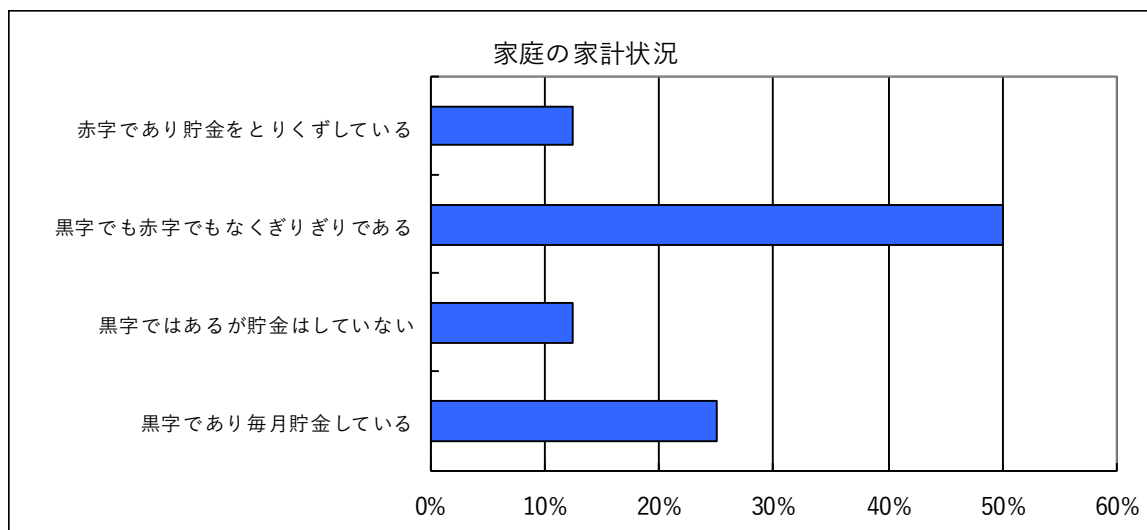
(2) こどもの健康・発達の状況

過去1年間でこどもを病院・歯医者に受診させた方がよいと思ったが、受診しなかった経験がある割合は約25%で、その理由としては、こどもが嫌がったこと、仕事で連れていく時間がなかったことが大きな要因となっています。



(3) 家計の状況

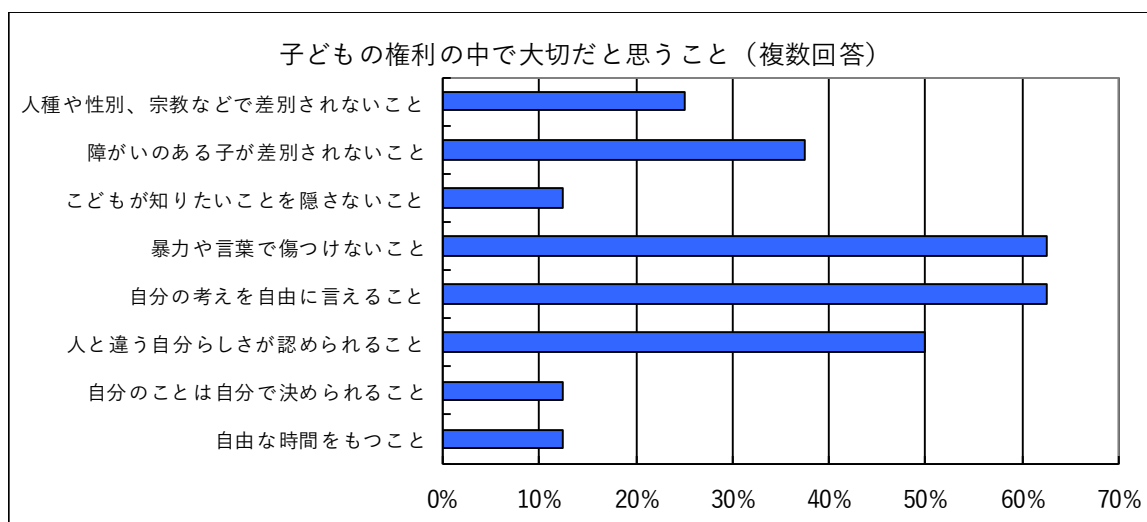
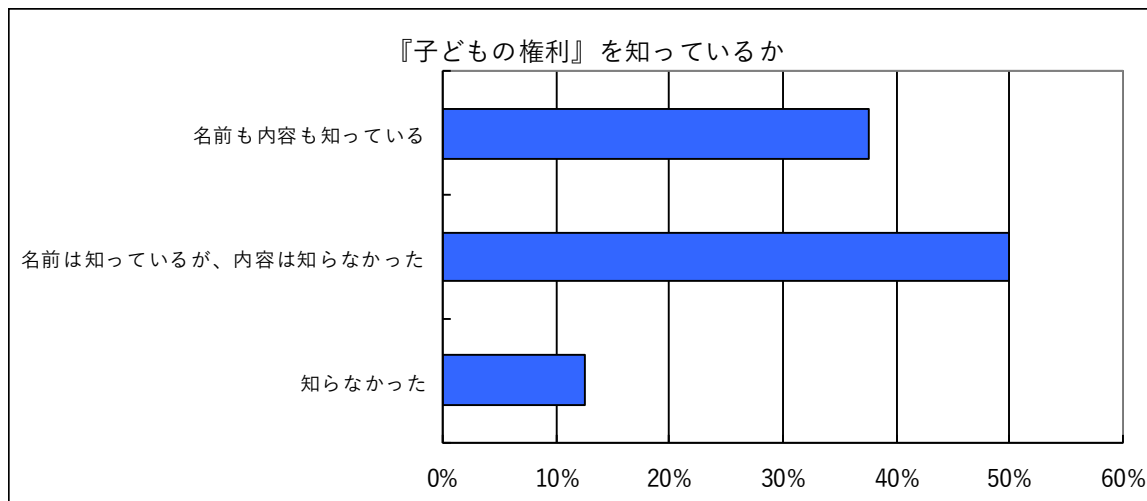
家庭の家計状況をみると、貯金に回せるお金がある世帯は約 25%で、家庭の合計年収では、700 万円未満が全体の約半数となっています。



（４）子どもの権利と虐待に関すること

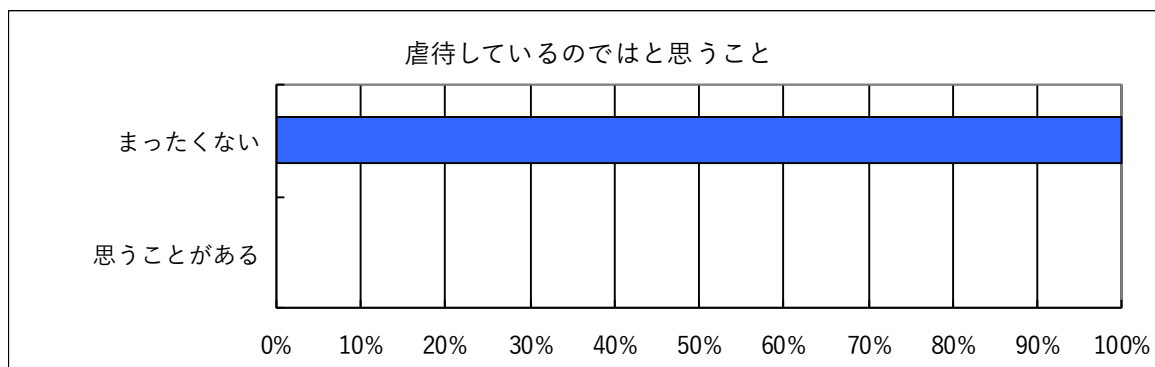
①子どもの権利に関すること

子どもの権利について名前も内容も知っているとは約 40%で、子どもの人権は広く尊重されるものであると考えられています。



②こどもの虐待について

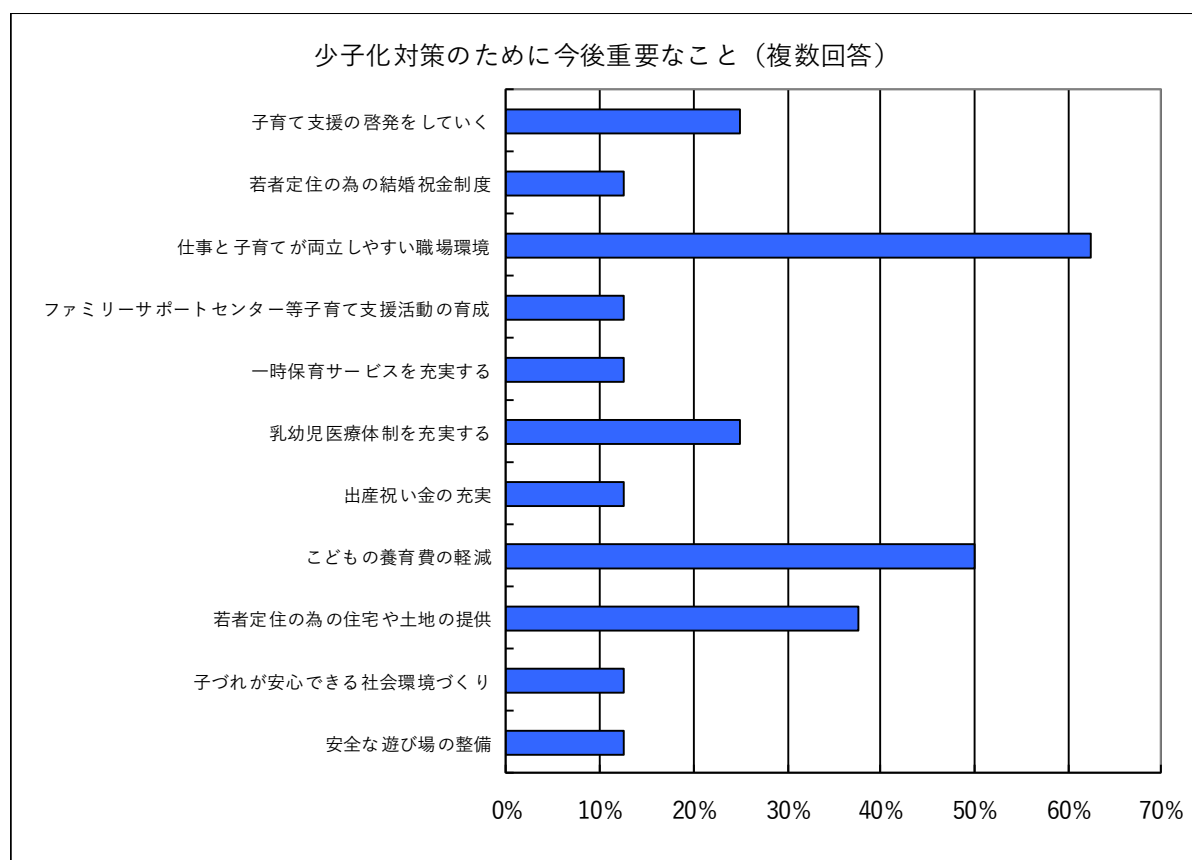
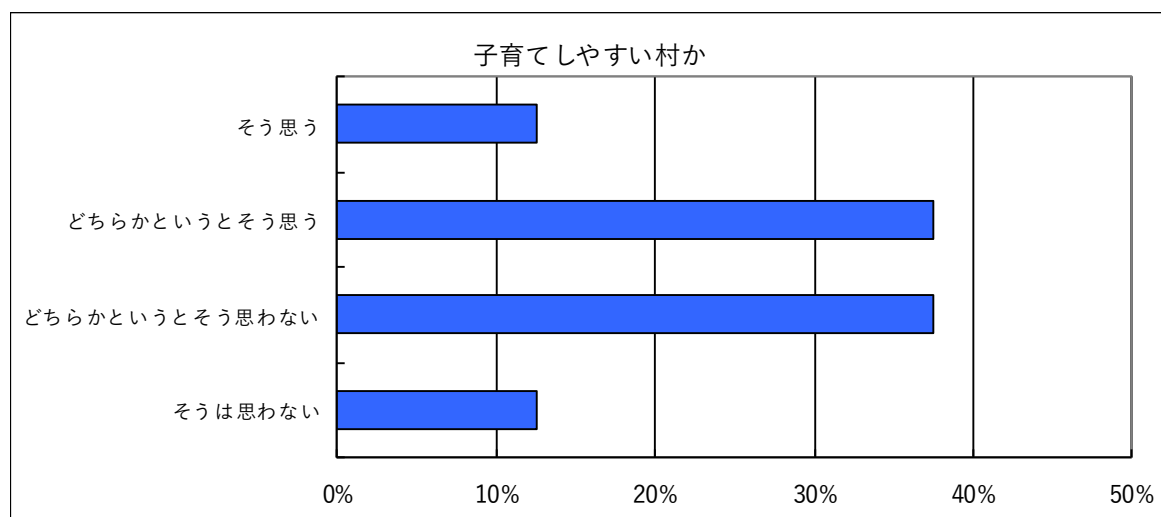
こどもを虐待していると思うことがあると回答した人はいませんでした。



（５）地域の子育て環境や少子化対策に関すること

総合的にみて、子育てをしやすい村だと思う人の割合は、どちらかというと思う人を含めると約 50%という結果です。

また、少子化対策については、今後重要だと思うことについて回答数の多い順では、仕事と子育てが両立しやすい職場環境、こどもの養育費の軽減、若者定住の為の住宅や土地の提供となります。

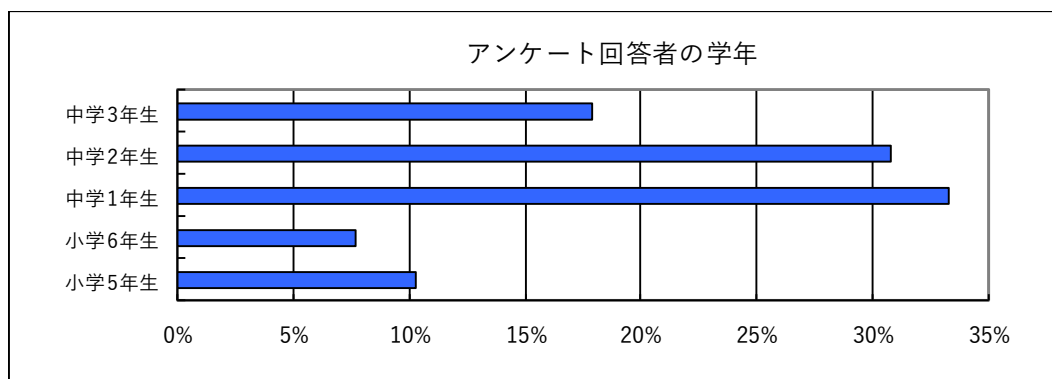
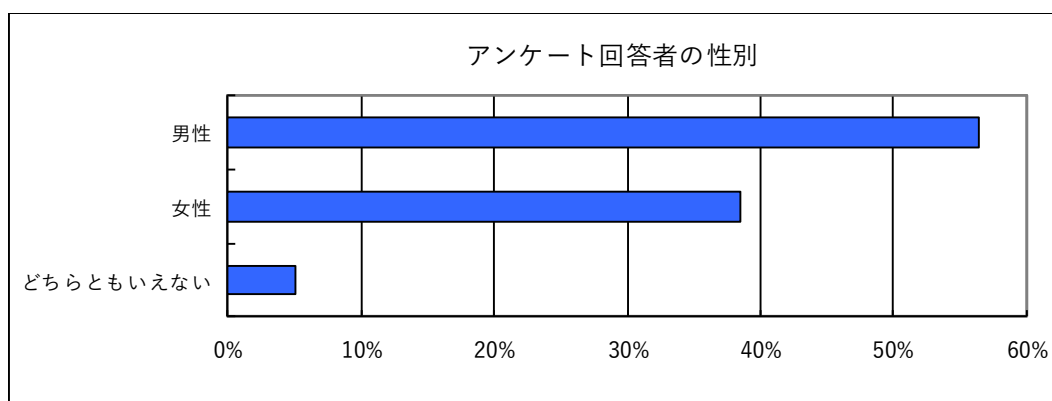


5. こどもの生活に関する状況

(1) アンケート調査について

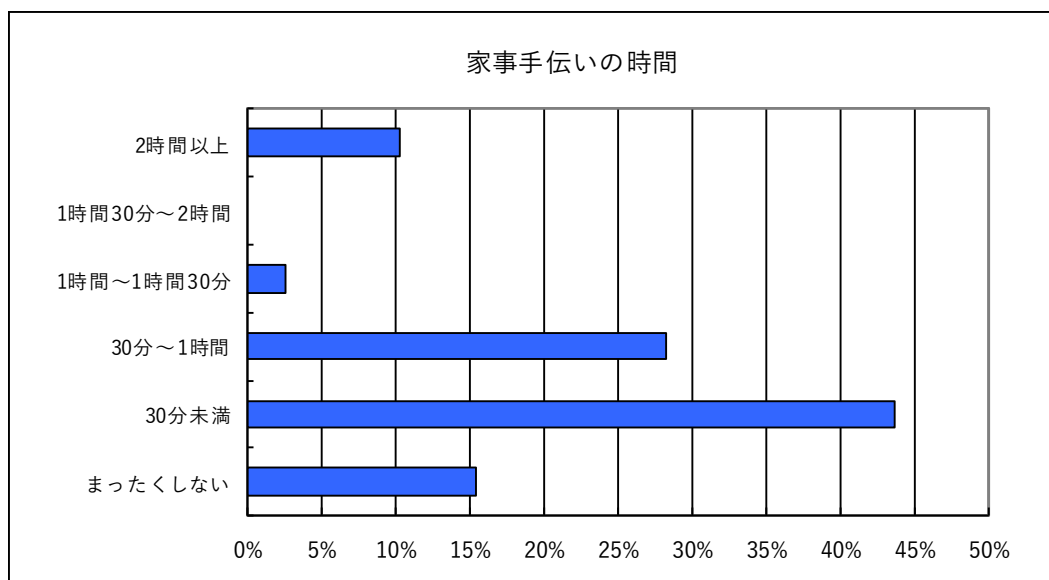
こどもまんなか社会の実現に向けた村づくりを進めるため策定する「こども計画」について、学校や家での生活の様子や将来の希望などを聞くことで、今後のみなさんの生活や環境をより良くすることを目的に本アンケート調査を実施しました。

調査地域	全村
調査対象	村内在住の小学5年生（15名）、6年生（12名） 村内在住の中学1年生（14名）、2年生（13名）、3年生（14名） 計：68名
調査方法	学校に協力いただき対象者に送付 Google フォームにて回答
調査期間	令和6年10月22日～令和6年11月8日
回 答	39名
回収率	57.4%



(2) 学校から帰宅後の家事手伝いの状況

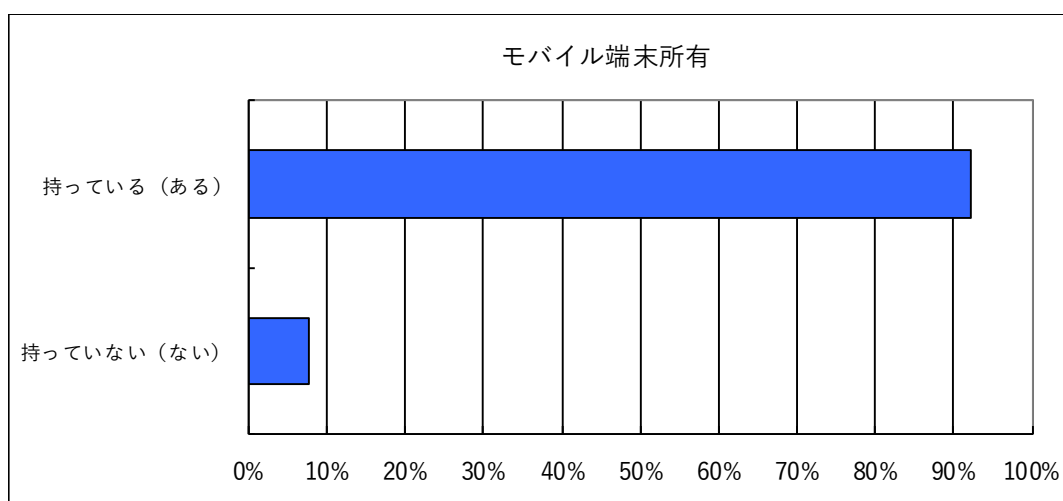
学校から帰宅後に家事手伝いをを行っている人は約 85%で、そのうち約 10%は 2 時間以上行っている状況です。

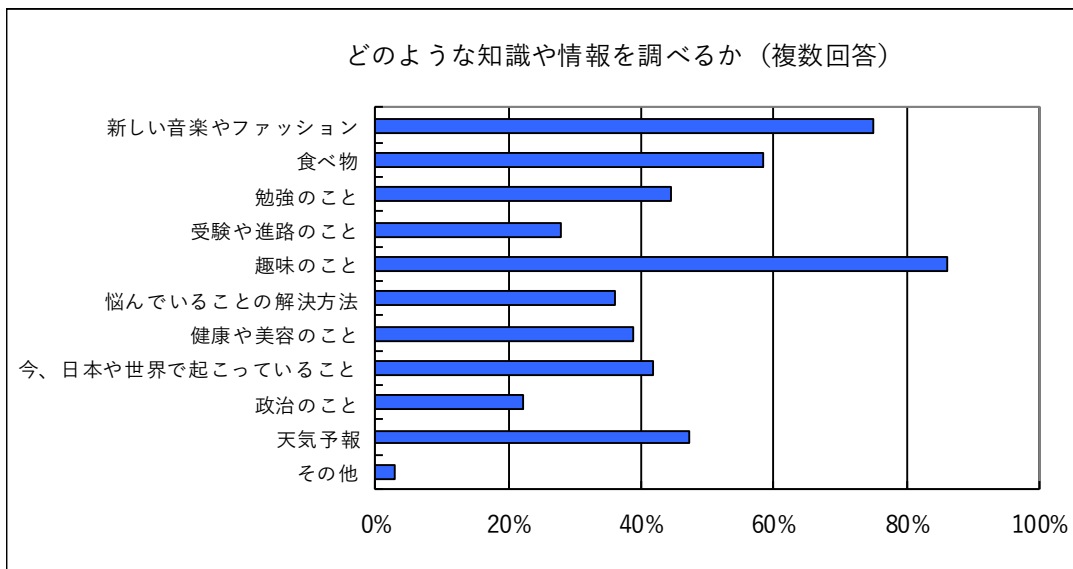
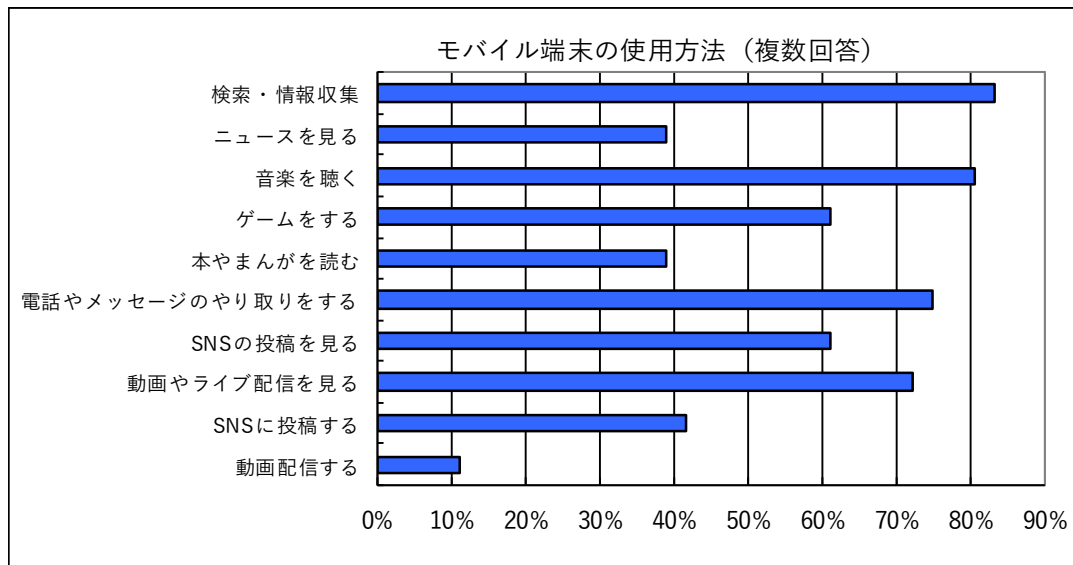


(3) メディアの利用状況

自分のスマートフォンやタブレット端末を持っていると回答した人は約 90%で、検索・情報収集や、音楽を聴いたり、電話やメール、SNS などを利用している人が多い状況です。

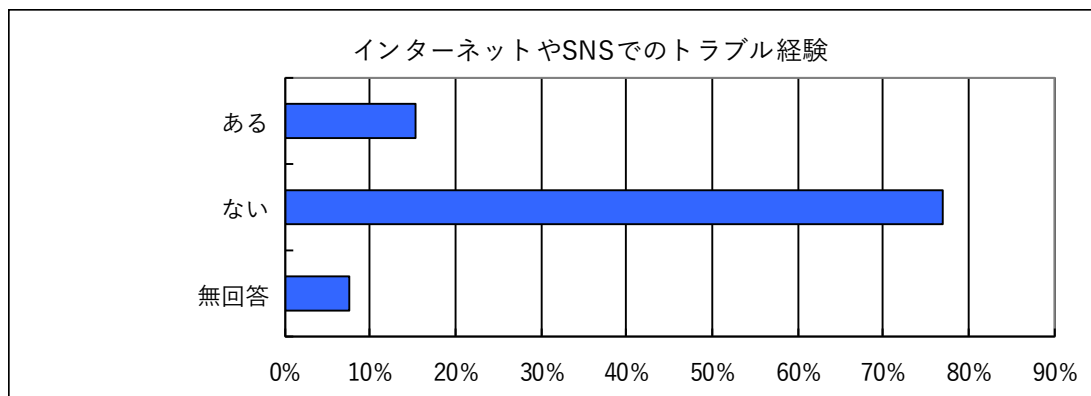
モバイル端末を利用した情報収集は多岐にわたり、特に趣味などの情報収集をしている人が多い状況です。

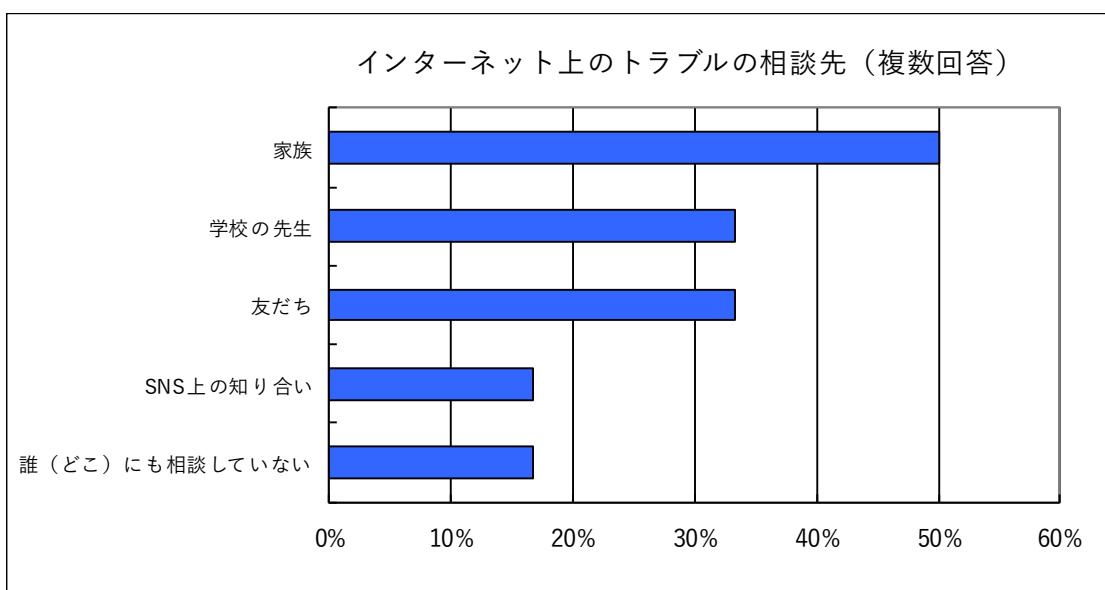
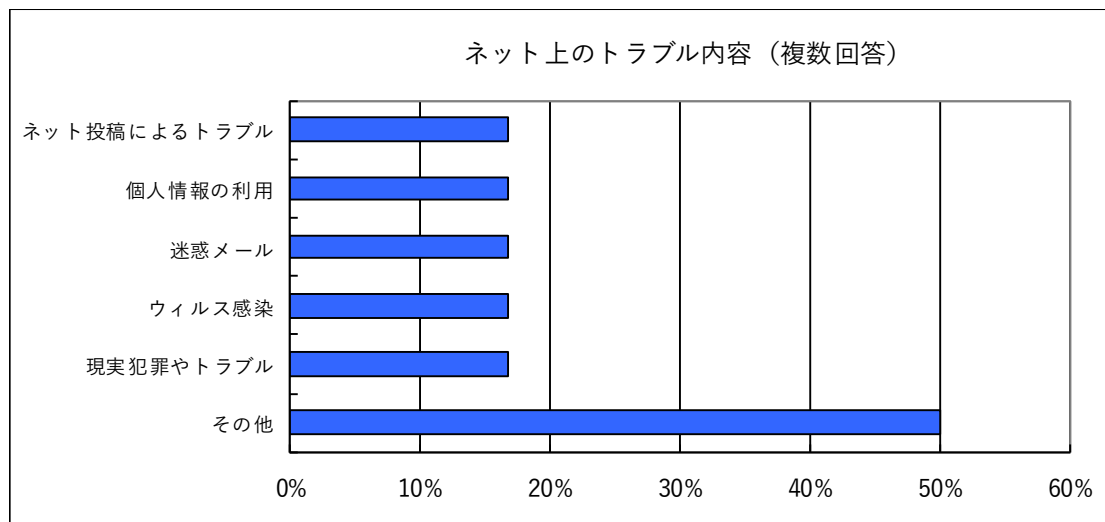




インターネットや SNS 等を利用したトラブルを経験したことがあると回答した人は約 20%で、中には個人情報の漏洩、犯罪などトラブルになったケースもあり、扱いには十分な注意が必要であるとともに、トラブルになった際には相談したり自分一人で抱え込まないなど、対応策が必要と考えられます。

相談先としては、家族、学校の先生、友だちが上位となっています。



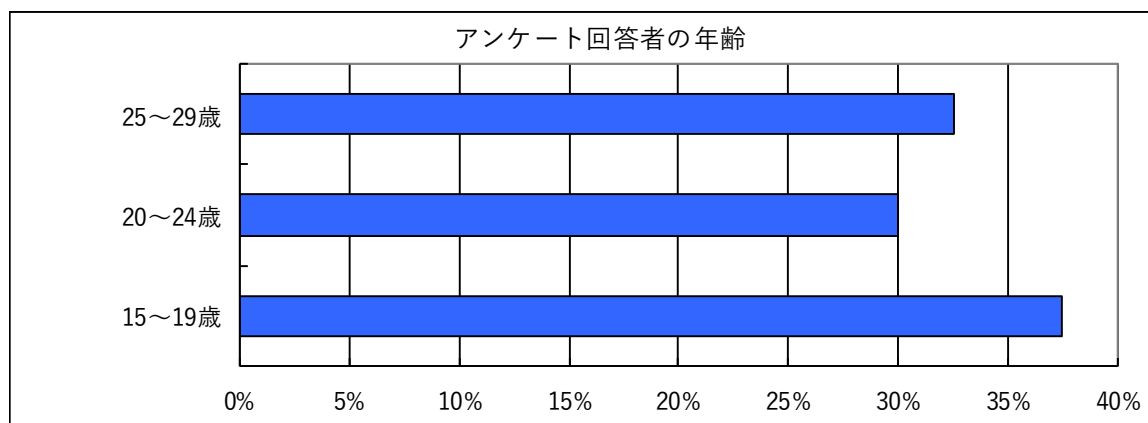
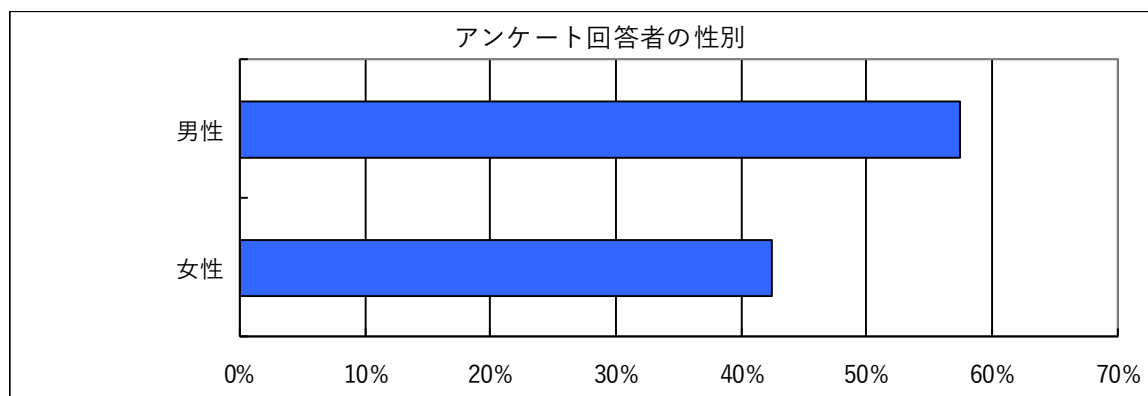


6. こども若者についての状況

(1) アンケート調査について

こどもまんなか社会の実現に向けた村づくりを進めるため策定する「こども計画」について、村内の若者が日頃、どのような生活を営み、どのような意識をもっているかを把握することで、今後のこども・若者支援施策に反映させることを目的に本アンケート調査を実施しました。

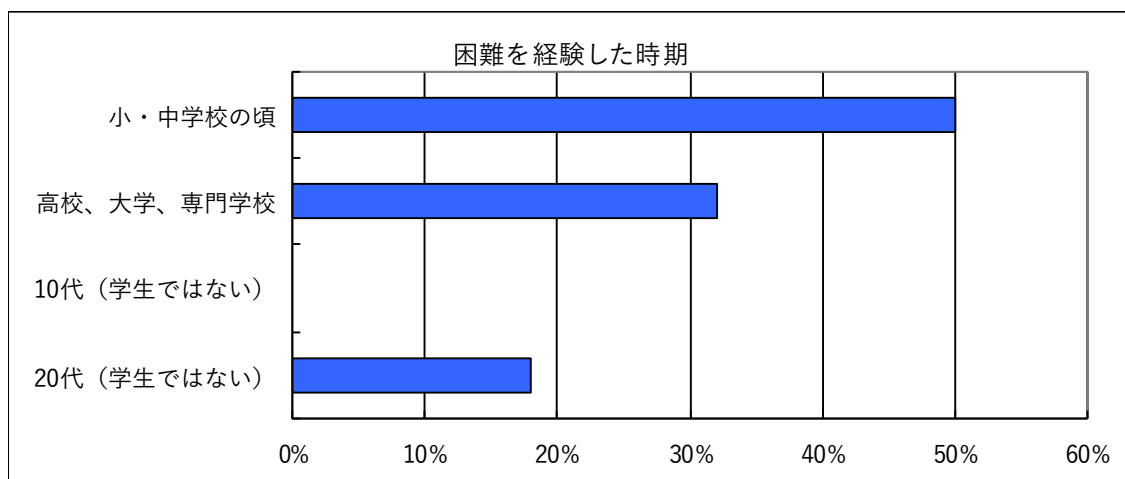
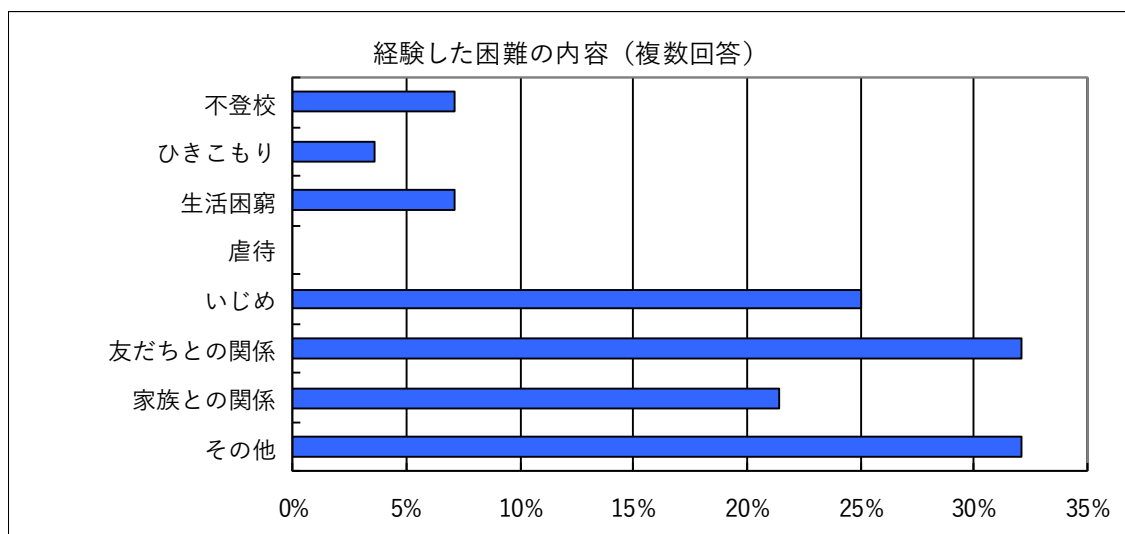
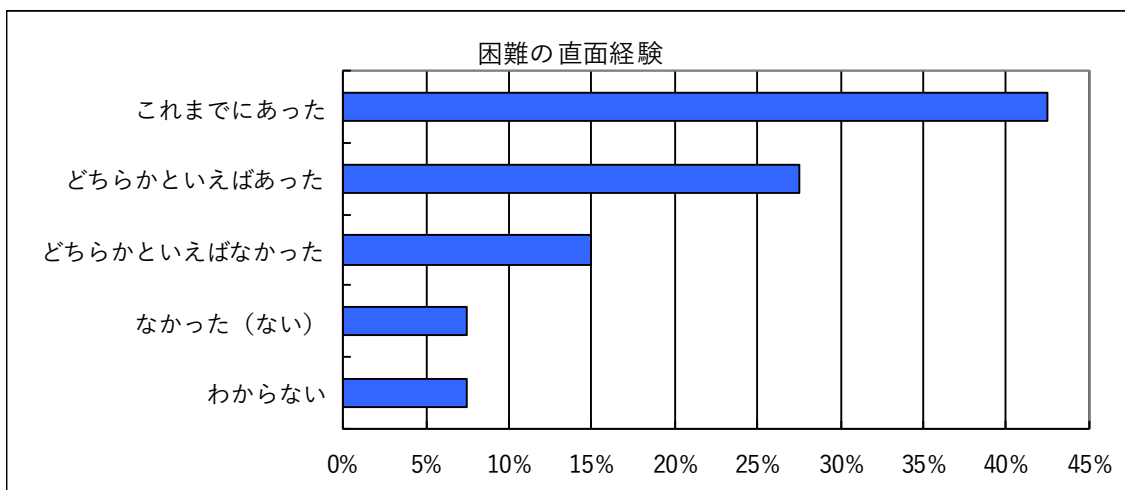
調査地域	全村
調査対象	村内在住の 15 歳から 29 歳の方（174 名）
調査方法	配達等により対象者に送付 Google フォームにて回答
調査期間	令和 6 年 10 月 15 日～令和 6 年 11 月 8 日
回 答	40 名
回収率	23.0%



（２）困難に直面した経験と支援の状況

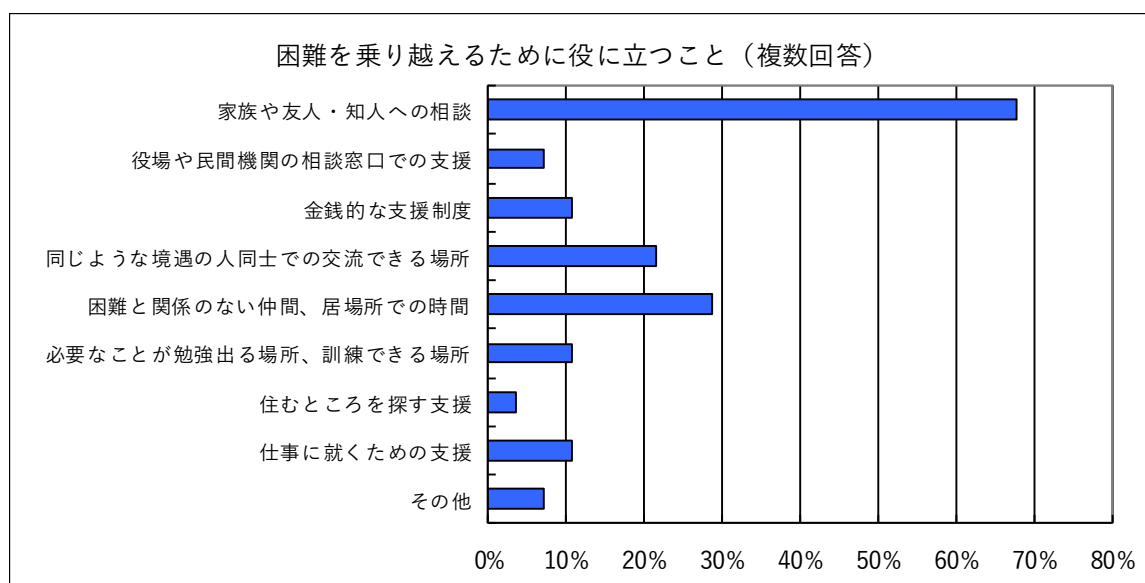
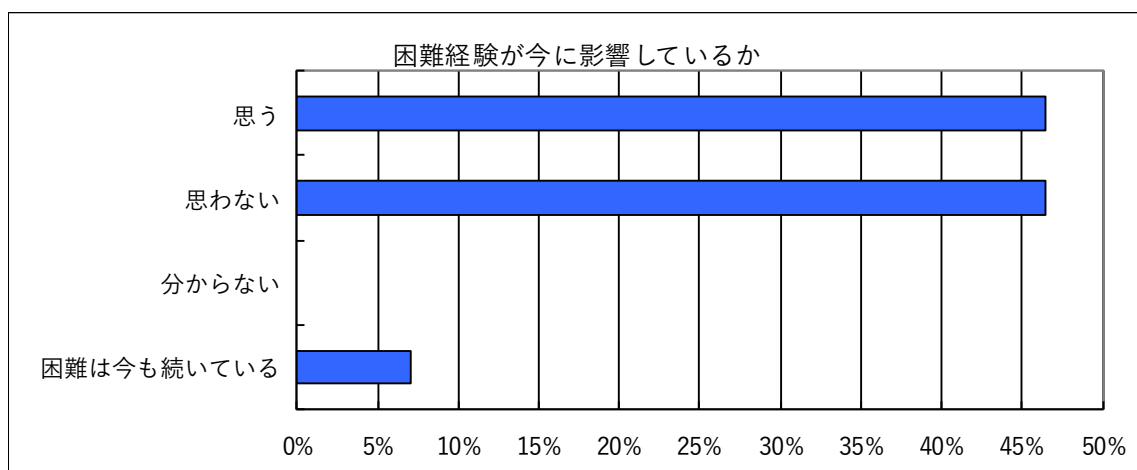
これまで困難に直面した経験がある人は、どちらかというともあると回答した人も含めると約 70% となります。経験した困難の内容としては、対人関係によるものが上位を占めています。

また、困難を経験した時期については、小・中学生の頃が最も多い結果となりました。



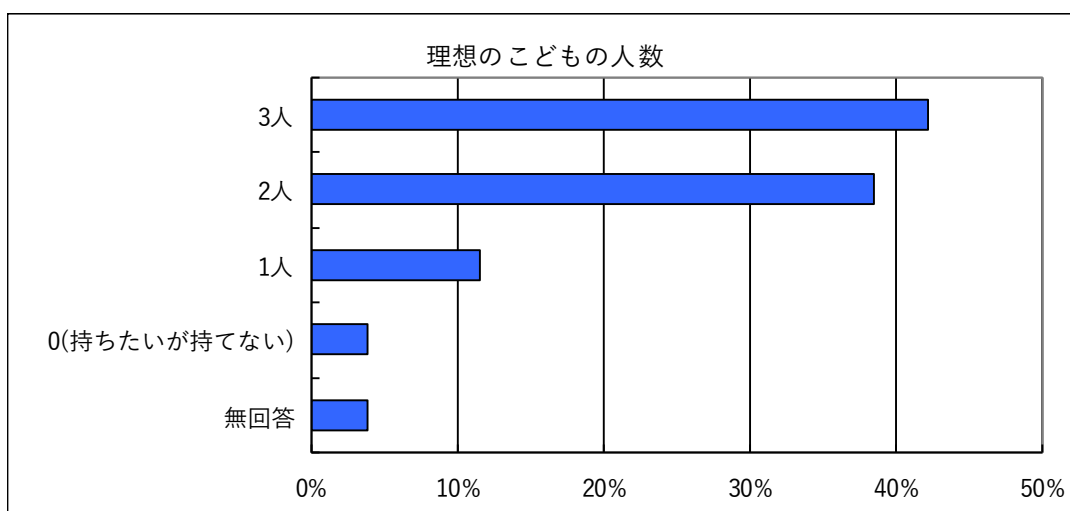
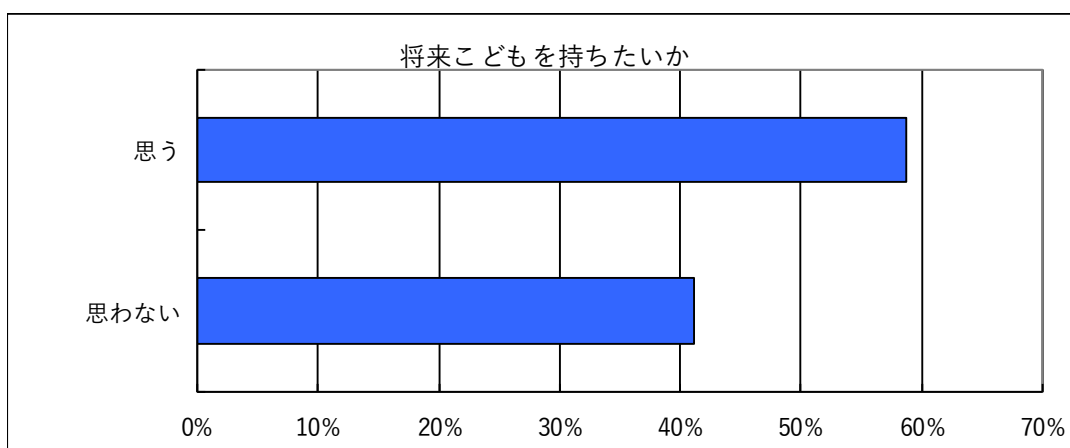
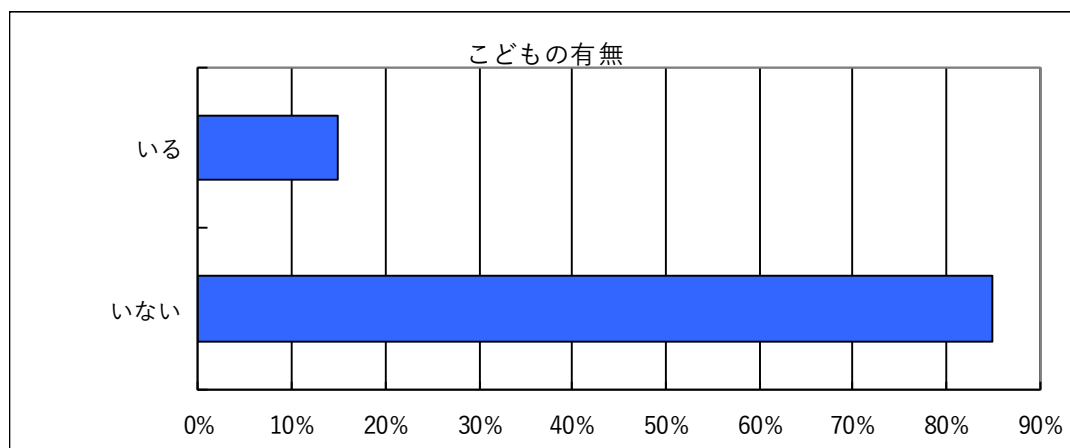
困難は今の生活に影響していると思う人は約半数で、影響していないと思う人と同じ割合となっています。

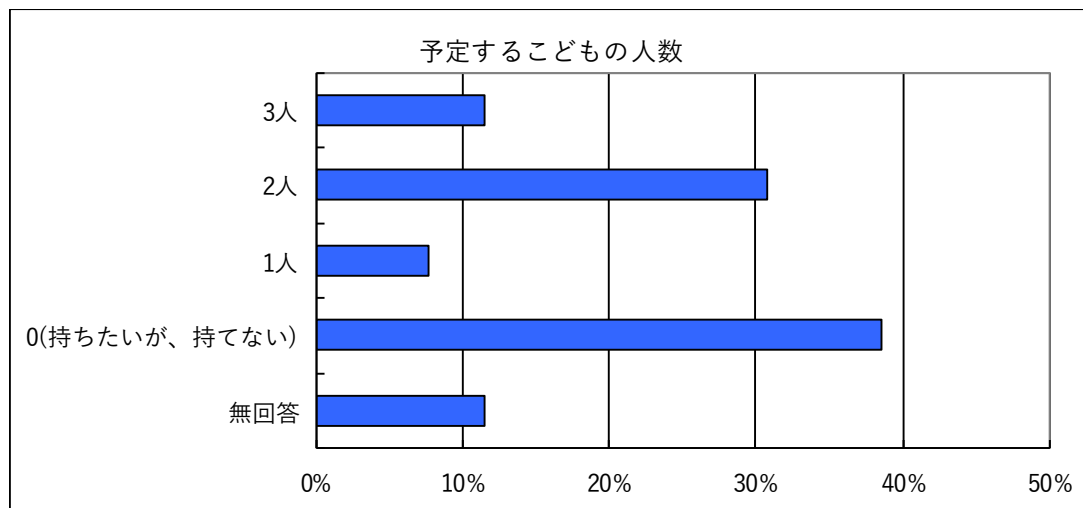
困難を乗り越えるために役に立つことについては、家族や友人・知人への相談が約70%であり、相談できる人や環境が大事であることが考えられます。



(3) こどもを持つ、または持ちたいと思う理由について

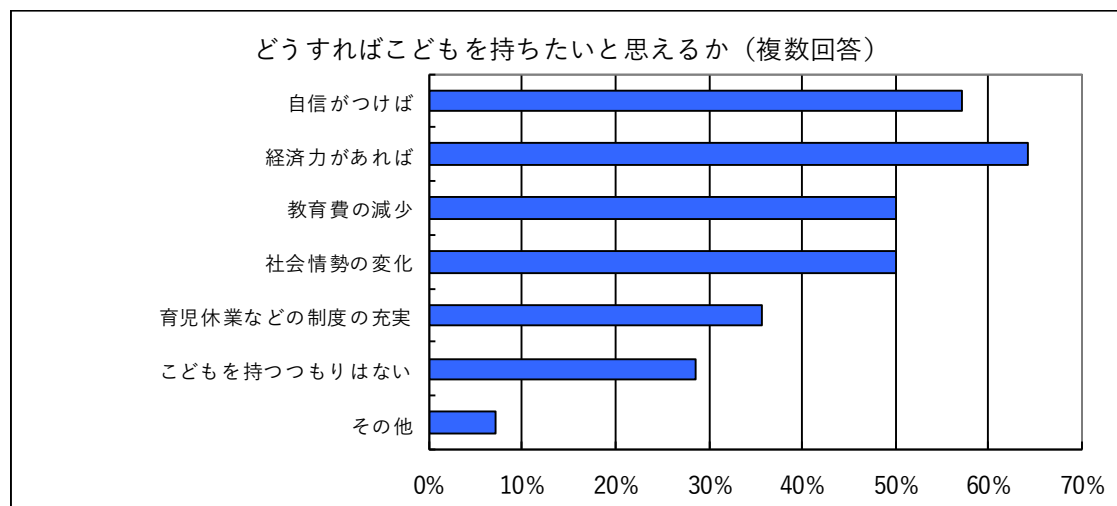
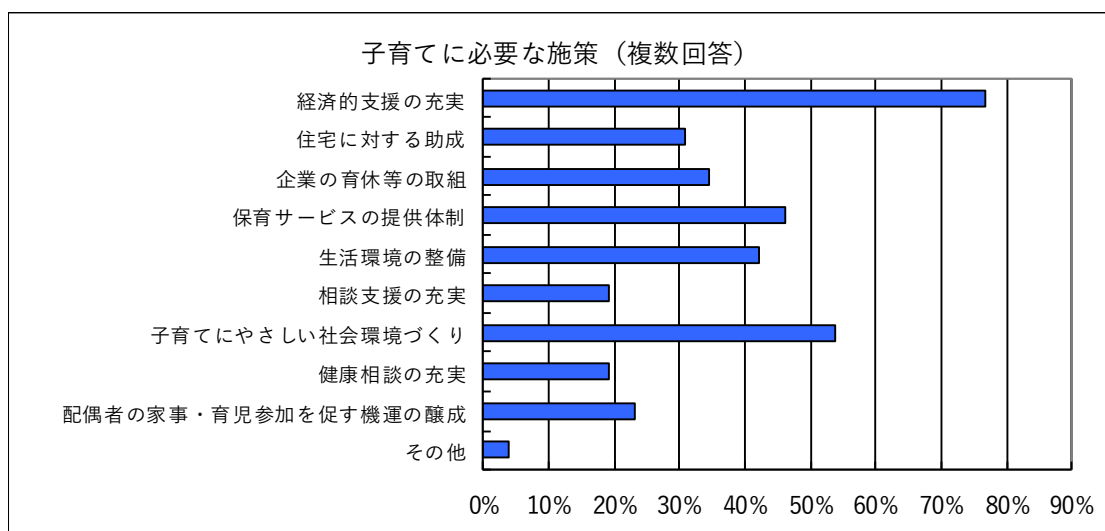
現在、こどもがいない方で、将来こどもが欲しいを考えている人の割合は約 60%ですが、アンケート結果を考察すると、理想とするこどもの人数に対し、こどもが欲しいけど難しいと考えている人が一定数いると考えられます。





子育てに必要な施策については、経済的な支援の充実が約 80%で、次に子育てに優しい社会環境づくりで約 50%となっており、経済的な支援と子育て環境の改善が求められていると考えられます。

また、こどもが欲しいと思わないと回答した方で、どうすればこどもを持ちたいと思えるかについては、自身、経済力、教育費の減少、社会情勢の変化などが 50%以上の回答率となっています。



7. こども・若者をめぐる課題

(1) 安心して出産・子育てができる支援の充実

今後の人口推移について、微減で推移すると考えられ、出生数やこどもについても微減で推移する予想されます。

本村では、こどもの人口の変化を見据え、こども・子育て支援サービスの一定の量を確保しながら、妊娠・出産から学童期までのこどもの健やかな成長、そして自立に向けた取組を展開してきました。今後もニーズの把握と質の向上に努め、継続的な取組を進めるとともに、こどもから若者まで切れ目のない支援を提供していくことが重要です。

これまで安心してこどもを産み育てることができるよう、母子に対する健診や相談の機会の充実、小児に対する予防接種等に努めてきました。アンケート結果では、多くの人が健診や育児・食育相談などを活用している状況です。

北海道における30～39歳の女性の有業率は80%前後を推移しており、こどもがいる共働き世帯割合が増加しています。保育施設等の在園児数や未就学児の就園状況、アンケート結果から、今後も共働き世帯の割合が今の水準と変わらないことが考えられるため、保育施設等の確保は必須であると考えられます。

また、アンケート結果では、未就学児童における保護者の経済的な安定や育児相談体制の確保・充実が重点項目となっています。

親が主体的に子育てに向き合い、関わっていくためには、経済的な安定や育児相談体制の確保・充実をはじめ、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、企業の働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進に関する意識改革が重要です。

(2) こども・若者が健やかに育ち、自立できる環境作り

これまで子育て世代の共働き率の増加による保育ニーズの高まりから、教育・保育施設の整備を進めてきましたが、その一方で、乳幼児期が人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、より一層の質の高い幼児教育・保育の提供が求められています。

また、インターネットやSNSの利用がきっかけで、こどもや若者が犯罪やいじめに巻き込まれるケースが増えています。

小さなこどもから若者まで、誰もが安心して健やかに暮らすことができるよう、安全管理対策や関係者への支援の徹底及び安全・安心の村づくりを推進していくことが重要です。

こどもから若者まで、成長期において経験する発達段階に応じた学習や遊び、体験活動は、確かな学力、豊かなこころ、健やかな体といった生きる力を養うために重要であることから、行政、家庭、学校・園、地域が連携し、多様な活動や他者との交流の機会を充実させる必要があります。

（３）こども・若者の育ちを支える環境作り

核家族世帯の増加とともに、共働き世帯の割合が増加しています。これまで世帯で担っていた子育てが難しくなることが考えられる中、地域や子育て家庭同士のつながりを大切にしながら、支え合っていくことが必要です。

アンケート結果では、付添い・遊び・スポーツの指導など、保護者が参加する機会を設けることやいつでもこどもが自由に遊べる屋内施設などが望まれている状況です。

（４）困難を抱えるこども・若者に対する支援の充実

こども・若者が健やかに成長し、自立して暮らすことができるよう、地域、学校、関係機関等が連携しながら、早期からの適切な家庭支援に努め、つながり続けていくことが重要です。

ニートやひきこもりなどの、社会生活を円滑に営むうえで困難を有するこども・若者は、本人や家族が、貧困、虐待、いじめ、不登校、発達障害等の複合的な課題を有する場合があるため、福祉、教育、保健等、多分野の関係機関が連携、協力し、丁寧な切れ目なく支援することが必要です。

心身に悩みや課題を抱えている支援が必要なこども・若者が、支援機関につながっていないという状況に陥らないために、必要な人に必要な情報が届くよう、広報周知の徹底が求められています。

こども・若者についてのアンケート結果では、対人関係による困難を経験したことがある人が多く、その多くは小・中学生の頃であり、困難を乗り越えるためには家族や友人・知人などに相談できる人や相談しやすい環境づくりが重要であると考えられます。こども・若者が一人で問題を抱え込むようなことが無いよう、周囲の大人たちの支えが必要です。

（５）貧困に関する支援の充実

こどもの貧困問題については、その家族全体の課題を解決することが必要不可欠となり、所得の少ない世帯やひとり親世帯への支援を通じて貧困状態のこどもたちの状況を改善していくことが重要です。

家計の状況に関する調査結果から、概ね世帯収入に比例して暮らし向きの良し悪しの割合が推移していると考えられますが、世帯収入が比較的高い世帯でも過去１年間に生活費の支払ができなかったと回答している世帯がいます。要因については、教育費や医療費、住居費が高んでいたりと、多人数世帯といったことが考えられますが、そうした世帯において、こどもの生活に影響が及ばないための対策が重要となります。

貧困問題は、こども・若者の学力向上への影響、自己肯定感や自尊感情を損なうなど、健全な成長や発達を阻害する要因となることから、こころのケアに取り組むことが重要です。

（６）虐待からこどもの命と権利を守る取組の充実

虐待によりこどもが傷つくことがないように、社会全体で見守り、育てていくことが重要であることから、住民への理解を深め、社会全体でこどもへの虐待を防止する機運の醸成が必要です。

また、核家族化や地域での関係性が希薄となってきた状況から、子育て中の家庭への支援が必要となっています。育児中の悩みごとや負担感等、子育て中の不安感を和らげる取組が重要です。

学校や保育所のみならず、こどもに関わるあらゆる機関は、子育てに何らかの課題等を抱えている家庭を早期に把握し、必要な機関との円滑な連携のもと、虐待を重篤化させない取組が重要です。

また、妊娠から出産、子育てに至る切れ目のない支援のために、福祉や保健の垣根を越えた関係機関の連携も重要です。

こどもへの虐待の背景には様々な要因があります。経済的な問題や社会的な孤立等、複雑に絡み合った現状があり、年々増加する相談や虐待件数の現状から、相談体制の強化・充実とともに職員や相談員の質の向上を図るための取組が重要です。

虐待を受けたこども・若者はここに深い傷を負うため、心理的サポート等を提供することで、自己肯定感や自尊感情を損なうことなく自己を確立し、社会的に自立した個人として成長することを支援する仕組みづくりが重要です。

Ⅲ

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもの笑顔咲く未来づくり ～ふれあいと子育ての村づくり～

すべてのこどもたちが輝きをもちながら健やかに育ち、父母やその他の保護者が生きがいと喜びを子育てに感じることができる環境を整備するとともに、次代の子育て世代となる若者の子育てに対する不安を解消し、安心してこどもを産み、育てられる環境を整備し、地域全体で子育てを理解し・携わり・支えていくことが実現できる村づくりを目指します。

未来の担い手となるこどもたちの笑顔は、すべての世代の笑顔へと咲き広がっていきます。こども一人ひとりのそれぞれの芽が伸び伸び、すくすくと育ち、やがて大輪の笑顔を咲かすことができるように住民と行政とがしっかりと手を取り合って、子育て家庭を地域全体で支援していきます。

2. 基本理念を実現するための施策展開

(1) 基本方針

国の「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。本村においても、6本の柱を基本方針とします。

■基本方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

本計画に定めるこども、子育て、若者に関する施策は、各ライフステージすべてにおいて、保健・福祉、医療、教育、生活環境等あらゆる分野がかかわっています。

国の「こども大綱」は、特定のライフステージのみではなく、ライフステージを通して、継続的に実践すべき重要事項を示し、ライフステージ別の重要事項、子育て当事者への支援に関する重要事項を示しています。

本計画においては、国の「こども大綱」を勘案して策定しており、「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の各ライフステージ別の重要事項を踏まえつつ、ライフステージを通じた施策、子育て当事者への支援に関する施策を展開します。

(2) ライフステージを通じた重要事項

こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要です。

また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが重要です。

■すべてのライフステージに共通する事項

- ・子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- ・子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・子どもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

(3) ライフステージ別の重要事項

「子どもの誕生前から幼児期」、「学童期・思春期」、「青年期」など、それぞれのライフステージの特有の課題を捉え、ライフステージごとに必要な支援に取り組みます。

■子どもの誕生前から幼児期の重要事項

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

■学童期・思春期の重要事項

- ・子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・子ども・若者の視点に立った居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校の子どもへの支援
- ・子どもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

■青年期の重要事項

- ・大学や大学院、短期大学、高等専門学校などの高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(4) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要です。

■子育て当事者への支援に関する重要事項

- ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ・地域子育て支援、家庭教育支援
- ・共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ・ひとり親家庭への支援

3. 施策体系

【基本理念】	【基本方針】	【主な取組の方向性】
こどもの笑顔咲く未来づくり ふれあいと子育ての村づくり	①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る	・こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
	②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく	・こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映 ・こども・若者の社会参加の推進 ・こどもの居場所づくりの推進 ・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援
	③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する	・社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進 ・生活環境の整備 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 ・多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ・18歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進 ・地域特性を活かした多様な教育機会の提供 ・子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
	④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする	・こどもの貧困対策 ・障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
	⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む	・高等教育の修学支援 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ・共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する	・施策の推進体制等

※北海道の施策を勘案して作成

IV

施策の展開

基本方針 1 : こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

子どもの権利条約やこども基本法、こども基本条例等に関する情報発信・普及啓発を行うとともに、こどもの発達に応じた多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生に係る人権教育などの学習機会を確保します。

また、いじめや虐待等、こどもや保護者からの様々な相談に対応できる相談支援体制を構築します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／関係機関
既存	児童虐待防止対策の充実	・村内の関係機関との連携を図り“真狩おや？おや？安心サポートシステム”体制と要保護児童対策協議会の強化・相談体制の充実 ・児童相談所の専門性や権限を最大限利用し、適切な援助を受ける ・妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の早期発見・早期対応	住民課 まっかり保育所 子育て支援センター
既存	人権啓発	こどもたちが協力して花を育てることによって、命の尊さを実感する中で、豊かな心や優しさを育み、自然と人権を尊重する意識が育つよう、小学校に花を植えたプランターを贈呈する「人権の花運動」を実施。	住民課
既存	真狩いじめゼロこどもサミット	真狩村の児童生徒が一堂に会し、各学校における「いじめ根絶」の取組を交流し合うこと等とおして、一人一人が「いじめは絶対に許さない」という気持ちを強め、自分たちの手でいじめをゼロにしようという意識を高める。	教育委員会

基本方針 2：こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

（１）こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映

村の施策等について、こども・若者から幅広く意見を聴く機会を創造し、こども・若者の意見が村づくりに反映されるよう取り組むとともに、障がいのあるこどもやヤングケアラーなど声のあげにくいこどもからの意見を汲み取れる環境を構築します。

子育て当事者が抱える村の子育て課題について、意見交換する場を作ります。また、関係部局や民間団体等と連携し、より多くのこども・若者、子育て当事者の意見を取り入れられる取組を推進します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／関係機関
既存 (再掲)	真狩いじめゼロこどもサミット	真狩村の児童生徒が一堂に会し、各学校における「いじめ根絶」の取組を交流し合うこと等とおして、一人一人が「いじめは絶対に許さない」という気持ちを強め、自分たちの手でいじめをゼロにしようという意識を高める	教育委員会
既存	村政懇談会	村内の地区連絡協議会単位で特別職及び管理職が参加し、地区の課題などについて、村政に反映させたり、意見交換をする場。村民であれば、子育て世代に限らず、高齢者まで幅広く自由に参加できる。	企画情報課

(2) こども・若者の社会参加の推進

こども・若者の意見表明、交流機会の確保、遊びや文化・スポーツ体験活動への参加など、社会的活動への参加を促進します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	栄養教室・調理実習	保育所や放課後児童クラブにおいて、栄養士が講話を行ったり、こどもとの調理実習を実施	住民課 まっかり保育所
既存	小学生味覚教室	小学6年生を対象にレストランに招待して食の知識や味わうことの楽しみに触れる体験型学習	(株)マッカリーナ
既存	中学生テーブルマナー教室	中学3年生を対象にフルコースマナーを身に付け、食事を楽しむための講習	(株)マッカリーナ
既存	ジュニアリーダー研修	中学生・高校生が他市町村の参加者と交流、地域課題の解決等を通じ、地域活動に主体的に参画する意識の醸成	教育委員会
既存	こども英会話教室	英会話の実践をとおしたコミュニケーション能力を養うため、英会話教室を開催	教育委員会
既存	こどもスポーツ教室	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存	スポーツ少年団への支援	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存	スポーツ表彰	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存 (再掲)	真狩いじめゼロこどもサミット	真狩村の児童生徒が一堂に会し、各学校における「いじめ根絶」の取組を交流し合うこと等とおして、一人一人が「いじめは絶対に許さない」という気持ちを強め、自分たちの手でいじめをゼロにしようという意識を高める	教育委員会
既存	読書まつり	公民館図書室を利用したり読書習慣を身につけるなど、本を楽しむ機会の充実を図る。	教育委員会

(3) こどもの居場所づくりの推進

全てのこども・若者が、年齢を問わず互いに尊重しながら、安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、ライフステージに応じ、様々なニーズや特性に対応した多様なこどもの居場所づくりを推進します。

全てのこどもが放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブについてきめ細やかな指導を確保するための人材確保や研修会の実施により、活動の充実を図ります。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／関係機関
既存	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図る。	住民課
既存 (再掲)	こども英会話教室	英会話の実践をとおしたコミュニケーション能力を養うため、英会話教室を開催	教育委員会
既存 (再掲)	こどもスポーツ教室	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存 (再掲)	スポーツ少年団への支援	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存	既存施設での児童館機能（居場所）の充実	大人が見守ることができる公共施設を開放し、放課後等にこどもたちが気兼ねなく集い、安全で遊ぶことができる児童館機能（居場所）の充実を図る。 ・保健福祉センター ・公民館	住民課 教育委員会 真狩村社会福祉協議会
既存	真狩村サークル活動支援	村内で活動する文化団体及びスポーツ団体に対し、施設利用調整や活動費補助などの支援を通して、幅広い年代が集い、交流できる「居場所」の維持・充実を図る。	教育委員会
既存	羊蹄山麓発達支援センター	羊蹄山ろく7か町村に住む児童で小集団・個別療育の中で社会性や心身・言葉などの発達を促す支援の実施。	NPO 法人しりべし地域サポートセンター

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	食で繋がるプロジェクト	地域で障がいを持った方が活動できる「交流の場」として農園作業での体験を通して地域とのつながり作りや定期的に食事会を開催することによって交流を図る。	真狩村社会福祉協議会
既存	真狩青年団体協議会運営補助事業	青年層が交流を深めたり、村づくりへの参画を行うための活動を支援する。	教育委員会

(4) いじめ防止

児童・生徒がいじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、SNS等のネットリテラシーの向上や見守り・相談体制などの早期対応のための環境構築を推進するとともに、関係機関との連携強化による地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	スクールサポートセンター事業	学校、家庭、地域が一体となった学校運営をすすめるため、学校と地域のネットワークづくり・地域の支援体制の整備	教育委員会
既存	要保護児童対策協議会の推進	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保する。	住民課 教育委員会 まっかり保育所 学校 児童相談所
既存 (再掲)	児童虐待防止対策の充実	・村内の関係機関との連携を図り“真狩おや？おや？安心サポートシステム”体制と要保護児童対策協議会の強化・相談体制の充実 ・児童相談所の専門性や権限を最大限利用し、適切な援助を受ける ・妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の早期発見・早期対応	住民課 まっかり保育所 子育て支援センター
既存 (再掲)	真狩いじめゼロこどもサミット	真狩村の児童生徒が一堂に会し、各学校における「いじめ根絶」の取組を交流し合うこと等をおして、一人一人が「いじめは絶対に許さない」という気持ちを強め、自分たちの手でいじめをゼロにしようという意識を高める	教育委員会

(5) 不登校のこどもへの支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICTを活用した学習環境の整備など、不登校のこどもへの学習や体験機会などの環境整備を推進するとともに、関係機関との連携強化による地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	スクールサポートセンター事業	学校、家庭、地域が一体となった学校運営をすすめるため、学校と地域のネットワークづくり・地域の支援体制の整備	教育委員会
既存	要保護児童対策協議会の推進	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保する。	住民課 教育委員会 まっかり保育所 学校 児童相談所
既存	まっかりクラブ	小・中学校に在籍する学校不適応児童・生徒に対して、教育相談や適応指導を通して心の解放を図り、自立心を養い、社会性を身につけることにより集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支える。	教育委員会

基本方針３：こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

（１）社会全体でのこども・子育て支援の取組の推進

こどもまんなか社会の実現のための取組を推進し、地域全体でこども・若者や子育て世帯の方を応援する機運の醸成を図るとともに、子育て世帯の方に地域の高齢者や主任児童委員及び民生委員・児童委員と関わる機会を提供し、互いに身近な存在として関わりやすい環境づくりを推進します。

また、地域の子育てサークルがより活発に活動できるよう、絵本や遊具などの貸し出しや活動拠点の充実を図ります。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業	まっかり保育所 子育て支援センター 住民課
既存	子育てサークルへの支援	子育てをする母親たちのサークルに公共施設の使用や絵本、遊具の貸出などを支援、活動費助成などを実施	まっかり保育所 子育て支援センター 住民課 真狩村社会福祉協議会
既存	家庭教育支援講座	就学時健康診断の機会等を利用し、家庭教育に関する保護者向けの講座を実施	教育委員会
既存	出産祝品贈呈事業	出生届を提出した保護者に対し、出生児の健やかな成長を願い、新しい村民となったこども達に「生まれてくれてありがとう」の思いを込め、居場所の象徴として世界にたった一つの「君の椅子」を贈呈します。	住民課
新規	こども・子育て支援施策広報・啓発事業	真狩村が実施するこども・子育て支援施策について周知を図り、より多くのこども・若者、子育て当事者の参加・利用を促すとともに、取組内容について広く見える化することにより、地域全体のこども・子育て支援の機運醸成を図る。	住民課

(2) 生活環境の整備

子育て世帯に配慮した居住環境の整備を行うとともに、こどもが事故や事件に巻き込まれないよう、安全な道路環境整備や見守り等の安全確保体制の構築など、安全・安心な村づくりを推進します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	公営住宅建設事業	子育てしやすい住宅・住環境の整備と子育て世帯への公営住宅等に関する情報の提供	建設課
既存	移住定住促進住宅	小学生以下のこどもがいる世帯などを対象とし、村外から移住を希望する世帯向けの住宅を提供	企画情報課
既存	宅地分譲地の造成	親との近居や3世代同居など、子育て世帯が希望する宅地・住環境を提供し、移住促進や住宅建設を支援	企画情報課
既存	安心安全なまちづくり	建築物をはじめ、道路・公園・村内の公共的施設における段差解消などのバリアフリー化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	企画情報課 建設課
既存	安全な道路環境の整備の促進	幅が広く段差のない歩道やバリアフリー対応型信号機等の整備や通学路等の街路灯整備	建設課
既存	学童用ヘルメットの配付	自転車による交通事故被害の軽減を図るため小学校1年生にヘルメットを配布	総務課
既存	スクールガード事業	入学式の時期などに真狩小学校前などで通学時の見守りや交通安全の啓発を実施	教育委員会
既存	除排雪事業	住民生活、社会活動を維持するため、車道の除排雪とともに通学路などの歩道の除雪	建設課
既存	こどもを守る110番の店	こどもが不審者から声をかけられたりした場合に店などで一時的に保護	教育委員会

(3) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

多様化する子育てのニーズに対応するため、認定こども園まっかり保育所の計画的な環境整備、人材確保や研修会への参加による知識・技術の向上により、充実したサービス提供体制を確保します。また、すべてのこども及び子育て家庭が、地域の中で支えられ孤立することがないように、相談支援体制の整備のほか、親子が気軽に集い、相互交流や不安や悩みを共有できる場の提供、子育て教室等の充実に努めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／関係機関
既存	保育所型認定こども園	認可保育所が、保育に必要なこども以外のこどもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることにより認定こども園としての機能を備える施設として、平成 28 年にまっかり保育所を認定こども園に移行	まっかり保育所
既存	保育所型認定こども園（土曜保育）	多様化する就労形態に対応するため、地域の実情に合わせた保育サービス	まっかり保育所
既存	保育所型認定こども園（一時預かり事業）	家庭内において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かる事業	まっかり保育所
既存	保育所型認定こども園（乳児保育）	0～2 歳児までの乳児期と呼ばれる最も心と身体が成長発達をする大切な期間であり乳児の健やかで和やかな人格を形成するための重要な保育	まっかり保育所
—	教育・保育施設参入支援	地域の多様なニーズに対応するため、教育・保育施設の設置主体の参入を支援し、教育・保育サービスの充実を図る。	住民課
—	認定こども園	就学前のこどもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた施設	住民課
—	保育所	保育を必要とするこどもの受け入れ、こどもの状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う施設	住民課
—	幼稚園	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基礎をつくる教育の整備を行う施設	住民課

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
—	特定地域型保育給付	地域の多様なニーズに対応するため、教育・保育施設の設置主体の参入を支援し、教育・保育サービスの充実を図る。	住民課
—	家庭的保育	5人以下の家庭的な保育事業	住民課
—	小規模保育	6～19人以下の小規模保育事業	住民課
—	居宅訪問型保育	集団保育が困難な児童への訪問型保育事業	住民課
—	事業所内保育	事業所内の保育事業	住民課
既存 (再掲)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業	まっかり保育所 子育て支援センター 住民課
既存	ブックスタート事業	絵本を通じて保護者と赤ちゃんのふれあいを深めることを目的に絵本をプレゼントする	教育委員会
既存	保育に関する研修	保育士を対象とした研修を、外部講師を招いておこない、保育の質向上を図る	まっかり保育所 子育て支援センター
既存	子育て保育施設遊具等整備事業	「こども未来戦略」に基づき、安全で多様な遊具等の施設環境を整備し、子育て・保育環境の質の向上を図ることで、こどもの健やかな成長を促す。	まっかり保育所

(4) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こどもへの健全な遊びを提供し、多様な体験・活動を行うことで自主性や社会性、創造性などの情操を豊かにできるよう、放課後児童クラブの活動や児童公園の充実を図ります。

また、こどもの心身の健全な発達及び体力の向上が図られるよう、学校、スポーツ団体、家庭等と連携し、こどもへのスポーツの機会の提供及び充実を図るとともに、道徳教育、読書活動、ふるさと教育などを通じて、倫理観や規範意識を育成し、地域の文化に触れることで愛着や誇りなど豊かな心を育みます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図る。	住民課
既存 (再掲)	栄養教室・調理実習	保育所や放課後児童クラブにおいて、栄養士が講話を行ったり、こどもとの調理実習を実施	住民課 まっかり保育所
既存 (再掲)	小学生味覚教室	小学6年生を対象にレストランに招待して食の知識や味わうことの楽しみに触れる体験型学習	教育委員会
既存 (再掲)	中学生テーブルマナー教室	中学3年生を対象にフルコースマナーを身に付け、食事を楽しむための講習	教育委員会
既存 (再掲)	ジュニアリーダー研修	中学生・高校生が他市町村の参加者と交流、地域課題の解決等を通じ、地域活動に主体的に参画する意識の醸成	教育委員会
既存 (再掲)	こどもスポーツ教室	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存 (再掲)	スポーツ少年団への支援	スポーツを通じてこどもたちの健全な発達を促し、運動能力・コミュニケーション能力の向上の促進	教育委員会
既存 (再掲)	既存施設での児童館機能（居場所）の充実	大人が見守ることができる公共施設を開放し、放課後等にこどもたちが気兼ねなく集い、安全で遊ぶことができる児童館機能（居場所）の充実を図る。 ・保健福祉センター ・公民館	住民課 教育委員会 真狩村社会福祉協議会
既存	児童公園の充実	児童公園の遊具等の安全点検を実施と老朽化した遊具の計画的な更新	住民課 まっかり保育所

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	こどもの遊び場整備	幼児向けの遊具、高学年向けのアスレチック遊具などの児童公園や広いスペースがある屋内施設を併設することで、日常的に遊びや体験ができる憩いの場の提供 ・フラワーセンター・キッズパーク	住民課 企画情報課
既存	離乳食教室・幼児食教室	栄養士による離乳食・幼児食の進め方についての講話と調理実演及び試食	住民課
既存	学校給食週間	地元の優れた食材に興味関心をもち、生産者に感謝の気持ちをもつことができるよう特別に調理した給食メニューを1週間提供	教育委員会

（５）18 歳成年に伴う主権者教育等の充実とキャリア教育の推進

成人年齢が 18 歳に引き下げられたことを踏まえ、社会の形成者として必要とされる基本的な資質・能力を育むため、学校だけでなく、地域の基幹産業等への職場体験を通して、地域課題の解決を主体的に担うことができる力を身につけるとともに、若年者に被害の多い消費者トラブルについて注意喚起を行い、自立した消費者として健全な消費生活ができるよう、金融に関する知識や判断力を高める教育を推進し、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	ベンチャーキッズ支援事業	「ビジネスの面白さ・大変さ」を体験しながら子どもたちの独創性と行動力・自立心を伸ばし、「ビジネスセンス」や「生きる力」を身に着ける。	真狩村商工会
既存	消費者相談	周辺の 7 か町村で設置した「ようてい地域消費生活相談窓口」において、詐欺やネット通販のトラブル等の住民からの苦情処理に応じる。	総務課
既存	インターンシップ中学校	仕事の厳しさや大変さを認識し、望ましい勤労観、職業観を考え、働く大人との交流をとおして、働くことへの意識を高めるとともに好ましい人間関係形成の機会とする。	教育委員会

（６）地域特性を活かした多様な教育機会の提供

地域に根差した高等学校として、村の基幹産業である農業の担い手を育成するという基本方針のもと「有機農業コース」「野菜製菓コース」の２コースを設けた真狩高等学校は、村の魅力の一つとなっています。地域社会の担い手として、生徒たちの活躍の場を支え、更なる活性化に取り組みます。また、コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携し、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備を推進するとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	真狩高等学校運営	基礎的、基本的な知識や技能に加え、農業や食に関する専門性を養い、グローバルな視点を持って地域産業を担うことのできる生徒を育成する。	真狩高等学校
既存	コミュニティスクール	学校運営に地域の意見を反映させ、学校と地域が協力して教育活動を進める。	教育委員会
既存	高校生除雪ボランティア	地域と連携したボランティア活動の一環として、独居老人や高齢夫婦宅の除雪を行う。	真狩高等学校

(7) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業などの各種医療給付制度による経済的支援を行うとともに、幼児教育・保育の無償化などの国の制度に加え、保育料や給食費、通学等にかかる費用の減免・助成・無償化等の施策により、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	乳幼児等医療助成	中学校 3 年生までの児童生徒にかかる入院・通院医療費の自己負担分の全額助成	住民課
既存	重度心身障害者の医療の助成	重度心身障害者に医療費の一部を助成	住民課
既存	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成	住民課
既存	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合（妊娠 12 週以上の死産・流産を含む。）、世帯主の方に「出産育児一時金」を支給	住民課
既存	未熟児養育医療	身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を助成	住民課
既存	子育て世帯の利用者負担額（保育料）の減免	国の制度に基づき、まっかり保育所を利用する 3 歳児以上のすべてのこども及び 3 歳児未満の住民税非課税世帯のこどもの利用料が無償になっているほか、3 歳児未満の保育料については、国の基準を超えて無償または減額を実施	住民課 まっかり保育所
既存	保育所給食費の無償	まっかり保育所に入所する 3 歳児以上のこどもの給食費を国の基準を超えて全世帯無償	住民課 まっかり保育所
既存	子育てのための施設等利用給付	教育・保育給付認定を受けているこどもが認可外保育施設などを利用するときの利用料を国の基準額まで無償	住民課
既存	児童手当	家庭における生活の安定に寄与するため、18 歳（高校生年代）までのこどもを養育している人に手当を支給	住民課
既存	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童生徒を育成される家庭（ひとり親家庭等）について、こどもを養育している人に所得に応じて手当を支給	住民課

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	特別児童扶養手当	精神や身体に１級または２級の障害のある２０歳未満のこどもを家庭で監督、保護している父母などの養育者の所得に応じて手当を支給	住民課
既存	障害者（児）施設通所交通費助成	身体・知的・精神障害者（児）等が施設等への通所に要する交通費の助成	住民課
既存	母子家庭等自立給付金	母子・父子家庭の親が、職業に必要な能力を高めるために講座を受講したり、資格取得のため２年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給	住民課
既存	母子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときの貸付	住民課
既存	要保護・準要保護児童支援	小・中学校の児童生徒で経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対する援助	教育委員会
既存	通学支援事業	村内の自宅から他市町村の高等学校に通学にかかる費用の一部を助成	教育委員会
既存	結婚新生活支援事業	夫婦ともに３９歳以下で婚姻し、一定の所得以下の世帯における引っ越しなどの新生活を送るためにかかる費用の一部を助成	企画情報課
既存	出産・子育て応援交付金	すべての妊婦、子育て世帯が安心して出産子育てができるよう妊娠届・出産届を出した妊婦及び産婦へ給付金を支給し、子育てに関する経済支援を行う	住民課

（８）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

妊娠前から産後を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実させるとともに、妊娠や育児への不安を解消し、安心してこどもを産み、育てられるよう、相談支援体制の整備を推進します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／関係機関
既存	利用者支援事業	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに関係機関との連絡調整等を実施する事業	住民課
既存	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん）	生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、心身の様子及び養育環境の把握、育児に対する相談、助言及び情報提供等を実施する事業	住民課
既存	養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業	住民課
既存	赤ちゃん相談	成長・発達の確認、母親の健康状態の確認と育児相談、栄養、離乳食などの相談	住民課
既存	赤ちゃん健診	成長・発達にかかる問診、医師診察、栄養相談、生歯・口腔衛生相談	住民課
既存	新生児聴覚検査	赤ちゃんが生まれつき耳の聞こえにくさがないかを調べる検査	住民課
既存	産後ケア事業	助産師が訪問し、産後の心身の観察、授乳、育児等について不安がある母子への専門的な指導を行う事業	住民課
既存	予防接種	B型肝炎・ロタ・BCG・五種混合・麻疹風疹・小児肺炎球菌・水痘・日本脳炎・二種混合のワクチン接種	住民課
既存	フッ素塗布	１歳から小学生までを対象にフッ化物塗布	住民課
既存	一般・特定不妊治療費助成事業	不妊に悩む方の体外受精などにかかる費用の一部を助成	住民課

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	不育症治療費助成事業	2 回以上の流産などがあり、検査・治療にかかる費用の一部を助成	住民課
既存	妊婦健診	お母さんとおなかの赤ちゃんの健康を守り、安全な出産と健康な赤ちゃんの出生のため、妊婦一般健康診査（14 回分）、超音波検査（6 回分）の受診票を交付	住民課
既存	妊婦学級・両親学級	妊娠中の健康管理や育児に必要な知識を中心に、妊婦体操や呼吸法の実技、栄養指導、新生児の沐浴の指導など妊娠・出産・育児について学ぶ	住民課
既存	歯ッピー健診	妊娠中の健康保持及び適切な口腔を保つよう歯科健診の機会の提供	住民課
既存	産前サポート事業	妊娠・出産・育児に関する悩み事について、助産師による個別相談を実施する	住民課
既存	保育所健診事業	内科健診（年 2 回）を保育所に医師が訪問し実施し、眼科健診（4 歳児のみ年 1 回）を診療所で実施	まっかり保育所
既存	保育所歯科健診事業	歯科検診を保育所に歯科医師が訪問し、年 2 回実施	まっかり保育所
既存	保育所虫歯予防教室	年中児（4 歳児）を対象に歯の状況やむし歯予防等の具体的な歯科指導を行う	まっかり保育所

（９）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

身近な医療施設として、村の医療を支える真狩村国民健康保険診療所及び真狩村歯科診療所は、疾病の早期発見・治療だけでなく、保健・福祉の全般で大きな役割を担っています。村で安心してこどもを育てられるよう、診療所の医療の質及び信頼性の確保に努めるとともに、本村と近隣６町村の中核病院である JA 北海道厚生連倶知安厚生病院と連携を図りながら医療の充実に努めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	予防接種	B型肝炎・ロタ・BCG・五種混合・麻しん風疹・小児肺炎球菌・水痘・日本脳炎・二種混合のワクチン接種	住民課
既存	各種成人健診	生活習慣病の予防と早期発見のために、若年者健診（２５歳以上）と子宮がん検診を実施	住民課
既存	医療施設指定管理事業	身近な医療施設があることで、安心して生活できるよう真狩村国民健康保険診療所及び真狩村歯科診療所の運営を指定管理事業者に委託	住民課
既存	学校健診事業	内科健診、眼科健診等を学校に医師が訪問し、年１回実施	教育委員会
既存	学校歯科検診事業	歯科検診を学校に歯科医師が訪問し、年１回実施	教育委員会
既存	倶知安厚生病院救急医療等体制整備事業	休日夜間の救急医療体制として近隣７町村が協同で倶知安厚生病院に設置する救急センター及び小児科診療の維持に必要な運営支援を実施	住民課

基本方針 4：良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての こども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

(1) こどもの貧困対策

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないように、親の妊娠・出産期からの相談支援や居場所づくりを通して地域全体に関わりを持ち、生活保護法や生活困窮者支援法などの関連法制における支援に適切につながるよう、見守り・相談体制などの環境構築を推進するとともに、関係機関との連携強化による地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	ひとり親家庭等の医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成	住民課
既存 (再掲)	児童手当	家庭における生活の安定に寄与するため、18歳（高校生年代）までのこどもを養育している人に手当を支給	住民課
既存 (再掲)	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童生徒を育成される家庭（ひとり親家庭等）について、こどもを養育している人に所得に応じて手当を支給	住民課
既存 (再掲)	母子家庭等自立給付金	母子・父子家庭の親が、職業に必要な能力を高めるために講座を受講したり、資格取得のため2年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給	住民課
既存 (再掲)	母子・寡婦福祉資金貸付金	母子家庭の母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときの貸付	住民課
既存 (再掲)	要保護・準要保護児童支援	小・中学校の児童生徒で経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対しての援助	教育委員会
既存 (再掲)	要保護児童対策協議会の推進	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保する	住民課 教育委員会 まっかり保育所 学校 児童相談所
既存	母子父子自立支援員	ひとり親家庭の総合的な相談窓口として、情報提供や求職活動に関する支援など	後志総合振興局 保健環境部社会 福祉課子ども子 育て支援係

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	児童家庭支援センター	こどもや家庭等の相談について、児童福祉の専門職員等が電話、訪問等による助言、指導等の支援	北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課
既存	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談、技能習得、就業情報提供に至る一貫した就労支援や、地域生活や養育費に関する専門的な相談	北海道母子寡婦福祉連合会
既存	母子家庭等電話相談	母子家庭や寡婦、父子家庭の皆さんの生活や健康上の心配ごと、子供の養育、就職問題などのさまざまな悩みごとの電話による相談	北海道母子寡婦福祉連合会

(2) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

障害の有無にかかわらず安心して生活できるよう、特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、その特性に合わせた適切な支援が受けられるよう、相談支援体制を充実し、通所支援や入所支援等のサービスに円滑につながるよう努めます。

また、特別支援教育支援員等による学びの機会の充実や障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との相互理解の取組を進めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	重度心身障害者の医療の助成	重度心身障害者に医療費の一部を助成	住民課
既存 (再掲)	特別児童扶養手当	精神や身体に1級または2級の障害のある20歳未満のこどもを家庭で監督、保護している父母などの養育者の所得に応じて手当を支給	住民課
既存 (再掲)	障害者(児)施設通所交通費助成	身体・知的・精神障害者(児)等が施設等への通所に要する交通費の助成	住民課
既存	障害児福祉手当・特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の者に手当を支給	住民課
既存	障害者(児)福祉サービス	個々の障がいのある方の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、障がいをもつ児童の「障害児通所給付」が利用できる。	住民課
既存 (再掲)	羊蹄山麓発達支援センター	羊蹄山ろく7か町村に住む児童で小集団・個別療育の中で社会性や心身・言葉などの発達を促す支援の実施。	NPO 法人しりべし地域サポートセンター

（３）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

こどもの重大な人権侵害である児童虐待を防止するための普及啓発に努めるとともに、地域において、こどもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、日頃から地域のこどもに関わる拠点間の連携を強化し、通告案件が発生した場合でも児童相談所をはじめとした関係機関の円滑な情報共有を徹底します。

また、家庭内で起こる児童虐待やヤングケアラーの実態については、表面化しづらいのが現実であり、行政窓口への相談はハードルが高いため、当事者同士が気軽に話し合いができる機会づくりを推進します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	児童虐待防止対策の充実	・村内の関係機関との連携を図り“真狩おや？おや？安心サポートシステム”体制と要保護児童対策協議会の強化・相談体制の充実 ・児童相談所の専門性や権限を最大限利用し、適切な援助を受ける ・妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の早期発見・早期対応	住民課 まっかり保育所 子育て支援センター
既存 (再掲)	要保護児童対策協議会の推進	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保する。	住民課 教育委員会 まっかり保育所 子育て支援センター 学校 児童相談所
既存	社会的養護体制の充実	・児童養護施設等の連携により、子育て短期支援事業の充実 ・地域の関係機関の理解と協力を得ながら里親の開拓や里親支援につながる広報・広聴の展開 ・母子生活支援施設等の積極的な活用、支援委納の充実など広域利用の推進	住民課 まっかり保育所
既存	おや？おや？安心サポートシステム	子育て困難家庭や虐待のおそれなど不適切な養育が疑われる親子を早期に発見するとともに支援を行い児の健全な成長を促す	住民課 まっかり保育所

(4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があり、複雑化・複合化しているため、包括的な支援体制及び関係機関のネットワーク構築を進めるとともに、児童生徒を対象とした「SOS の出し方に関する教育」など、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指した取り組みを推進します。

また、多様化・巧妙化するインターネット犯罪をはじめ、生活を取り巻く様々な事件・事故等の危険からこども・若者を守るため、スマートフォンの利用や情報モラルに関する正しい知識の啓発や地域の見守り体制の整備を推進します。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	スクールサポートセンター事業	学校、家庭、地域が一体となった学校運営をすすめるため、学校と地域のネットワークづくり・地域の支援体制の整備	教育委員会
既存 (再掲)	児童虐待防止対策の充実	・村内の関係機関との連携を図り“真狩おや？おや？安心サポートシステム”体制と要保護児童対策協議会の強化・相談体制の充実 ・児童相談所の専門性や権限を最大限利用し、適切な援助を受ける ・妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の早期発見・早期対応	住民課 まっかり保育所 子育て支援センター
既存 (再掲)	安心安全なまちづくり	建築物をはじめ、道路・公園・村内の公共施設における段差解消などのバリアフリー化、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	企画情報課 建設課
既存 (再掲)	真狩いじめゼロこどもサミット	真狩村の児童生徒が一堂に会し、各学校における「いじめ根絶」の取組を交流し合うこと等とおして、一人一人が「いじめは絶対に許さない」という気持ちを強め、自分たちの手でいじめをゼロにしようという意識を高める。	教育委員会
既存 (再掲)	スクールガード事業	入学式の時期などに真狩小学校前などで通学時の見守りや交通安全の啓発を実施	教育委員会
既存 (再掲)	こどもを守る 110 番の店	こどもが不審者から声をかけられたりした場合に店などで一時的に保護	教育委員会
既存 (再掲)	要保護児童対策協議会の推進	虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がそのこども等に関する情報や考え方を共有し、円滑な連携・協力を確保する	住民課 教育委員会 保育所 学校 児童相談所

基本方針５：若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

（１）高等教育の修学支援

経済的な理由で就学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、子育て家庭への経済的負担を軽減し、こどもの就学機会の確保に努めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／関係機関
既存 (再掲)	要保護・準要保護児童支援	小・中学校の児童生徒で経済的な理由により、学用品費や給食費などの負担が困難な家庭に対しての援助	教育委員会
既存 (再掲)	通学支援事業	村内の自宅から他市町村の高等学校に通学にかかる費用の一部を助成	教育委員会

（２）就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

就学時からの起業体験や就労体験を通じて、就労に対する意識の醸成を図ります。また、未就労の若者への就労相談体制や広報の充実を図るとともに、就労支援事業の充実を進めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	ベンチャーキッズ支援事業	『ビジネスの面白さ・大変さ』を体験しながら子どもたちの独創性と行動力・自立心を伸ばし、『ビジネスセンス』や『生きる力』を身に着ける。	真狩村商工会
既存 (再掲)	インターンシップ中学校	仕事の厳しさや大変さを認識し、望ましい勤労観、職業観を考え、働く大人との交流をとおして、働くことへの意識を高めるとともに好ましい人間関係形成の機会とする。	教育委員会
既存	就労支援事業	障がいのある方々が地域で安心して生活することや働くことができるよう、労働と福祉、教育等が緊密な連携を図り、様々な分野において一体的に支援を進める	住民課 羊蹄山ろく地域 自立支援協議会

（３）結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

村の基幹産業である農業の永続的な維持・発展のため、農業従事者で未婚の経営者及び後継者への配偶者確保対策等の結婚相談支援を推進するとともに、結婚に伴う新生活に経済的不安を抱える若者への支援の充実を図ります。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存 (再掲)	結婚新生活支援事業	夫婦ともに 39 歳以下で婚姻し、一定の所得以下の世帯における引っ越しなどの新生活を送るためにかかる費用の一部を助成	企画情報課
既存	結婚相談所	真狩村で農業経営を行う独身経営者及び独身農業後継者の配偶者確保対策を推進し、農業の永続的な維持・発展に寄与する。	産業課

（４）共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

子育て家庭が仕事と育児等の家庭との両立を実現できるよう、意識啓発や各種支援制度の普及啓発を進めます。男女平等参画や年次有給休暇の取得などの働き方改革、ハラスメント防止等の労働関係制度のもと、男女が共に共同して家事、育児等を行うことについて、当事者のみならず、事業所等への意識の醸成を図るとともに、働きやすい環境づくりのための福祉サービスの充実に努めます。

■事業内容

既存／新規	事業名称	事業内容	所管部署／ 関係機関
既存	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所し、短期入所生活援助事業により必要な保護を行う事業	住民課
既存	子育て短期支援事業（トライライトステイ）	保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所し、夜間養護等事業により必要な保護を行う事業	住民課
既存	労働者の心の健康保持メンタルヘルス対策推進	労働者の心の健康の保持増進のため、事業者が適切かつ有効に実施すべきメンタルヘルスケア対策	住民課 総務課
既存	企業への広報活動	仕事と生活の調和の実現が社会を持続可能で確かなものにする上で不可欠であるため、広報活動を通じた気運の醸成	住民課 総務課
既存	企業への人材育成スキルアップ支援	主体性、自立性をもった人間としての一般的能力の向上をはかることに重点をおき、企業の業績向上と従業員の個人的能力の発揮との統合を支援	住民課 総務課
既存	男の料理教室	男性の食に対する意識を向上し、自分で食事を作り、自立した生活が送れるよう支援する。	住民課

基本方針 6：施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

施策の推進体制等

本計画に携わる部署は、広範囲にわたっています。そのため、住民課を中心とした各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

本計画の推進のためには、村だけでなく、児童相談所等の行政組織や、こども・若者の育みに関係する民間団体及び地域住民の協力が不可欠です。

そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい子育て支援となるよう、国・道に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

また、保育所の広域利用、被虐待児への対応や障がいのあるこども・若者への対応等、専門的な支援を必要とする場合には、国や道、近隣市町村との連携・調整のもと、取組を推進します。



計画の目標値等

1. 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 特定教育・保育施設等の提供体制（利用定員）の目標及び実績

■令和2年度～令和6年度

	目標(人)				実績(人)			
特定教育・ 保育施設等	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	10	60	20	—	10	60	20	—
認可保育所	—	—	—	—	—	—	—	—
認可外保育所	—	24	6	—	—	24	6	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

(2) 特定教育・保育施設等の利用見込み及び実績(各年度4月1日)

■令和2年度

	見込み(人)				実績(人)			
特定教育・ 保育施設等	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
	3歳以上		1・2歳	0歳	3歳以上		1・2歳	0歳
認定こども園	—	35	16	1	2	40	15	—
認可保育所					—	—	—	—
認可外保育所					—	6	3	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所

■令和 3 年度

	見込み(人)				実績(人)			
特定教育・ 保育施設等	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定	
	3 歳以上		1・2 歳	0 歳	3 歳以上		1・2 歳	0 歳
認定こども園	—	35	16	1	5	28	17	—
認可保育所					—	—	—	—
認可外保育所					—	5	3	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所・認可外保育所：御保内へき地保育所（R3.11 閉所）

■令和 4 年度

	見込み(人)				実績(人)			
特定教育・ 保育施設等	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定	
	3 歳以上		1・2 歳	0 歳	3 歳以上		1・2 歳	0 歳
認定こども園	—	35	16	1	1	36	21	—
認可保育所					—	—	—	—
認可外保育所					—	—	—	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所

■令和 5 年度

	見込み(人)				実績(人)			
特定教育・ 保育施設等	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定	
	3 歳以上		1・2 歳	0 歳	3 歳以上		1・2 歳	0 歳
認定こども園	—	35	16	1	4	34	21	—
認可保育所					—	—	—	—
認可外保育所					—	—	—	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所

■令和 6 年度

	見込み(人)				実績(人)			
特定教育・ 保育施設等	1 号 認定	2 号 認定	3 号認定		1 号 認定	2 号 認定	3 号認定	
	3 歳以上		1・2 歳	0 歳	3 歳以上		1・2 歳	0 歳
認定こども園	—	35	16	1	3	40	17	—
認可保育所					—	—	—	—
認可外保育所					—	—	—	—

※認定こども園：認定こども園まっかり保育所

(3) 利用者支援事業体制の目標及び実績

■令和 2 年度～令和 6 年度

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
目標 (実施箇所)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
実績 (実施箇所)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※実施箇所：住民課

（４）一時預かり事業の実施箇所、提供人数及び利用者数の見込み及び実績

■令和２年度～令和６年度

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所	目標	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実績	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
提供人数	目標	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
	実績	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人	1,200 人
利用者数	見込	207 人	189 人	196 人	180 人	185 人
	実績	122 人	191 人	214 人	186 人	

※実施箇所：真狩村地域子育て支援センター、認定こども園まっかり保育所

（５）放課後児童健全育成事業の実施箇所、提供人数及び利用者数の見込み及び実績

■令和２年度～令和６年度(毎年度４月１日)

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所	目標	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実績	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
提供人数	目標	35 人/日	35 人/日	35 人/日	35 人/日	35 人/日
	実績	35 人/日	35 人/日	35 人/日	35 人/日	35 人/日
利用者数	見込	30 人/日	33 人/日	30 人/日	31 人/日	28 人/日
	実績	31 人/日	28 人/日	33 人/日	35 人/日	27 人/日

※実施箇所：真狩村放課後児童クラブ

（６）地域子育て支援拠点事業の実施箇所、利用者数の見込み及び実績

■令和２年度～令和６年度

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施箇所	目標	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
	実績	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所	１箇所
利用者数	見込	1,338 人回	1,290 人回	1,308 人回	1,194 人回	1,188 人回
	実績	1,525 人回	1,015 人回	1,441 人回	1,596 人回	

※実施箇所：真狩村地域子育て支援センター

（７）妊婦に対する健康診査の利用者数の見込み及び実績

■令和２年度～令和６年度

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	見込	15 人 210 回	13 人 182 回	13 人 182 回	12 人 168 回	12 人 168 回
	実績	21 人 197 回	16 人 148 回	23 人 188 回	19 人 146 回	

（８）乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の利用者数の見込み及び実績

■乳児家庭全戸訪問事業 令和２年度～令和６年度

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	見込	15 人	13 人	13 人	12 人	12 人
	実績	14 人	15 人	12 人	14 人	

■養育支援訪問事業 令和2年度～令和6年度

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	見込	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人	0人	

(9) ショートステイ事業・トワイライトステイ事業の利用者数の見込み及び実績

■令和2年度～令和6年度

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	見込	0人日	10人日	10人日	10人日	10人日
	実績	—	0人日	0人日	8人日	

(10) ファミリー・サポート・センター事業の利用者数の見込み及び実績

■令和2年度～令和6年度

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	見込	252人日	252人日	252人日	252人日	252人日
	実績	0人日	0人日	0人日	0人日	

(11) 時間外（延長）保育事業の利用者数の見込み及び実績

■令和2年度～令和6年度

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	見込	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人	0人	

(12) 病児保育事業の利用者数の見込み及び実績

■令和 2 年度～令和 6 年度

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者数	見込	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
	実績	0 人	0 人	0 人	0 人	

2. 教育・保育に関する提供区域の設定

(1) 提供区域の設定の趣旨

子ども・子育て支援法により、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、提供区域を設定することが規定されています。

(2) 提供区域の設定

身近な地域で希望するサービスを利用しやすい提供体制の確保のため、本村全域を教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域と設定します。

(3) 量の見込みと確保方策の考え方

教育・保育の見込み量については、アンケート結果及び児童の推計人口を勘案して算出していますが、事業によっては現況と乖離する見込み量となる場合があるため、計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向と現況に近い見込み量に調整し算出しています。

確保方策については、事業の見込み量に応じた提供体制の確保に努めます。

(4) 児童の推計人口

年度 年齢別		令和 6 (実績)	令和 7 (推計)	令和 8 (推計)	令和 9 (推計)	令和 10 (推計)	令和 11 (推計)
推 計 人 口	0 歳	14	13	12	11	11	10
	1 歳	15	15	14	13	12	12
	2 歳	10	14	14	13	12	11
	3 歳	14	9	13	13	12	11
	4 歳	18	14	9	13	13	12
	5 歳	15	17	13	9	12	12
	小計	86	82	75	72	72	68
	6 歳 (小 1)	7	13	15	12	8	11
	7 歳 (小 2)	13	7	13	15	12	8
	8 歳 (小 3)	14	12	7	12	14	11
	9 歳 (小 4)	16	14	12	7	12	14
	10 歳 (小 5)	15	16	14	12	7	12
	11 歳 (小 6)	12	15	16	14	12	7
	小計	77	77	77	72	65	63
	12 歳	15	12	15	16	14	12
	13 歳	13	15	12	15	16	14
	14 歳	15	12	14	11	14	15
	15 歳	18	16	13	15	12	15
	16 歳	20	18	16	13	15	12
	17 歳	11	20	18	16	13	15
	小計	92	93	88	86	84	83
	総合計	255	252	240	230	221	214

(※住民基本台帳人口のコーホート変化率及び村独自推計により算出)

コーホート変化率法

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

ただし、各階層年齢人口を変化率で算出するため、本村のように人口が少ない場合年度推移で年齢人口の比較には差異が生じます。

3. 量の見込みと確保方策

(1) 特定教育・保育施設等

認定区分（1号認定：3～5歳児で保育の必要性がないこども、2号認定：3～5歳児で保育の必要性があるこども、3号認定：0～2歳児で保育の必要性があるこども）に応じた年度ごとの量の見込みと確保方策及び3号認定における保育利用率（年度ごとの0～2歳児推計人口／3号認定利用定員）は以下のとおりです。

■令和6年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
①実績(令和6年4月1日)		3人	40人	17人	—
②確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	—	—	—
過不足(②－①)		—	—	—	—

■令和7年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
①量の見込み		4人	38人	19人	—
②確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	—	—	—
過不足(②－①)		—	—	—	—

■令和8年度

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上		1・2歳	0歳児
①量の見込み		4人	33人	18人	—
②確保方策	認定こども園	10人	60人	20人	—
	認可外保育所	—	—	—	—
過不足(②－①)		—	—	—	—

■令和 9 年度

		1 号認定	2 号認定	3 号認定	
		3 歳以上		1・2 歳	0 歳児
①量の見込み		3 人	33 人	17 人	—
②確保方策	認定こども園	10 人	60 人	20 人	—
	認可外保育所	—	—	—	—
過不足 (②－①)		—	—	—	—

■令和 10 年度

		1 号認定	2 号認定	3 号認定	
		3 歳以上		1・2 歳	0 歳児
①量の見込み		2 人	34 人	16 人	—
②確保方策	認定こども園	10 人	60 人	20 人	—
	認可外保育所	—	—	—	—
過不足 (②－①)		—	—	—	—

■令和 11 年度

		1 号認定	2 号認定	3 号認定	
		3 歳以上		1・2 歳	0 歳児
①量の見込み		2 人	32 人	15 人	—
②確保方策	認定こども園	10 人	60 人	20 人	—
	認可外保育所	—	—	—	—
過不足 (②－①)		—	—	—	—

■3 号認定における保育利用率

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0～2 歳推計人口	42 人	40 人	37 人	35 人	33 人
3 号認定利用定員	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
保育利用率	47.6%	50.0%	54.1%	57.1%	60.6%

（２）利用者支援事業

こども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■利用者支援事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【利用者支援事業の方向性】

平成 28 年度より住民課にて実施していますが、専門職員の配置は困難であるため保健師等が行っています。

利用者のニーズを把握し、それに基づき情報の集約・提供、相談、支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施するとともに、関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行いながら地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

（３）一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■一時預かり事業における量の見込み①

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
真狩村地域子育て支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
認定こども園 まっかり保育所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

■一時預かり事業における量の見込み②

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	180 人	165 人	161 人	161 人	152 人
②確保方策	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人	1,440 人
真狩村地域子育て支援センター	480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
認定こども園 まっかり保育所	960 人	960 人	960 人	960 人	960 人
過不足（②－①）	—	—	—	—	—

※認定こども園まっかり保育所では定員を超えない範囲で一時預かり事業を実施

【一時預かり事業の方向性】

真狩村地域子育て支援センター（ゆうゆう）及び認定こども園まっかり保育所で実施しています。保育士等の確保は困難ですが、真狩村地域子育て支援センターの利用時間については 1 時間早めて午前 9 時からとし、保護者の利便性の向上に努めています。

（４）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。

■放課後児童健全育成事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	22 人	25 人	24 人	22 人	22 人
1 年生	9 人	11 人	8 人	6 人	8 人
2 年生	4 人	8 人	9 人	7 人	5 人
3 年生	6 人	4 人	6 人	7 人	6 人
4 年生	3 人	2 人	1 人	2 人	3 人
5 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
6 年生	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保方策	35 人	35 人	35 人	35 人	35 人
真狩村放課後 児童クラブ	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
過不足（②－①）	—	—	—	—	—

【放課後児童健全育成事業の方向性】

1 年生から 4 年生までを 1 支援単位として真狩村放課後児童クラブ（おひさまクラブ）を開設しています。全学年を 1 支援単位とすると、低学年と高学年の体格差や活動範囲・運動能力の違いや遊びの嗜好など大きく開きがあり、お互いの安全性などに問題が生じる恐れがあります。

保健福祉センターの児童館機能を利用し、放課後等に児童が自由に利用できる“遊び場・居場所”として開放していますが、少年団活動等を行っていないく、保護者が昼間家庭にいない 5 年生以上のニーズがあるため、安全で楽しい空間、場所の確保により受け入れを検討します。

（５）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等の支援を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1,248 人回	1,170 人回	1,122 人回	1,086 人回	1,026 人回
②確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の方向性】

子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点として、真狩村地域子育て支援センター（ゆうゆう）を設置しています。地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

また、子育てサークルとボランティアの育成のための企画・事業を開催するとともに、地域の保育資源の情報提供及び連携・協力体制の構築に努めていきます。

（６）妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■妊婦健康診査事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	13 人 182 回	12 人 168 回	12 人 168 回	11 人 154 回	10 人 140 回
②確保方策	実施場所：道内の契約医療機関・助産所 検査項目：問診・診察・体重・血圧測定、尿検査・血液型・貧血・ 血糖・C型肝炎、B型肝炎・梅毒・風疹・H I V 抗体・ H T L V - I 抗体・トキソプラズマ・子宮頸がん検査・ 性器クラミジア・細菌性膣症・ノンストレス検査・ 超音波検査				

【妊婦に対する健康診査の方向性】

妊婦の健康状態やお腹の赤ちゃんの発育などを身体測定や血液・血圧・尿などの妊婦健診を受けることで、病気などの早期発見、早期治療に努めます。

妊婦健診の回数は妊婦の身体状況、胎児の発育状況によって異なりますが、妊娠期間中に概ね 14 回実施します。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供、養育環境などの把握を行う事業です。

■乳児家庭全戸訪問事業における量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13人	12人	12人	11人	10人
②確保方策	実施機関：真狩村役場住民課 保健師3名				

【乳児家庭全戸訪問事業の方向性】

育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか子育て支援に関する情報提供等と親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。また、訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、関係者によるケース会議等を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供に努めます。

（８）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅に訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより適切な養育の確保を実施する事業です。

■養育支援訪問事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
②確保方策	実施期間：真狩村役場住民課 保健師 3 名				

【養育支援訪問事業の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等により、特に養育支援を必要とする若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠など、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、出産後間もない時期（おおむね 1 年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、虐待の恐れやそのリスクを抱えると認められる家庭については専門的な支援を実施します。

（９）子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所し、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）により必要な保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②確保方策	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

【子育て短期支援事業の方向性】

子育て短期支援事業については、潜在的なニーズがあると思われます。

村内に児童養護施設等がなく誘致等も困難であるため、蘭越町にある児童養護施設北海愛星学園に委託し、原則 7 日以内の宿泊を伴う預かりや平日夜間又は休日に預かりを行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることに努めています。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

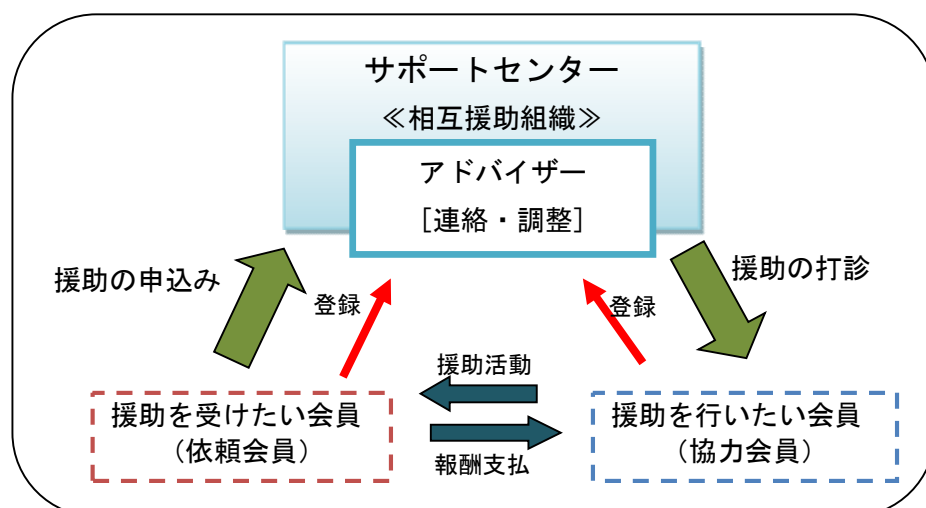
乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と援助を行うことを希望する人（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業における量の見込み

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	154 人日	154 人日	154 人日	154 人日	154 人日
②確保方策	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	▲154 人日	▲154 人日	▲154 人日	▲154 人日	▲154 人日

【子育て援助活動支援事業の方向性】

こどもが病気になったときなどに利用する保護者の潜在的なニーズがあります。地域の中で子育てを支援していくネットワークの構築、相互協力と信頼関係に基づく事業の取り組みが必要となっているといえます。今後、事業の委託などを含めて体制の整備を図ることに努めます。



(11) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定（2号認定・3号認定）を受けているこどもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において保育所で保育を行う事業です。

■延長保育事業における量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10人	10人	10人	10人	10人
②確保方策	実人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
過不足（②－①）		▲10人	▲10人	▲10人	▲10人	▲10人

【延長保育事業（時間外保育事業）の方向性】

認定こども園まっかり保育所では、平成28年度より保育標準時間（11時間）となる午前7時30分から午後6時30分まで保育を実施しています。延長保育については保護者のニーズを十分に検討しながら、開所時間の延長について保育士の確保を含めた体制整備を図ることに努めます。

(12) 病児保育事業

病気及び病気の回復期にあたるため集団保育の困難な児童を一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

■国の開設基準

類型	対象	開設要件
病児対応型	病気の回復期に至らない場合で集団保育が困難であり、当面の症状の急変が認められない場合	・看護師、保健師又は助産師を10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置 ・病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設
病後児対応型	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間	・看護師、保健師又は助産師を10人につき1名以上、保育士を3人につき1名以上配置 ・病院、診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設
体調不良児対応型	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童で、緊急的な対応を必要とする児童	・看護師、保健師又は助産師を1名以上配置 ・体調不良児の人数は看護師等1名に対し2名程度
非施設型(訪問型)	回復期に至らない場合、または回復期でありかつ集団保育が困難な期間	・当該児童の自宅において一時的に保育 ・預かりは一定の研修を修了した看護師等、保育士家庭的保育者1名に対して1名程度

■病児保育事業における量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		116人	116人	116人	116人	116人
②確保方策	病児・病後児対応型	—	—	—	—	—
	体調不良児対応型	—	—	—	—	—
	非施設型(訪問型)	—	—	—	—	—
過不足(②—①)		▲116人	▲116人	▲116人	▲116人	▲116人

【病児保育事業の方向性】

就労する保護者にとって病児保育事業のニーズ量の高いものになっています。しかし、本村の保育施設において設備基準等の要件を満たす病児・病後児保育を開設することはコストや人材確保からも困難であります。

近隣町村や医療機関と協議を進め、広域的な対策を検討する必要があります。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■子育て世帯訪問支援事業における量の見込み

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		52 人日	52 人日	52 人日	52 人日	52 人日
②確保方策	延べ 人数	—	—	—	—	—
過不足 (②－①)		▲52 人日	▲52 人日	▲52 人日	▲52 人日	▲52 人日

【子育て世帯訪問支援事業の方向性】

社会課題が多様化・複雑化する中、本村においても育児や家庭に困難を抱える子育て世帯もあり、潜在的なニーズがあると思われます。

今後、ニーズが顕在化したときにスムーズに対応ができるよう、事業の委託などを含めて、体制の整備を図ることに努めます。

(14) 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■児童育成支援拠点事業における量の見込み

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保方策	実人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
過不足 (②－①)		▲3 人	▲3 人	▲3 人	▲3 人	▲3 人

【児童育成支援拠点事業の方向性】

事業の対象となる児童にとって、安心して過ごすことのできる居場所を提供することは、こどもの健全な育成において非常に重要です。

しかし、本村が単独で当該事業の拠点となる施設や体制を整備することは、コストや人材確保の面からも困難であるため、近隣町村とも協議を進め、広域的な対策を検討する必要があります。

(15) 親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業とは、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

■親子関係形成支援事業における量の見込み

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
②確保方策	実人数	—	—	—	—	—
	実施機関：真狩村役場住民課 保健師 3 名					
過不足 (②－①)		▲3 人	▲3 人	▲3 人	▲3 人	▲3 人

【親子関係形成支援事業の方向性】

「褒め方が分からない」「発達の特徴のため、どう対応していいかわからない」など、様々な親子関係の課題が想定されます。

ニーズの把握を行いながら、こどもとの接し方を学ぶ機会の提供により、こどもの健やかな育ちのためのより良い親子関係形成支援体制の構築に努めます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業とは、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ることを目的としています。

■妊婦等包括相談支援事業における量の見込み

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		妊娠届出数 13 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 39 回	妊娠届出数 12 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 36 回	妊娠届出数 12 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 36 回	妊娠届出数 11 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 33 回	妊娠届出数 10 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 30 回
②確保方策	実人数	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 45 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 45 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 45 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 45 回	妊娠届出数 15 件 1 組当たり 面談回数 3 回 面談実施 合計回数 45 回
	実施機関：真狩村役場住民課 保健師 3 名					
過不足 (②－①)		—	—	—	—	—

【妊婦等包括相談支援事業の方向性】

妊婦等包括相談支援事業については、現在、伴走型相談として妊娠届出時・出産前・出産後の 1 人あたり計 3 回を基本として面談を実施しており、妊娠・子育ての不安を解消し、ニーズに応じた支援につながるよう、継続してサービスを提供するよう努めます。

(17) 乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業とは、保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的としています。

■乳児等通園支援事業における量の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（0歳児）		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保方策 （0歳児）	延べ 人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
過不足（②－①）		▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日
①量の見込み（1歳児）		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保方策 （1歳児）	延べ 人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
過不足（②－①）		▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日
①量の見込み（2歳児）		0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保方策 （2歳児）	延べ 人数	—	—	—	—	—
	施設数	—	—	—	—	—
過不足（②－①）		—	▲1人日	▲1人日	▲1人日	▲1人日

【乳児等通園支援事業の方向性】

国においては、令和8年度から「こども誰でも通園制度」の創設を予定しており、本村においても国の実施要綱等を確認しながら、事業の実施に向けた検討を進めます。

(18) 産後ケア事業

産後ケア事業とは、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

■産後ケア事業における量の見込み

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		44 人日	41 人日	41 人日	38 人日	34 人日
②確保方策	延べ 人数	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日	60 人日
	実施機関：真狩村役場住民課 保健師 3 名					
過不足 (②－①)		—	—	—	—	—

【産後ケア事業の方向性】

産後ケア事業については、これまでアウトリーチ型の事業を本村の「なみうち助産院」に委託し実施してきました。

今後、本村の救急医療を担う JA 北海道厚生連倶知安厚生病院でも宿泊型・デイサービス型の事業がスタートされる予定となっており、当該事業の開始に合わせ、本村の産後ケア事業においてもサービスの拡充を検討し、利便性の向上を図るよう努めます。

4. 教育・保育事業の推進

（１）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の連携

本村における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、事業間での課題や情報の共有を図りながら子育て支援の最適化に努めます。

（２）幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月 1 日より認定こども園などを利用する 3 歳児以上のすべてのこども及び住民税非課税世帯の 3 歳児未満のこどもを対象に幼児教育・保育の無償化が実施されています。

本村の施策として、村内の保育所を利用する 3 歳児未満の保育料については国で定める基準額から減免、3 歳児以上の給食費については国で定める基準を超えてすべてのこどもを無償とし、子育て世帯における経済的負担の軽減を図っています。

また、子育てのための施設等利用給付が新設され、認可外保育所等を利用するこどもの保育料等については月額の上限額の範囲内まで無償となっています。

さらに、3 歳児から 5 歳児までの障害のあるこどもが利用する児童発達支援などの利用者負担も全額無償となっています。

（３）放課後対策の推進

放課後児童クラブについては、村内小学校の 1 年生から 4 年生までを 1 支援単位として開設し、定員は 35 人となっています。今後については、子育て世帯のニーズに合わせ、6 年生までの利用を検討します。

また、学習、体験活動などを行う放課後こども教室については、こども英会話教室などはこの趣旨に基づき実施していますが、放課後児童クラブの所管である住民課と放課後こども教室の所管である教育委員会が連携し、保護者や地域住民の参画を得ながらこどもの放課後の活動の場の提供に努めます。

（４）保育士の確保及び保育の質の向上

保育ニーズの増加等により本村においても保育士の確保が困難になってきています。国が実施している子育て安心プラン等の活用により潜在保育士の就労等の支援に努めます。また、保育所等が実施する保育の質の維持・向上のための研修の支援に努めます。

1. 推進体制の充実

本計画では、幼児期の特定教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを策定しました。

次代を担うこども自身から高齢者まで、全世代で子育て支援を担う参加意識の高揚を図るとともに、関係機関が一体となり子育て支援を推進します。

本計画の推進のためには、村だけでなく、児童相談所等の行政組織や、こども・若者の育みに関係する民間団体・住民ネットワーク及び地域住民の協力が不可欠です。

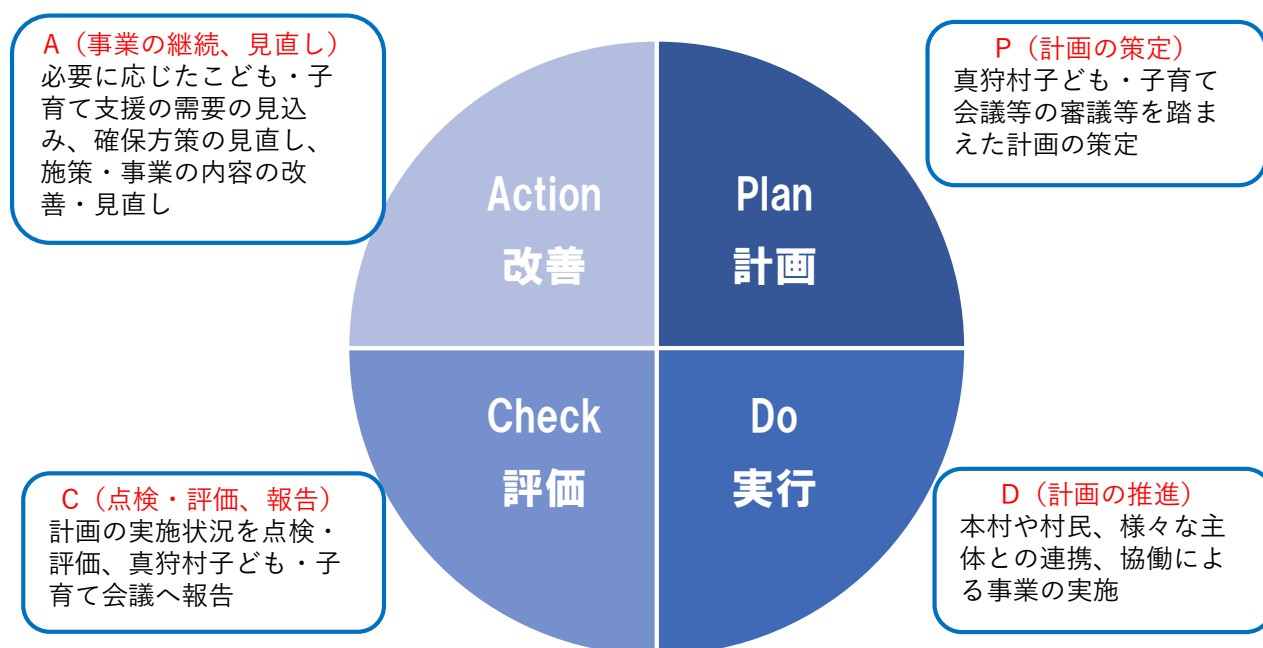
そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

2. 計画の進捗管理・評価に向けて

本計画の進行管理については、「真狩村子ども・子育て会議」や関係機関において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について評価していきます。

また、計画に定める量の見込みなどが大幅に変動する場合は、必要に応じて計画の一部見直しを行います。

■PDCA サイクルの確立



真狩村 こども計画

令和 7 年 3 月策定

〒048-1631 北海道真狩村字真狩 118 番地

真狩村役場住民課

Tel 0136-45-3612

E-mail : jyuumin@vill.makkari.lg.jp